

改正案

目次

第一章（略）

第二章 協同組織金融機関の更生手続

第一節・第二節（略）

第三節 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款～第四款（略）

第五款 更生協同組織金融機関の役員等の責任の追及（第六十二条・第六十三条）

第六款～第九款（略）

第四節～第七節（略）

第八節 更生計画認可後の手続

第一款（略）

第二款 更生計画の遂行（第二百二十七条 第四百四十八条の二）

第三款（略）

第九節～第十二節（略）

第三章 相互会社の更生手続

第一節・第二節（略）

第三節 更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等

第一款～第四款（略）

第五款 更生会社の役員等の責任の追及（第二百二十八条・第二百二十九条）

第六款～第九款（略）

第四節～第七節（略）

第八節 更生計画認可後の手続

第一款（略）

第二款 更生計画の遂行（第二百九十七条 第三百二十一条の二）

第三款（略）

第九節～第十二節（略）

第四章 金融機関等の更生手続の特例

第一節 銀行の更生手続の特例

第一款・第二款（略）

第三款 更生計画の遂行に関する特例（第三百四十九条 第三百五十四条の三）

第四款（略）

現行

目次

第一章（略）

第二章（同上）

第一節・第二節（略）

第三節（同上）

第一款～第四款（略）

第五款 更生協同組織金融機関の役員等の責任の追及（第六十二条・第六十三条）

第六款～第九款（略）

第四節～第七節（略）

第八節（同上）

第一款（略）

第二款 更生計画の遂行（第二百二十七条 第四百四十八条）

第三款（略）

第九節～第十二節（略）

第三章（同上）

第一節・第二節（略）

第三節（同上）

第一款～第四款（略）

第五款 更生会社の役員等の責任の追及（第二百二十八条・第二百二十九条）

第六款～第九款（略）

第四節～第七節（略）

第八節（同上）

第一款（略）

第二款 更生計画の遂行（第二百九十七条 第三百二十一条）

第三款（略）

第九節～第十二節（略）

第四章（同上）

第一節（同上）

第一款・第二款（略）

第三款 更生計画の遂行に関する特例（第三百四十九条 第三百五十四条）

第四款（略）

第二節 保険業を営む株式会社の更生手続の特例

第一款・第二款 (略)

第三款 更生計画の遂行に関する特例(第三百六十六条 第三百七十三条の二)

第四款 雑則(第三百七十四条・第三百七十五条)

第三節(第六節 (略))

第五章(第八章 (略))

(定義)

第四条 (略)

2・9 (略)

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生協同組織金融機関の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権及び商法(明治三十二年法律第四十八号)又は会社法(平成十七年法律第 号)の規定による留置権に限る。)の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの(共益債権であるものを除く。)のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時にあける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権(社債を除く。)のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限る。

11 (略)

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保債権をいう。ただし、次節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保債権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保債権者をいう。ただし、次節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保債権者となるものをいう。

14・15 (略)

(会社更生法の規定を準用する場合の読替え等)

第五条 この章(第七條、第百四條、第百二十七條第三項、第百三十八條第六項、第百四十條第一項、第百四十一條第一項、第百四十三條第六項及び第七項並びに第百六十二條第二項を除く。)の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは、「更生特例法第二章」と、「開始前会社」とあるのは、「開始前協同組織金融機関(更生特例法第四條第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。)(と、「株式会社」とあるのは、「協同組織金融機関(更生特例法第二章第二項

第二節 (同上)

第一款・第二款 (略)

第三款 更生計画の遂行に関する特例(第三百六十六条 第三百七十三条)

第四款 (同上)

第三節(第六節 (略))

第五章(第八章 (略))

(定義)

第四条 (略)

2・9 (略)

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生協同組織金融機関の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定による留置権に限る。)の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの(共益債権であるものを除く。)のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時にあける時価であるとした場合における当該担保権によつて担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権(社債を除く。)のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限る。

11 (略)

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保債権をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保債権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保債権者をいう。ただし、第二節第二款においては、開始前協同組織金融機関について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保債権者となるものをいう。

14・15 (略)

(会社更生法の規定を準用する場合の読替え等)

第五条 この章(第百四條第二項、第百七條、第百二十七條第三項、第百三十四條第三項、第百三十五條第六項、第百三十七條第一項、第百三十八條第二項、第百四十條第一項、第百四十二條第七項及び第百六十二條第二項を除く。)の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは、「更生特例法第二章」と、「開始前会社」とあるのは、「開始前協同組織金融機関(更生特例法第四條第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。)(と、「株式会社」とあるのは、「協同

に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「更生会社」とあるのは、「更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあるのは、「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは、「名称」と、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、「営業所」とあるのは、「事務所」と、「取締役、会計参与」とあるのは、「理事」と、「代表取締役」とあるのは、「代表理事（更生特例法第二条第十一項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役、執行役」とあるのは、「監事」と、「支配人」とあるのは、「参事等（更生特例法第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と、「発起人、設立時取締役及び設立時監査役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

### (更生事件の管轄)

第七条 会社更生法第五条（第一項、第四項及び第五項を除く。）及び第六条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは、「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）」の主たる事務所の所在地」と、同条第三項中「株式会社が他の株式会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する」とあるのは、「協同組織金融機関が株式会社を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（第四条第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（第三十二条第六項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第三十二条第五項に規定する子会社とする。）と、「当該他の株式会社」とあるのは、「当該株式会社」と、「当該株式会社（以下この項及び次項において「親株式会社」という。）」とあるのは、「当該協同組織金融機関」と、「することができ、親株式会社について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができ、とあるのは、「することができ」と、同法第六条中、「この法律」とあるのは、「更生特例法第一章」と読み替えるものとする。

### (更生事件の移送)

第八条 会社更生法第七条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中、「第五条第二項から第六項まで」とあるのは、「更生特例

組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」と、「更生会社」とあるのは、「更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは、「組合員等（更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。）」と、「商号」とあるのは、「名称」と、「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、「支店」とあるのは、「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは、「事務所」と、「取締役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは、「理事」と、「代表取締役」とあるのは、「代表理事（更生特例法第二条第十一項に規定する代表理事をいう。）」と、「監査役」とあるのは、「監事」と、「支配人」とあるのは、「参事等（更生特例法第二条第十二項に規定する参事等をいう。）」と、「営業」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

### (更生事件の管轄)

第七条 会社更生法第五条（第一項第一号及び第三号から第五号までを除く。）及び第六条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは、「所在地」と、同条第二号中「株式会社が商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）」である株式会社」とあるのは、「協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。）」が協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（第四条第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（第三十二条第六項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第三十四条第五項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と読み替えるものとする。

### (更生事件の移送)

第八条 会社更生法第七条の規定は、協同組織金融機関の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中、「第五条第二項各号」とあるのは、「更生特例法第七条に

法第七条において準用する第五條第三項又は第六項」と読み替えるものとする。

(解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て)

第十七條 清算中又は破産手続開始後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十三條、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八條の三又は労働金庫法第五十三條に定める決議によらなければならない。

(更生手続開始の申立ての手続等)

第十八條 会社更生法第二十条から第二十三條までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五條第一項」と、同法第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項」と、「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。」の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五條」と、同法第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項又は第三項」と、「代表者(外国に本店があるときは、日本における代表者)」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する次条第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第三十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十九條 会社更生法第二十四條(第一項第三号を除く。)及び第二十五條から第二十七條までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四條第一項第一号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同法第二十五條第一項中「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八條第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七條第六項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例

において準用する第五條第二項第二号又は第六号」と読み替えるものとする。

(解散後の協同組織金融機関による更生手続開始の申立て)

第十七條 清算中又は破産手続開始後の協同組織金融機関がその更生手続開始の申立てをするには、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十三條、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八條又は労働金庫法第五十三條に定める決議によらなければならない。

(更生手続開始の申立ての手続等)

第十八條 会社更生法第二十条から第二十三條までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「更生特例法第十五條第一項」と、同法第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項」と、「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権(商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式)についての議決権を除き、同法第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。」の数」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第十五條」と、同法第二項中「第十七条第二項」とあるのは「更生特例法第十五條第二項又は第三項」と、「代表者(外国に本店があるときは、日本における代表者)」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する次条第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第三十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十九條 会社更生法第二十四條(第一項第三号を除く。)及び第二十五條から第二十七條までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四條第一項第一号中「整理手続又は特別清算手続」とあるのは「又は整理手続」と、同法第二十五條第一項中「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八條第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七條第六項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例

法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(更生手続開始前における商事留置権の消滅請求)

第二十一条 会社更生法第二十九条の規定は、開始前協同組織金融機関の財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合について準用する。

(管財人に関する規定等の保全管理人等への準用)

第二十四条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで及び第八十二条第一項から第三項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人について、第五十三条第一項から第四項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十四条第一項、第五十七条第二項及び第七十六条第二項中、「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産(更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と、同法第五十九条中、「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは、「更生特例法第二十二條第三項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中、「会社法第二條第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二條第六項又は労働金庫法第三十二條第五項」と、同法第八十二条第二項中、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

## 2・3 (略)

4 会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前協同組織金融機関の理事、監事及び清算人について準用する。この場合において、同項中「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項」と読み替えるものとする。

(理事等の管財人の適性に関する調査)

第二十七条 会社更生法第三十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員による管財人の適性に関する調査について準用する。この場合において、同条中「発起人、設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは、「発起人」と読み替えるものとする。

法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(更生手続開始前における商事留置権の消滅請求)

第二十一条 会社更生法第二十九条の規定は、開始前協同組織金融機関の財産につき商法の規定による留置権がある場合について準用する。

(管財人に関する規定等の保全管理人等への準用)

第二十四条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四条、第五十七条、第五十九条、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第七十六条から第八十条まで及び第八十二条第一項から第三項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人について、第五十三条第一項から第四項までの規定は協同組織金融機関の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十四条第一項、第五十七条第二項及び第七十六条第二項中、「更生会社財産」とあるのは、「更生協同組織金融機関財産(更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。)」と、同法第五十九条中、「第四十三条第一項の規定による公告」とあるのは、「更生特例法第二十二條第三項において準用する第三十一条第一項の規定による公告」と、同法第七十七条第二項中、「(商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)」又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。)」とあるのは、「(協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二條第六項又は労働金庫法第三十四條第五項に規定する子会社をいう。)」と、同法第八十二条第二項中、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人又は管財人」と、同条第三項中、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

## 2・3 (略)

4 会社更生法第六十六条第一項本文の規定は、保全管理人が選任されている期間中における開始前協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。

(理事等の管財人の適性に関する調査)

第二十七条 会社更生法第三十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員による管財人の適性に関する調査について準用する。

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第二十八条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「会社法第二十一条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十一条第五項」と読み替えるものとする。

(更生手続開始前の調査命令)

第二十九条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第七十二条第二項に規定する調査命令を発することができる。

一 (略)

二 第二十条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第三十条の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 (略)

(更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分)

第三十条 (略)

第三十一条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条(第一項第五号を除く。)及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の決定について準用する。

この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは、「更生特例法第十五条」と、同項第二号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは、「又は再生手続」と、同法第四十二条第二項中「第三百三十八条から第四百四条まで又は第四百二十二条」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条若しくは第三百三十九条、更生特例法第八十二条において準用する第四百四条第一項若しくは第二項又は更生特例法第八十四条」と、同法第四十三条第一項中「公告しなければならぬ。ただし、第五号に規定する社債管理者等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。」とあるのは、「

(管財人に関する規定の監督委員への準用)

第二十八条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。)(又は連結子会社(更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。))」とあるのは、「(協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。)」と読み替えるものとする。

(更生手続開始前の調査命令)

第二十九条 (同上)

一 (略)

二 第二十条において準用する会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第三十条の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員責任等査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三 (略)

(更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分)

第三十条 (略)

第三十一条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条(第一項第五号を除く。)及び第四十四条の規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の決定について準用する。

この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは、「更生特例法第十五条」と、同項第二号中「整理手続又は特別清算手続」とあるのは、「又は整理手続」と、同法第四十二条第二項中「第三百三十八条から第四百四条まで又は第四百二十二条」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条若しくは第三百三十九条、更生特例法第八十二条において準用する第四百四条第一項若しくは第二項又は更生特例法第八十四条」と、同法第四十三条第一項中「公告しなければならぬ。ただし、第五号に規定する社債管理会社等がないときは、同号に掲げる事項については、公告することを要しない。」とあるのは「

「公告しなければならない。」と、同条第三項第四号中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第二十九条」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第二章第二節第二款」と読み替えるものとする。

(更生協同組織金融機関の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第三十二条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の協同組織金融機関(以下この章において「組織変更後の協同組織金融機関」という。)について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の普通銀行(以下この章において「転換後銀行」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一 (略)

二 出資一口の金額の減少

三 剰余金の配当

四 合併

五 解散

六 転換(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。)(第二条第七項に規定する転換であつて、更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関又は普通銀行となるものをいう。以下この章において同じ。))

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社の定款の変更をすることができない。

(事業の譲渡)

第三十三条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 (略)

4 管財人は、第一項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等(労働金庫の個人

「公告しなければならない。」と、同条第三項第四号中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第二十九条」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第二章第二節第二款」と読み替えるものとする。

(更生協同組織金融機関の組織に関する基本的事項の変更の禁止)

第三十二条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の協同組織金融機関(以下この章において「組織変更後の協同組織金融機関」という。)について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生協同組織金融機関がその組織を変更した後の株式会社(以下この章において「組織変更後の株式会社」という。)について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一 (略)

二 剰余金の配当

三 合併

四 出資一口の金額の減少

五 解散又は異種の協同組織金融機関若しくは株式会社への組織変更

(新設)

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社の定款の変更をすることができない。

(事業の譲渡)

第三十三条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡する場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生協同組織金融機関の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 (略)

4 管財人は、第一項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等(労働金庫の個人

会員を除く。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

一・二（略）

5 前項の規定による組合員等に対する通知は、中小企業等協同組合法第五十条第一項、信用金庫法第四十八条第一項若しくは労働金庫法第五十条第一項本文に規定する場所又は組合員等が管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6～9（略）

10 第二項の許可を得て更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をする場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項、信用金庫法第五十八条第一項又は労働金庫法第六十二条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

11 前項に規定する場合には、中小企業等協同組合法第五十七条の三第六項において準用する同法第五十七条、信用金庫法第五十八条第七項において準用する同法第五十二条の二又は労働金庫法第六十二条第七項において準用する同法第五十七条の二において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の組合員等、理事、監事、清算人、破産管財人又は債権者は、事業の全部の譲渡の無効の訴えを提起することができない。

（相殺）

第三十五条 会社更生法第四十八条から第四十九条の二までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第三百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項」と、同法第四十九条第一項第四号中「再生手続開始又は特別清算開始」とあるのは「又は再生手続開始」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第三十六条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「更生手続開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは更生手続開始」と、「強制執行等若しくは企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」と、「中止し、特別清算手続はその効力を失う」とあるのは「中止する」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同号中「強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二

員を除く。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

一・二（略）

5 前項の規定による組合員等に対する通知は、中小企業等協同組合法第五十条第一項、信用金庫法第四十六条第一項若しくは労働金庫法第五十条第一項本文に規定する場所又は組合員等が管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6～9（略）

（新設）

（新設）

（相殺）

第三十五条 会社更生法第四十八条から第四十九条の二までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権者等による相殺について準用する。この場合において、同法第四十八条第一項中「第三百三十八条第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項」と、同法第四十九条第一項第四号中「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「又は整理開始」と読み替えるものとする。

（他の手続の中止等）

第三十六条 会社更生法第五十条及び第五十一条の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における強制執行その他の手続について準用する。この場合において、同法第五十条第一項中「整理開始若しくは特別清算開始」とあるのは「若しくは整理開始」と、「強制執行等若しくは企業担保権の実行」とあるのは「強制執行等」と、「強制執行等の手続及び企業担保権の実行手続並びに」とあるのは「強制執行等の手続及び」と、「整理手続及び特別清算手続」とあるのは「整理手続」と、同項及び同条第五項第一号中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号」と、同号中「強制執行等の手続又は企業担保権の実行手続」とあるのは「強制執行等の手続」と、同条第二項、第五項第二号及び第十項中「第二十四条第二項」とある

十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同条第十一項中、「第二百四十二条」とあるのは、「更生特例法第二百五条第二項において準用する第二百四十二条」と、同法第五十一条第二項中、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（理事等の報酬等）

第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事、監事及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中、「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五、信用金庫法第三十五条の六又は労働金庫法第三十七条の四において準用する会社法第三百六十一条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、「同条第二項中、「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四十二条第三項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第五条の五若しくは第六条の二第二項、信用金庫法第三十五条の六若しくは第六十四条又は労働金庫法第三十七条の四若しくは第六十八条において準用する会社法第三百六十一条第一項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第五条の六、信用金庫法第三十五条の七又は労働金庫法第三十七条の五において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関及び子会社に対する調査）

第四十九条 会社更生法第七十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中、「会社法第二条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。

（管財人の競業の制限）

第五十一条 会社更生法第七十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生協同組織金融機関の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。

のは、「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第二項」と、同条第十一項中、「第二百四十二条」とあるのは、「更生特例法第二百五条第二項において準用する第二百四十二条第二項」と、同法第五十一条第二項中、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（理事等の報酬）

第四十三条 会社更生法第六十六条の規定は、更生協同組織金融機関の理事及び監事について準用する。この場合において、同条第一項中、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中、「商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項、信用金庫法第三十九条又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十九条及び第二百七十九条」と読み替えるものとする。

（更生協同組織金融機関及び子会社に対する調査等）

第四十九条 会社更生法第七十七条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中、「商法第二百一十一条第二項」に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。又は連結子会社（更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。」と読み替えるものとする。

（管財人の競業禁止義務）

第五十一条 会社更生法第七十九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生協同組織金融機関の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。

(管財人の報酬等)

第五十三条 (略)

2 管財人は、その選任後、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関若しくは株式会社に対する債権又は更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分若しくは転換後銀行若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社の株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 5 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第五十七条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一 (略)

二 更生協同組織金融機関が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始若しくは再生手続開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があつた後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第五十七条の二 (略)

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生協同組織金融機関の理事、監事、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第五十七条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、更生手続開始後、更生協同組織金融機関財産のために否認することができる。

一 更生協同組織金融機関が支払不能(更生協同組織金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。)になつた後又は更生手続開始、破産手続開始若し

(管財人の報酬等)

第五十三条 (略)

2 管財人は、その選任後、更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関若しくは株式会社に対する債権又は更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 5 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第五十七条 (同上)

一 (略)

二 更生協同組織金融機関が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは整理開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があつた後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第五十七条の二 (略)

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生協同組織金融機関が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第五十七条の三 (同上)

一 更生協同組織金融機関が支払不能(更生協同組織金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。)になつた後又は更生手続開始、破産手続開始、再

くは再生手続開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知つていた場合に限る。

イ・ロ（略）

二（略）

2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと）を知つていたものと推定する。

一 債権者が更生協同組織金融機関の理事、監事、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は清算人である場合

二（略）

3（略）

（否認権行使の効果等）

第六十条 会社更生法第八十九条から第九十八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条第三項」と、同条第一項並びに同法第九十一条の第二項、第二項及び第四項並びに第九十四条第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第九十一条の第二項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の第二項」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項若しくは第三項又は第五十七条の第二項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の第二項各号に掲げる者のいずれか」とあるのは「更生協同組織金融機関の理事、監事、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条の第三項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の第二項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の第二項において準用する第三十九条の第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは「更生特例法第二百五十条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

生手続開始若しくは整理開始の申立て（以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。）があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知つていた場合に限る。

イ・ロ（略）

二（略）

2（同上）

一 債権者が更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人である場合

二（略）

3（略）

（否認権行使の効果等）

第六十条 会社更生法第八十九条から第九十八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条第三項」と、同条第一項並びに同法第九十一条の第二項、第二項及び第四項並びに第九十四条第三項中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第九十一条の第二項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の第二項」とあるのは「更生特例法第五十七条第一項若しくは第三項又は第五十七条の第二項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の第二項各号に掲げる者のいずれか」とあるのは「更生協同組織金融機関の理事、監事又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の第三項」とあるのは「更生特例法第五十七条の第三項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の第二項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の第二項」とあるのは「更生特例法第二十九条の第二項において準用する第三十九条の第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは「更生特例法第二百五十条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第五款 更生協同組織金融機関の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第六十二条 会社更生法第九十九条(第一項第二号を除く。)の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における保全処分について準用する。この場合において、同項第一号中「発起人、設立時取締役、設立時監査役」とあるのは、「発起人」と、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(役員等の責任の査定の申立て等)

第六十三条 会社更生法第百条から第百三条までの規定は、前条において準用する同法第九十九条第一項第一号に規定する請求権の査定について準用する。この場合において、同法第百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する前条第一項第一号」と、同法第百一条第三項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第六十六条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは、「更生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは、「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百七十七條第七項に規定する株主委員会」とあるのは、「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは、「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五條第一項中「第四十二条第二項」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは、「更生特例法第三十三條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(調査命令)

第七十二条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一 第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする

第五款 更生協同組織金融機関の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第六十二条 会社更生法第九十九条(第一項第二号を除く。)の規定は、協同組織金融機関について更生手続開始の決定があつた場合における保全処分について準用する。この場合において、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(役員等の責任等の査定の申立て等)

第六十三条 会社更生法第百条から第百三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における理事、監事、発起人又は清算人の責任に基づく損害賠償請求権の査定について準用する。この場合において、同法第百条第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「更生特例法第六十二条において準用する前条第一項第一号」と、同法第百一条第三項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

第六十六条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは、「更生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは、「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百七十七條第七項に規定する株主委員会」とあるのは、「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは、「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五條第一項中「第四十二条第二項」とあるのは、「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは、「更生特例法第三十三條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(調査命令)

第七十二条 (同上)

一 第六十二条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第六十三条において準用する同法第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする

事情の有無及びその処分又は決定の要否

二、四（略）

2・3（略）

（管財人に関する規定の調査委員への準用）

第七十三条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「会社法第二十一条第三号」とあるのは、「協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。

（共益債権となる請求権）

第七十四条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一、三（略）

四 第五十三条第一項（第二十四条第一項、第二十八条、第五十三条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第六十七条において準用する会社更生法第一百七十七条第四項の規定、第七十条において準用する同法第二百三十三条第五項の規定、第七十一条において準用する同法第二百四十四条第一項の規定並びに第八十八条において準用する同法第六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五、七（略）

（退職手当の請求権の届出の特例）

第八十二条 会社更生法第四百十条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関の理事、監事、代表理事、清算人、代表清算人又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第三百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第八十八条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「第四百四十九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する

事情の有無及びその処分又は決定の要否

二、四（略）

2・3（略）

（管財人に関する規定の調査委員への準用）

第七十三条 第五十三条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「（商法第二百一十一条第二項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるものをいう。）又は連結子会社（更生会社が商法特例法第 二 条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項に規定する連結子会社をいう。）」とあるのは「（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）」と、同条第三項中「子会社又は連結子会社」とあるのは「子会社」と読み替えるものとする。

（共益債権となる請求権）

第七十四条（同上）

一、三（略）

四 第五十三条第一項（第二十四条第一項、第二十八条、第五十三条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第六十七条において準用する同法第一百七十七条第四項の規定、第七十条において準用する同法第二百三十三条第五項の規定、第七十一条において準用する同法第二百四十四条第一項の規定並びに第八十八条において準用する同法第六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五、七（略）

（退職手当の請求権の届出の特例）

第八十二条 会社更生法第四百十条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第三百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第八十八条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「第四百四十九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する



第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為、協同組織金融機関又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生協同組織金融機関の理事等)

第九十四条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 更生協同組織金融機関の理事に関する条項 理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - 二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期
  - 三 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時にいて特定信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下この章において同じ。)(又は特定金庫(信用金庫法第三十八条の二第三項又は労働金庫法第四十一条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下この章において同じ。))となる場合における更生協同組織金融機関の会計監査人に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
- 2| 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時にいて中小企業等協同組合法第六十九条第一項、信用金庫法第六十二条又は労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条の規定により清算をする協同組織金融機関となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。
- 一 更生協同組織金融機関の清算人に関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - 二 更生協同組織金融機関の監事に関する条項 監事の氏名又はその選任の方法及び任期
- 3| 第一項第一号及び第二号並びに前項第二号の任期は、一年を超えない。

(出資一口の金額の減少等)

第九十五条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば総会の議決が必要となる事項を定めなければならない。

- 一 出資一口の金額の減少
- 二 定款の変更
- 三 中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為

三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為(合併を除く。)、定款の変更、協同組織金融機関又は株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生協同組織金融機関の理事等)

第九十四条 更生協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事及び監事の氏名及び任期
  - 二 代表理事の氏名及び任期
  - 三 前号の場合において、数人の代表理事に共同して更生協同組織金融機関を代表させるときは、その旨
- 2| 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。
- 3| 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えない。

(事業の譲渡等)

第九十五条 (同上)

- 一 中小企業等協同組合法第五十七条の三第一項若しくは第二項、信用金庫法第五十八条第一項若しくは第二項又は労働金庫法第六十二条第一項若しくは第二項に規定する行為(合併を除く。)
- 二 定款の変更
- 三 出資一口の金額の減少

#### 四 剰余金の配当

(出資の受入れ)

第九十六条 出資の受入れに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

三 出資の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

四 第二百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等(組合員等となる資格を有する者に限る。次号及び第六号並びに第三百三十三条において同じ。)(又は組合員等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資の申込みをしたときは出資額の全部又は一部を払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

五 更生債権者等又は組合員等に対して出資の申込みをすることにより更生協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該出資の申込みの期日

六 前号に規定する場合には、更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項

(更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする出資の受入れ)

第九十七条 更生債権者等(組合員等となる資格を有する者に限る。第二号及び第三百三十四条において同じ。)(又は組合員等の権利の全部又は一部が消滅と引換えにする出資の受入れに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 受け入れる出資の口数

二 更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項

(新設)

(出資の受入れ)

第九十六条 (同上)

一 (略)

二 出資の払込期日

三 現物出資をする者があるときは、その者の氏名、出資の目的である財産及びその価格並びにこれに対して与える出資の口数

四 第二百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等(組合員等となる資格を有する者に限る。次号において同じ。)(又は組合員等の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部を払込みをしたものとみなすときは、その旨

五 更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権(協同組織金融機関その他の法人に対して行使することにより当該法人の出資又はこれに類するものの割当てを受けたこととなる権利をいう。以下同じ。)(を与えるときは、その旨

(新設)

(吸収合併)

第九十七条 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称

二 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に割り当てらるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

四 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関が更生債権者等(当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。)(に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五 合併後存続する協同組織金融機関の準備金に関する事項

六 合併により消滅する協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めるときは、その規定

(吸収合併)

第九十八条 吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十一条の三又は合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この章において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して出資等（協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項

イ 当該出資等が吸収合併存続金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（吸収合併存続金融機関の組合員等となることができない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項

2 吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続金融機関が銀行であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して株式等（株式又は金銭をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続金融機関の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

七 合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併の議決又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十 更生協同組織金融機関が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である協同組織金融機関につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めるときは、その規定

第九十八条 更生協同組織金融機関（信用金庫に限る。）が普通銀行と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である普通銀行の商号

二 合併契約の相手方である普通銀行の株主等（株主又は端株主をいう。以下同じ。）に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

三 更生協同組織金融機関の準備金に関する事項

四 合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めるときは、その規定

五 合併契約の相手方である普通銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時

六 合併すべき時期

七 合併契約の相手方である普通銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額

四 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生協同組織金融機関の組合員等に対して当該吸収合併存続金融機関の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

一 当該社債等が吸収合併存続金融機関の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

二 当該社債等が吸収合併存続金融機関の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

三 当該社債等が吸収合併存続金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生協同組織金融機関の組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

3) 吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）に関する事項においては、吸収合併契約において定めるべき事項を定めなければならない。

#### （新設合併）

第九十九条 新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、新設合併により設立する金融機関（以下この章において「新設合併設立金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立金融機関の組合員等となることのできない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資の割当てに関する事項

2) 新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金融機関が銀行であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

第九十九条 更生協同組織金融機関が銀行と合併して当該銀行が合併後存続する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である銀行の商号

二 合併契約の相手方である銀行が合併により定款の変更をするときは、その規定

三 合併契約の相手方である銀行が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項

四 合併契約の相手方である銀行が合併に際してする新株の発行に代えて当該銀行が有する自己の株式を更生協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数

五 合併契約の相手方である銀行が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てること（当該新株に代えて当該銀行が有する自己の株式を割り当てることを含む。）は、その割当てに関する事項

六 合併契約の相手方である銀行の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項

七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八 合併契約の相手方である銀行が更生協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

- 一 新設合併契約において定めるべき事項
- 二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項
- 四 新設合併設立金融機関が新設合併に際して新設合併により消滅する金融機関（以下この章において「新設合併消滅金融機関」という。）の組合員等又は株主に対して当該新設合併設立金融機関の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
  - イ 当該社債等が新設合併設立金融機関の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - ロ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
  - ハ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
- 五 前号に規定する場合には、新設合併消滅金融機関の組合員等又は株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項

（解散）

第百条 会社更生法第七十八条の規定は、更生協同組織金融機関の解散に関する条項について準用する。

- 九 合併契約の相手方である銀行における合併契約書承認決議のための株主総会の日時（当該銀行が株主総会の承認を得ないで合併をするときは、その旨）
- 十 合併すべき時期
- 十一 合併契約の相手方である銀行が合併の日までに利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配をするときは、その限度額
- 十二 合併契約の相手方である銀行につき合併に際して就職すべき取締役又は監査役を定めるときは、その規定
- 十三 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

（新設合併）

第百条 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併して協同組織金融機関を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称
- 二 合併により設立する協同組織金融機関の定款の規定
- 三 合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対する出資の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する協同組織金融機関が更生債権者等（当該協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する協同組織金融機関の準備金に関する事項
- 六 合併を行う各協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 七 合併により設立する協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法
- 八 第九十七條第七号から第九号までに掲げる事項

( 転換 )

第百一条 転換(更生協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となるものに限る。以下この項において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 転換計画において定めるべき事項(合併転換法第六十一条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)
- 二 転換後協同組織金融機関の理事、監事及び会計監査人についての次に定める事項
  - イ 転換後協同組織金融機関の理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - ロ 転換後協同組織金融機関の監事の氏名又はその選任の方法及び任期
  - ハ 転換後協同組織金融機関が特定信用協同組合等又は特定金庫である場合には、転換後協同組織金融機関の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
  - ニ 転換後協同組織金融機関が転換に際して更生債権者等に対して出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項
    - イ 当該出資等が転換後協同組織金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法(転換後協同組織金融機関の組合員等となることができない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。)(並びに当該転換後協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
    - ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 第九十六条の規定は、転換後協同組織金融機関の出資の受入れに関する条項について、準用する。
- 3| 第一項第二号イ及びロの任期は、一年を超えない。

第百二条 転換(更生協同組織金融機関が普通銀行となるものに限る。以下この項において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 転換計画において定めるべき事項(合併転換法第五十九条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)
- 二 転換後銀行の取締役及び会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
- 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
  - イ 転換後銀行が会計参与設置会社(会社法第二十八条第八号に規定する会計参与設置会社をいう。)(である場合
  - ロ 転換後銀行が監査役設置会社(会社法第一九条第九号に規定する監査役設置会社をいう。)(である場合
  - ハ 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

第百一条 更生協同組織金融機関(信用金庫に限る。)(が普通銀行と合併して信用金庫を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である普通銀行の商号
- 二 合併により設立する信用金庫の定款の規定
- 三 更生協同組織金融機関の会員及び合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対する出資の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する信用金庫が更生債権者等(当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。)(に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する信用金庫の準備金に関する事項
- 六 更生協同組織金融機関の会員又は合併契約の相手方である普通銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 七 合併により設立する信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選任若しくは選定の方法
- 八 第九十八条第五号から第七号までに掲げる事項

第百二条 更生協同組織金融機関が銀行と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である銀行の商号
- 二 合併により設立する株式会社の定款の規定
- 三 合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生協同組織金融機関の組合員等及び合併契約の相手方である銀行の株主等に対する株式の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

期

八 転換後銀行が委員会設置会社（会社法第十二条第十二号に規定する委員会設置会社をいう。）である場合、各委員会（同号に規定する委員会をいう。）の委員、執行役員及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 転換後銀行が転換に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が転換後銀行の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該転換後銀行の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

2) 会社更生法第七十五条から第七十七条までの規定は、前項の転換後銀行の募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この章において同じ。）募集新株予約権（会社法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいい、当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）又は募集社債（会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいい、新株予約権付社債についてのものを除く。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集に関する事項について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第二号、第七十六条第二号及び第七十七条第三号中「第二百五条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百五条第一項」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立）

第三百三条 協同組織金融機関の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、新設合併により協同組織金融機関を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての中小企業等協同組合法第三十三条第一項各号、信用金庫法第二十三条第三項各号又は労働金庫法第二十三条の二第一項各号に掲げる事項

二 新協同組織金融機関の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）

三 第一百二十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は組合員等（新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。以下この項において同じ。）の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資の申込みをしたときは新協同組織金融機関に対する出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生計画により、更生債権者等又は組合員等に対して出資の申込みをすることにより新

六 更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七 更生協同組織金融機関の組合員等又は合併契約の相手方である銀行の株主等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

八 第九十九条第九号から第十一号までに掲げる事項

九 合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名

十 合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称

（組織変更）

第三百三条 更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の協同組織金融機関の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二 組織変更後の協同組織金融機関の出資一口の金額

三 組織変更後の協同組織金融機関の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四 組織変更後の協同組織金融機関が更生協同組織金融機関の組合員等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

五 組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等（組織変更後の協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六 組織変更後の協同組織金融機関の準備金に関する事項

七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

協同組織金融機関に対する出資の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該出資の申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は組合員等に対する出資の割当てに関する事項

六 更生協同組織金融機関から新協同組織金融機関に移転すべき財産及びその額

七 新協同組織金融機関の理事、監事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

八 新協同組織金融機関が特定信用協同組合等又は特定金庫である場合には、新協同組織金融機関の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

九 新協同組織金融機関が更生債権者等又は組合員等の権利の全部又は一部の消滅と引換えに新協同組織金融機関の出資の受入れをするときは、第九十七条各号に掲げる事項

2) 前項第七号の任期は、一年を超えることができない。

(新株式会社の設立)

第四百四条 会社更生法第八十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における株式会社設立に関する条項について準用する。この場合において、同条中「新設合併、新設分割又は株式移転」とあるのは「新設合併(中小企業等協同組合法第六十二条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。)(一)と、同条第四号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号から同条第六号まで及び同条第十三号中「株主」とあるのは「組合員等(更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。)(一)と、同条第七号中「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関(更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)(一)と読み替えるものとする。」

八 組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する事項

九 組織を変更すべき時期

2) 第九十四条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の理事及び監事に関する条項について、第九十六条の規定は組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する条項について、それぞれ準用する。

第四百四条 更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

二 組織変更後の株式会社が発行する株式の総数

三 組織変更後の株式会社の定款の規定(前二号に掲げるものを除く。)

四 組織変更後の株式会社が更生協同組織金融機関の組合員等に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

五 組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更の際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

六 組織変更後の株式会社の資本の額及び準備金に関する事項

七 更生協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

八 組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項

九 前条第一項第九号に掲げる事項

2) 会社更生法第七十三条の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、同法第七十五条から第七十七条までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第一号、第七十六条第一号並びに第七十七条第一項第三号及び第二項第三号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百二十六条において準用する第二百五条第一項」と、同法第七十五条第二号及び第三号、第七十六条第二号及び第二号並びに第七十七条第一項第三号及び第四号並びに第一項第三号及び第四号中「株主等」とあるのは「組合員等(更生特例法第二条第十項に規定する組合員等をいう。)(一)と読み替えるものとする。」

み替えるものとする。

(解散)

第百五条 会社更生法第百八十二条の規定は、更生協同組織金融機関の解散に関する条項について準用する。

(新協同組織金融機関の設立)

第百六条 協同組織金融機関の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により協同組織金融機関を設立する場合は、この限りでない。

一 設立する協同組織金融機関(以下この条において「新協同組織金融機関」という。)(の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二 新協同組織金融機関の出資一口の金額

三 新協同組織金融機関の定款の規定(前二号に掲げるものを除く。)

四 第百二十六条において準用する会社更生法第百二十五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は組合員等(新協同組織金融機関の組合員等となる資格を有する者に限る。以下この条において同じ。)(の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が出資額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨

五 更生計画により、更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与えるときは、その旨

六 更生協同組織金融機関から新協同組織金融機関に移転すべき財産及びその額

七 新協同組織金融機関の理事、代表理事及び監事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2) 前項第七号の任期は、一年を超えない。

(新株式会社の設立)

第百七条 会社更生法第百八十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における株式会社設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項中「株式移転、新設分割又は合併」とあるのは「合併」と、同項第五号中「第百二十五条第一項」とあるのは「更生特例法第百二十六条において準用する第百五条第一項」と、同号及び同項第七号中「株主等」とあるのは「組合員等(更生特例法第二十条第十項に規定する組合員等をいう。)(と、同項第六号中「第百二十五条第三項」とあるのは「更生特例法第百四十二条第三項において準用する第百二十五条第三項」と、同項第八号中「更生会社」とあるのは「更生協同組織金融機関(更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。)(と読み替えるものとする。

(事業の全部の廃止を内容とする更生計画法案)

第九九条 更生協同組織金融機関の事業を当該更生協同組織金融機関が継続し(組織を変更する場合を含む。)、又は当該事業を事業の譲渡、合併若しくは協同組織金融機関若しくは株式会社設立により他の者が継続することを内容とする更生計画法案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第百八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生協同組織金融機関の事業の全部の廃止を内容とする更生計画法案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 (略)

(更生計画法認可の要件等)

第二百十条 (略)

2 会社更生法第九十九条第二項から第七項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「他の会社と共に第四十五条第一項第七号に掲げる行為を行うこと」とあるのは「合併」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百十條第一項」と、「当該他の会社」とあるのは「合併の相手方である協同組織金融機関又は銀行」と、「当該行為」とあるのは「当該合併」と、同項第六号中「第八十七条」とあるのは「更生特例法第一百一十條において準用する第八十七条」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第二百一十條において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第一百五條第一項本文」とあるのは「更生特例法第六十六條において準用する第一百五條第一項本文」と、同項及び同条第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(更生計画の効力範囲)

第二百二十四条 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一(三) (略)

四 転換後協同組織金融機関又は転換後銀行

五 新協同組織金融機関(更生計画の定めるところにより第百三條第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。)

六 新株式会社(更生計画の定めるところにより第百四條において準用する会社更生法第百八十三條に規定する条項により設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。)

(事業の全部の廃止を内容とする更生計画法案)

第九九条 更生協同組織金融機関の事業を当該更生協同組織金融機関が継続し(組織を変更する場合を含む。)、又は当該事業を合併、協同組織金融機関若しくは株式会社設立若しくは事業の譲渡により他の者が継続することを内容とする更生計画法案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第百八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生協同組織金融機関の事業の全部の廃止を内容とする更生計画法案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 (略)

(更生計画法認可の要件等)

第二百十条 (略)

2 会社更生法第九十九条第二項から第七項までの規定は、協同組織金融機関の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「他の株式会社と共に第四十五条第一項第四号に掲げる行為を行うこと」とあるのは「合併」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百十條第一項」と、「当該他の株式会社」とあるのは「合併の相手方である協同組織金融機関又は銀行」と、「当該行為」とあるのは「当該合併」と、同項第六号中「第八十七条」とあるのは「更生特例法第一百一十條において準用する第八十七条」と、同条第四項中「前二項又は次条第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第二百一十條において準用する次条第一項」と、同条第五項中「第一百五條第一項本文」とあるのは「更生特例法第六十六條において準用する第一百五條第一項本文」と、同項及び同条第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(更生計画の効力範囲)

第二百二十四条 (同上)

一(三) (略)

(新設)

四 組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関(更生計画の定めるところにより第百六條第一項に規定する条項によって設立される協同組織金融機関をいう。以下この章において同じ。)

五 組織変更後の株式会社又は新株式会社(更生計画の定めるところにより第百七條において準用する会社更生法第百八十三條第一項に規定する条項によって設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。)

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百二十五条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生協同組織金融機関は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、組合員等の権利及び更生協同組織金融機関の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の理事等(理事、監事、代表理事、清算人又は代表清算人)をいう。又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)

第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第百五十一条から第百五十三条までの規定」とあるのは「第百五十一条の規定」と、同法第二百六条第二項中「第二百三十三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関及び転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関、同項第六号に規定する新株式会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第九十三条第三項において準用する第百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行)

第二百二十七条 会社更生法第二百九条(第三項を除く。)の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関(更生特例法第三十二条第一項に規定する転換後協同組織金融機関及び転換後銀行を含む。)」と、同条第二項中「第二百三十三条第一項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第五号に規定する新協同組織金融機関及び同項第六号に規定する新株式会社」と、同条第四項中

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百二十五条 (同上)

一 (略)

二 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の理事等(理事、代表理事又は監事をいう。又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)

第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第百八条並びに第百九条第三項及び第四項の規定」とあるのは「第二百八条の規定」と、「株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法第二百六条第二項中「第二百三十三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関、同項第五号」と、同法第二百七条中「第百六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第九十三条第三項において準用する第百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行)

第二百二十七条 会社更生法第二百九条(第三項を除く。)の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは「更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関(更生特例法第三十二条第一項に規定する組織変更後の協同組織金融機関及び組織変更後の株式会社を含む。)」と、同条第二項中「第二百三十三条第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に規定する新協同組織金融機関及び同項第五号に規定する新株式会社」と

「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第一号中「第五百五十一条第一項本文」とあるのは、「更生特例法第八十八条において準用する第五百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百九条第三項の規定は、転換後協同組織金融機関に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第二百九条第三項の規定は、転換後銀行に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

(総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百二十八条 更生計画の遂行については、中小企業等協同組合法、信用金庫法、労働金庫法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社との総会の決議、株主総会の決議その他の機関の決定を要しない。

2 更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、転換後銀行又は新株式会社の株主は、転換後銀行又は新株式会社に対し、自己の有する株式を買い取ることを請求することができない。

3 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号(中小企業等協同組合法第三十二条、第五十七条(同法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。))及び第六十七条の規定、信用金庫法第二十八条、第五十二条の二(同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。))及び第六十一条の規定、労働金庫法第二十八条、第五十七条の二(同法第六十二条第七項において準用する場合を含む。))及び第六十五条の規定、合併転換法第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第十四条第三項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第二項各号並びに第八百二十九条各号(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十一条第五項第一号及び第二号の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社の組合員等、理事、監事、清算人、株主等(会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。)、新株予約権者、優先出資者(協同組織

社」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第一号中「第五百五十一条第一項本文」とあるのは、「更生特例法第八十八条において準用する第五百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の協同組織金融機関に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

3 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに新株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

(総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百二十八条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の総会若しくは理事会又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社の創立総会の決議を要しない。

(新設)

(新設)

金融機関の優先出資に関する法律第十三条の優先出資者をいう。）、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え又は同法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

(更生協同組織金融機関の理事等に関する特例)

第二百二十九条 第九十四条の規定により更生計画において理事、監事、代表理事、会計監査人、清算人又は代表清算人の氏名又は名称を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、それぞれ、理事、監事、代表理事、会計監査人、清算人又は代表清算人となる。

2 第九十四条の規定により更生計画において理事、監事、会計監査人又は清算人の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

3 第九十四条第一項第一号又は第二項第一号の規定により更生計画において代表理事又は代表清算人の選定の方法を定めたときは、これらの者の選定は、更生計画に定める方法による。

4 更生協同組織金融機関の従前の理事、監事、会計監査人又は清算人は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き理事、監事、会計監査人又は清算人となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生協同組織金融機関の従前の代表理事又は代表清算人について準用する。

6 第一項から第三項までの規定により理事、監事、会計監査人又は清算人に選任された者の任期及びこれらの規定により代表理事又は代表清算人に選定された者の任期は、更生計画の定めるところによる。

(出資一口の金額の減少に関する特例)

第三百三十条 第九十五条第一号の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が出資一口の金額の減少をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十六条の二、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

(更生協同組織金融機関の理事等に関する特例)

第二百二十九条 第九十四条第一項第一号の規定により更生計画において理事又は監事の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に理事又は監事となる。同項第二号の規定により更生計画において代表理事の氏名を定めたときにおけるその者が代表理事となる時期についても、同様とする。

2 第九十四条第二項の規定により更生計画において理事又は監事の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表理事の選定の方法を定めたときにおけるその選定についても、同様とする。

3 前項の場合においては、中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項の規定は、適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない。

4 更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き理事又は監事となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生協同組織金融機関の従前の代表理事について準用する。

6 第一項又は第二項の規定により理事又は監事に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表理事に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(事業の譲渡等に関する特例)

第三百三十条 更生計画において更生協同組織金融機関が第九十五条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十七条の三第四項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十八条第五項又は労働金庫法第六十二条第五項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第三百一十一条 会社更生法第二百十三条の規定は、第九十五条第二号の規定により協同組織金融機関の更生手続における更生計画において更生協同組織金融機関が定款の変更をすることを定めた場合について準用する。

(事業の譲渡等に関する特例)

第三百二十二条 更生計画において更生協同組織金融機関が第九十五条第三号に掲げる行為をすることを定めた場合には、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項、信用金庫法第八十九条第一項又は労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第三十四条及び第三十五条の規定は、適用しない。

(出資の受入れに関する特例)

第三百三十三条 第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生協同組織金融機関は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける出資の一口の金額及び口数
- 二 第九十六条第五号の期日
- 三 更生協同組織金融機関の承諾を得て組合員等又はその資格を有する者に第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
- 2 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。
- 3 第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を有する者は、更生協同組織金融機関が第一項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに出資の申込みをしなるときは、当該権利を失つ。
- 4 第一項に規定する場合において、第九十六条第五号の出資の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける出資の口数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする出資の受入れに関する特例)

第三百三十四条 第九十七条の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等の権利の一部又は一部の消滅と引換えに出資の受入れをすることを定めた場合には、更生債権者等又は組合員等は、更生計画認可の決定の時に、同条第二号に掲げる事項についての定めに従い、組合員等となる。

第三百一十一条 会社更生法第二百十三条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画において更生協同組織金融機関の定款を変更することを定めた場合について準用する。

(出資一口の金額の減少に関する特例)

第三百二十二条 更生計画において更生協同組織金融機関の出資一口の金額の減少をすることを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第五十六条及び第五十七条並びに協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第二項第三号、信用金庫法第五十一条及び第五十二条又は労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定は、適用しない。

(出資の受入れに関する特例)

第三百三十三条 第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える旨を定めたときは、更生協同組織金融機関は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 各更生債権者等又は各組合員等が引受権を有する出資の一口の金額、口数及び払込金額
- 二 一定の期日までに出資の払込みをしないときは、出資についての引受権を失つ旨
- 三 更生協同組織金融機関の承諾を得て組合員等又はその資格を有する者に引受権を譲り渡すことができる旨
- 2 前項の通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。
- 3 出資についての引受権を有する者は、更生協同組織金融機関が第一項の通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに出資の払込みをしないときは、当該引受権を失つ。

(合併に関する特例)

第三百三十四条 第一百一条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、更生協同組織金融機関についての設立委員の職務は、管財人が行う。

- 2 第九十七条第四号、第一百一条第四号の規定により更生計画において合併後存続する協同組織金融機関又は合併により設立される協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に組合員等となる

3 会社更生法第二百十三条第一項の規定は、第九十九条第五号又は第一百一条第四号の規定

により更生計画において合併後存続する銀行又は合併により設立される株式会社が生債権者等に対して合併に際して発行する新株（第九十九条第五号に規定する自己の株式を含む。）を割り当てた場合について準用する。

4| 第九十九条第八号又は第二百二条第七号の規定により更生計画において組合員等又は株主等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、組合員等又は株主等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

5| 第九十七条から第二百二条までの規定により更生計画において更生協同組織金融機関が合併を行うことを定めた場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項（合併転換法第五条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第一項（合併転換法第五条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、若しくは労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第一項（合併転換法第五条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、又は合併転換法第二十一条第一項の規定並びに合併転換法第十四条第一項及び第二項の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

6| 前項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項、信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条第一項及び第二項、労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項及び第三項並びに第五十七条第一項及び第二項又は合併転換法第十一条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

7| 第九十九条の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が銀行と合併することを定めた場合においては、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第四百十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

8| 第五項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百十五條第二項の規定にかかわらず、更生協同組織金融機関の組合員等、理事、監事、清算人、破産管財人及び債権者は、中小企業等協同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百十五條第一項の訴えを提起することができない。

（組織変更に関する特例）

第三百三十五条 第三百三條第一項又は第三百四條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更

（吸収合併に関する特例）

第三百三十五条 第九十八條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項について

の定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」といふ。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続金融機関の組合員等となる。

2| 第九十八条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の四第一項、第二項及び第四項、信用金庫法第六十一条の二第一項、第二項及び第四項又は労働金庫法第六十二条の五第一項、第二項及び第四項並びに合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六條（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

3| 第九十八条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第一号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

4| 第九十八条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生協同組織金融機関の組合員等は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十八条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者  
二 第九十八条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者  
三 第九十八条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5| 前項に規定する場合には、合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

6| 第九十八条第三項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の五第一項、第二項及び第六項、信用金庫法第六十一条の三第一項、第二項及び第六項又は労働金庫法第六十二条の六第一項、第二項及び第六項並びに合併転換法第四十条並びに第四十二条において準用する合併転換法第三十六条（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

生協同組織金融機関についての解散の登記及び組織変更後の協同組織金融機関又は組織変更後の株式会社についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2| 第二百三条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に組合員等となる。

3| 第二百四条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が生債権者等に対して組織変更の際に発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

4| 第一項に規定する場合には、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一条、合併転換法第二十四条第一項第五号において準用する合併転換法第十四条第一項及び第二項並びに合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

5| 第二百二十九条の規定は、第二百三条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して異種の協同組織金融機関になることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第二百二条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、更生計画認可の決定の「とあるのは」「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第二百二条第二項において準用する第九十四条第二項」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文及び同法第四十二条」とあるのは「第四十二条」と、第三十二条第三項及び同法第三十九条」とあるのは「第三十九条」と、適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは「適用しない」と読み替えるものとする。

6| 会社更生法第二百一十一条の規定は、第二百四条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関がその組織を変更して株式会社となることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百一十一条第一項中「第七十三条第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百四十二条において準用する第七十三条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第七十三条第一項」とあるのは「更生特例法第二百四十二条において準用する第七十三条第二項」と、同条第三項中「第一百五十四条第一項及び第二百五十七条ノ二第一項本文（これらの規定を同法第二百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と、同条第四項中「更生会社の従前の取締役又は監査役」とあるのは「更生協同組織金融機関（更生特例法第四十七条に規定する更生協同組織金融機関をいう。次項において同じ。）の従前の理事又は監事」と、同条第五項中「更生会社の従前の代表取締役」とあるのは「更生協同組織金融機関の従前の代表理事（更生特例法第二十一条に規定する代表理事をいう。）と読み替えるものとする。」

(新設合併に関する特例)

第百三十六条 第九十九条の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が新設合併をすることを定めた場合には、更生協同組織金融機関についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2| 第九十九条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第一号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、新設合併設立金融機関の組合員等となる。

3| 第九十九条第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、中小企業等協同組合法第六十三条の六第一項、第二項及び第四項、信用金庫法第六十一条の四第一項、第二項及び第四項又は労働金庫法第六十二条の七第一項、第二項及び第四項並びに合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条(質権者に対する通知に係る部分を除く。)、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

4| 第九十九条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の株式の株主となる。

5| 第九十九条第二項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅金融機関の組合員等又は株主は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一| 第九十九条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二| 第九十九条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三| 第九十九条第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6| 前項に規定する場合には、合併転換法第三十四条第一項及び第二項、第三十六条(質権者に対する通知に係る部分を除く。)、第三十七条並びに第三十八条の規定は、更生協同組織金融機関については、適用しない。

7| 第五項の規定により選任された組織変更後の協同組織金融機関の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は、適用しない。

(組織変更後の協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例)

第百三十六条 第百三十三条の規定は、第百三条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の協同組織金融機関が更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。

(解散に関する特例)

第三百三十七條 第百條において準用する会社更生法第七十八條本文の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が解散することを定めた場合には、更生協同組織金融機関は、更生計画に定める時期に解散する。

(転換に関する特例)

第三百三十八條 第百一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換することを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、転換がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」という。)に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、転換後協同組織金融機関の組合員等となる。

2 | 第百二十九條第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第百一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換することを定めた場合について準用する。この場合において、第百二十九條第一項及び第二項中「第九十四條」とあるのは「第百一條第一項第二号」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換の効力が生じた」と、同条第三項中「第九十四條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第百一條第一項第二号イ」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と読み替えるものとする。

3 | 第百一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合には、合併転換法第六十三條において準用する合併転換法第三十四條第一項及び第二項、第三十六條(質権者に対する通知に係る部分を除く。)、第三十七條並びに第三十八條の規定は、適用しない。

4 | 第二項の規定により選任された転換後協同組織金融機関の理事及び監事の任期については、合併転換法第六十一條第四項の規定は、適用しない。

5 | 第百一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合において、同項第四号イに掲げる事項についての定めがあるとき

(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)

第三百三十七條 会社更生法第二百十五條第一項及び第三項の規定は、第百四條第二項において準用する同法第七十五條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合について準用する。

2 | 前項に規定する場合における商法第二百八十五條の五の規定の適用については、同条第一項中「株主方」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第四條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又八組合員若八會員力」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又八各組合員若八各會員」と、「並二第二百八十五條ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受權ヲ讓渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十五條ノ二第一項第七号」とする。

(組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例)

第三百三十八條 第百四條第二項において準用する会社更生法第七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2 | 会社更生法第二百五條第一項の規定は、第百四條第二項において準用する同法第七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に新株予約権についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 | 前項に規定する場合における商法第二百八十五條ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主方」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又八組合員若八會員力」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又八各組合員若八各會員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受權ヲ讓渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4 | 第二項に規定する場合においては、商法第二百八十五條ノ二十二及び第二百八十五條ノ二十七並びに同法第二百八十五條ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十五條ノ十及び第二百八十五條ノ十一の規定は、適用しない。

は、更生債権者等は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの株式の株主となる。

6] 会社更生法第二百一十一條第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第二百一十一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百一十一條第一項及び第二項中「第七十三條」とあるのは「更生特例法第二百一十一條第一項又は第三号」と、同法第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同法第二項及び第六項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同法第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換（更生特例法第三十二條第一項第六号に規定する転換をいう。）の効力が生じた」と、同法第三項中「第七十三條第一項第二号、第三号若しくは第七号又は第二項第一号」とあるのは「更生特例法第二百一十一條第一項第三号口又はハ」と、同項及び同法第六項中「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

7] 第二百一十一條第一項の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が同項に規定する転換をすることを定めた場合には、合併転換法第六十三條において準用する合併転換法第三十四條第一項及び第二項、第三十六條（質権者に対する通知に係る部分を除く。）、第三十七條並びに第三十八條の規定は、適用しない。

（転換後協同組織金融機関の出資の受入れに関する特例）

第三百二十九條 第三百二十三條の規定は、第二百一十一條第二項において準用する第九十六條第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十三條第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「転換後協同組織金融機関」と、同法第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第九十六條第五号」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する第九十六條第五号」と読み替えるものとする。

（転換後銀行の募集株式を引き受ける者の募集に関する特例）

第四百十條 会社更生法第一百五條第一項の規定は、第二百一十一條第二項において準用する同法

（組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例）

第三百二十九條 第四百四條第二項において準用する会社更生法第七十七條第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する社債が更生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで社債（新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。）を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2] 会社更生法第二百一十七條第一項から第三項までの規定は、第四百四條第二項において準用する同法第七十七條第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は組合員等に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百一十七條第一項中「通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」とあるのは「通知し」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「組合員等」と、同法第一項及び第三項中「通知又は公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例）

第四百十條 第四百四條第二項において準用する会社更生法第七十七條第二項の規定により更

第一百七十五条の規定により更生計画において転換後銀行が募集株式を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百一条第一号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2 | 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数）

二 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の期日

三 第二百一条第一項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3 | 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前に行なわれなければならない。

4 | 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失つ。

5 | 第二項に規定する場合において、第二百一条第一項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 | 第一項に規定する場合には、会社法第九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第一章第八節第六款の規定は、適用しない。

（転換後銀行の募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例）

第四百一条 会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第二百一条第二項において準用する同法第七十六条の規定により更生計画において転換後銀行が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百四十一条第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2 | 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数

二 第二百一条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の期日

三 第二百一条第一項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割

生計画において組織変更後の株式会社が生債権者等又は組合員等に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2 | 会社更生法第二百十五条第一項の規定は、第四百一条第二項において準用する同法第七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が生債権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社は、株主に新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 | 前項に規定する場合における商法第三百四十一条の四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは、「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十三条第三項に規定する更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ組合員若ハ会員ガ」と、「各株主」とあるのは、「各更生債権者等又ハ各組合員若ハ各会員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは、「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」とする。

4 | 第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条五並びに同法第三百四十一条ノ五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

（解散に関する特例）

第四百一条 第二百五条において準用する会社更生法第八十二条本文の規定により更生計画において更生協同組織金融機関が解散することを定めたときは、更生協同組織金融機関は、更生計画に定める時期に解散する。

当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3| 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4| 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

5| 第一項に規定する場合において、第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集新株予約権の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6| 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十六条の規定により更生計画において転換後銀行が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合には、会社法第二百三十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条の規定は、適用しない。

7| 前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定は、適用しない。

( 転換後銀行の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例 )

第四百二十二条 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は組合員等に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、転換後銀行は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該更生債権者等又は組合員等が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額

二 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の期日

三 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2| 前項の規定による通知は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3| 第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、転換後銀行が第一項の規定による通知をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4| 第一項に規定する場合において、第一百一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は組合員等がその割当てを受ける募集社債の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

( 新設 )

(新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例)

第百四十三条 第百三十三条第一項の規定又は第百四十二条において準用する会社更生法第百八十三条本文の規定により更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社を設立することを定めた場合には、当該新協同組織金融機関又は新株式会社(以下この条において「新法人」という。)( ) についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 (略)

(削る)

3| 第一項に規定する場合には、新法人の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4| 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかったときは、更生協同組織金融機関は、管財人が同項の規定により新法人の設立に関してした行為についてその責任を負い、新法人の設立に関して支出した費用を負担する。

5| 第百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立するときにおける理事、監事、代表理事及び会計監査人の選任又は選定及び任期について、第百三十三条の規定は更生債権者等又は組合員等に対して新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利を与える場合について、第百三十四条の規定は更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする新協同組織金融機関の出資の受入れについて、それぞれ準用する。この場合において、第百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第百三十三条第一項第七号又は第八号」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項及び第百三十四条中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、第百二十九条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第百三十三条第一項第七号」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と、第百三十三条第一項、第三項及び第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第百三十三条第一項第四号」と、同条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「新協同組織金融機関」と、第百三十四条中「第九十七条」とあるのは「第百三十三条第一項第九号」と、「同条第一号」とあるのは「同」と読み替えるものとする。

6| 会社更生法第百一十一条第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける設立時取締役等(第百四十二条において準用する同法第百八十三条第十号に規定する設立時取締役等)について、以下この項において同じ。( ) の選任又は選定

(新協同組織金融機関又は新株式会社の設立に関する特例)

第百四十二条 第百六条第一項の規定又は第百七条において準用する会社更生法第百八十三条第一項の規定により更生計画において新協同組織金融機関又は新株式会社を設立することを定めた場合においては、当該新協同組織金融機関又は新株式会社(以下この条において「新法人」という。)( ) についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 (略)

3| 会社更生法第百二十五条第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第百八十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

4| 第一項に規定する場合には、新法人の創立総会における定款の修正又は変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

5| 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかったときは、更生協同組織金融機関は、管財人が同項の規定により新法人の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に関して支出した費用を負担する。

6| 第百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立するときにおける理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第百三十三条の規定は更生債権者等又は組合員等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第百六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第百六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とあるのは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と読み替えるものとする。

(新設)

7 について、同法第二百一十一条第六項の規定は新株式会社の設立時取締役等が新株式会社の成立後において新会社取締役等（同号）に規定する新会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となった場合における当該新会社取締役等の任期について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一条第一項及び第二項中、「第七十三号」とあるのは、「更生特例法第百四条において準用する第百八十三号又は第九号」と、同条第一項中、「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中、「会計監査人又は清算人」とあるのは、「又は会計監査人」と、同条第一項中、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新株式会社（更生特例法第百二十四条第一項第六号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、同条第三項中、「第七十三号第一項第一号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは、「更生特例法第百四条において準用する第百八十三号第九号又は第十号」と、代表執行役又は代表清算人」とあるのは、「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

7 第百四十条第二項から第五項までの規定は更生債権者等又は組合員等に対して第百四条において準用する会社更生法第百八十三号第五号の新株式会社の設立時募集株式（会社法第五十八号第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合について、前二条の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集債権を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七号の二の規定は更生債権者等又は組合員等の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第百四十条第二項及び第四項、第百四十一号第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項中、「転換後銀行」とあるのは、「新株式会社」と、第百四十条第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中、「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十五号第三号」とあるのは、「第百二条第四号において準用する会社更生法第百八十三号第五号」と、第百四十一号第一項中、「第百二条第二項において準用する同法第百七十六号」とあるのは、「第百二条第四号において準用する同法第百八十三号第十一号」と、同条第一項、第四項及び第五項中、「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十六号第三号」とあり、並びに同条第六項中、「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十六号」とあるのは、「第百二条第四号において準用する会社更生法第百八十三号第十一号」と、前条第一項、第三項及び第四項中、「第百二条第二項において準用する会社更生法第百七十七号第四号」とあるのは、「第百二条第四号において準用する会社更生法第百八十三号第十二号」と、同法第二百七十七号の二第一項中、「第百七十七号の二第一項」と及び「同項第三号」とあり、同条第二項中、「第百七十七号の二第二項」と及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中、「第百七十七号の二第三項」と及び「同項第七号」とあるのは、「更生特例法第百四条において準用する第百八十三号第十三号」と、同条中、「又は株主」とあるのは、「又は組合員等（更生特例法第二十条第十項に規定する組合員等をいう。）（一）と、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新株式会社（更生特例法第百二十四条第一項第六号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

7 会社更生法第二百一十一条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置会社にあつては、取締役、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）（第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第百三十七号第二項の規定は更生債権者等又は組合員等に対して第百七条において準用する会社更生法第百八十三号第一項第一号の株式についての引受権を与える場合について、第百三十八号から第百四十号までの規定は新株式会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一条第一項中、「第百七十三号第一項第一号」とあるのは、「更生特例法第百七条において準用する第百八十三号第一項第九号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新株式会社（更生特例法第百二十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と、「同項第二号」とあるのは、「更生特例法第百七条において準用する第百八十三号第一項第九号」と、同条第一項中、「第百七十三号第二項」とあるのは、「更生特例法第百七条において準用する第百八十三号第一項第九号」と、「同項」とあるのは、「同項」と、第百三十八号第一項及び第二項、第百三十九号第一項及び第二項並びに第百四十条第一項及び第二項中、「第百四号第二項」とあるのは、「第百七条」と、第百三十八号第一項及び第二項中、「第百七十六号」とあるのは、「第百八十三号第一項第十号」と、同条第一項、第百三十九号第一項及び第百四十条第一項中、「組織変更の効力が生じた」とあるのは、「新株式会社が成立した」と、第百三十九号第一項中、「第百七十七号第一項」とあり、同条第二項中、「第百七十七号第一項第四号」とあり、並びに第百四十条第一項及び第二項中、「第百七十七号第二項」とあるのは、「第百八十三号第一項第十一号」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、中小企業等協同組合法第二十四条第一項、信用金庫法第二十二條第一項並びに第二十三條第二項及び第五項又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十三條第二項の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、会社法第二十五條第一項第一号及び第二項、第二十六條第二項、第二十七條第五号、第三十條、第二編第一章第三節(第三十七條第三項を除く。)、第四節(第三十九條を除く。)、第五節及び第六節、第五十條、第五十一條、同章第八節、第五十八條、第五十九條第一項第一号(公証人の氏名に係る部分に限る。)、第二号(同法第二十七條第五号及び第三十二條第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。)、及び第三号、第六十五條第一項、第八十八條から第九十條まで、第九十三條及び第九十四條(これらの規定中同法第九十三條第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)、並びに第百三條の規定は、適用しない。

(轉換後協同組織金融機関等に異動した者の退職手当の取扱い)

第百四十四條 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の第百二十五條第一項第二号に規定する理事等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生協同組織金融機関の組織が変更された際又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社が設立された際に更生協同組織金融機関を退職し、かつ、引き続き轉換後協同組織金融機関若しくは新協同組織金融機関の同号に規定する理事等若しくは使用人又は轉換後銀行若しくは新株式会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役若しくは使用人となつたものは、更生協同組織金融機関から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生協同組織金融機関における在職期間は、退職手当の計算については、轉換後協同組織金融機関、轉換後銀行、新協同組織金融機関又は新株式会社に於ける在職期間とみなす。

(削る)

8 第一項に規定する場合において新協同組織金融機関を設立することを定めたときは、中小企業等協同組合法第二十四条第一項及び第三十二條並びに協同組合による金融事業に関する法律第六條の二第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二條第一項、第二十三條第三項及び第二十八條の規定又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十八條の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、商法第六十六條第三項、第六十七條、第六十八條第二項、第六十八條第一号、第六十九條、第七十條、第七十三條、第七十三條ノ二、第七十五條第二項第九号、第八十一條、第八十三條、第八十四條(同法第一項中同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。)、第八十五條、第八十六條、第九十二條から第九十八條まで、第二百二十二條ノ二第二項後段及び第四百二十八條の規定は、適用しない。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第百四十三條 更生手続開始後に更生協同組織金融機関の第百二十五條第一項第二号に規定する理事等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生協同組織金融機関の組織が変更された際又は新協同組織金融機関若しくは新株式会社が設立された際に更生協同組織金融機関を退職し、かつ、引き続き組織変更後の協同組織金融機関若しくは新協同組織金融機関の同号に規定する理事等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役若しくは使用人となつたものは、更生協同組織金融機関から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生協同組織金融機関における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、新協同組織金融機関又は新株式会社に於ける在職期間とみなす。

(非訟事件手続法の特例)

第百四十四條 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六條第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

一 更生計画において新株式会社を設立すること、更生協同組織金融機関が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合、商法第二百二十條第二項(合併轉換法第二十一條第二項)(合併轉換法第二十四條第一項第一号)において準用する場合を含む。( )において準用する場合を含む。( )に規定する事件

二 更生計画において新株式会社を設立すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予

(管轄の特例)

第百四十五条 更生計画において更生協同組織金融機関が転換をすることを定めた場合における合併転換法第六十七条において準用する合併転換法第五十一条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による許可の申立てに係る事件は、合併転換法第六十七条において準用する合併転換法第五十一条において準用する会社法第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所が管轄する。

(出資等の割当てを受ける権利の譲渡)

第百四十六条 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、その協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

2 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して転換後銀行又は新株式会社の募集株式、設立時募集株式、募集新株予約権又は募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第百四十七条 会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は組合員等が転換後銀行又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第百四十八条 (略)

(法人税法等の特例)

第百四十八条の二 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第百五十八条の十 破産手続開始前の協同組織金融機関に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定(破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条(第一項第一号を除く。)、第百

約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合(商法第七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。))に規定する事件

(新設)

(出資等についての引受権の譲渡)

第百四十五条 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、その協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

2 更生計画の定めによって更生債権者等又は組合員等に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合には、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第百四十六条 会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は組合員等が組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第百四十七条 (略)

(法人税法等の特例)

第百四十八条 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第百五十八条の十 破産手続開始前の協同組織金融機関に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定(破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条(第一項第一号を除く。)、第百

六十二条(第一項第二号を除く。)、第六十三條第二項、第六十四條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條並びに第六十七條第二項(同法第七十條第二項において準用する場合を含む。)(の規定をいう。第三項において同じ。)(の適用については、更生手続開始の申立て等(更生手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五條の罪に該当することとなる当該協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。)(は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一～四 (略)  
2～6 (略)

(更生協同組織金融機関についての登記の囑託等)

第二百五十九條 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前協同組織金融機関について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前協同組織金融機関の主たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

5～7 (略)

8 登記官は、前項の規定により更生計画認可の登記をする場合において、更生協同組織金融機関について破産手続開始又は再生手続開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9 登記官は、第七項の規定により更生計画不認可の登記をする場合において、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

(削る)

第六十條 第四十五條において準用する会社更生法第七十二條第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

六十二条(第一項第二号を除く。)、第六十三條第二項、第六十四條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條並びに第六十七條第二項(同法第七十條第二項において準用する場合を含む。)(の規定をいう。第三項において同じ。)(の適用については、更生手続開始の申立て等(更生手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った整理手続における整理開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五條の罪に該当することとなる当該協同組織金融機関の理事若しくはこれに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。)(は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一～四 (略)  
2～6 (略)

(更生協同組織金融機関についての登記の囑託等)

第二百五十九條 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前協同組織金融機関について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

5～7 (略)

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生協同組織金融機関について整理開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9 登記官は、第七項の規定により更生手続開始の決定の取消しの登記をする場合において、前項の規定により抹消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

10 第八項の規定は更生計画認可の登記をする場合における破産手続開始又は再生手続開始の登記について、前項の規定は更生計画認可の決定を取り消す決定が確定した場合におけるこの項において準用する第八項の規定により抹消した登記について、それぞれ準用する。

第六十條 第四十五條において準用する会社更生法第七十二條第四項前段の規定により更生協同組織金融機関の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生協同組織金融機関の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に囑託しなければならない。

2 (略)

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第百六十一条 (略)

2 (略)

(削る)

3| (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第百六十二条 第百五十九条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、転換後協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、中小企業等協同組合法第九十三条第一項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第百五十九条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に転換後銀行又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関又は銀行と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の協同組織金融機関又は銀行の解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 吸収合併後存続する更生協同組織金融機関の吸収合併による変更の登記

二 新設合併により設立する協同組織金融機関又は株式会社の新設合併による設立の登記

4 (略)

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生協同組織金融機関、更生債権者等、組合員等、転換後協同組織金融機関、転換後銀行、更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

6 (略)

2 (略)

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第百六十一条 (略)

2 (略)

3| 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生協同組織金融機関に属する権利で登記がされたものについて協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項、信用金庫法第六十二条又は労働金庫法第六十六条において準用する商法第三百八十七条第二項の規定による登記があることを知つたときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4| (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第百六十二条 第百五十九条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生協同組織金融機関、組織変更後の協同組織金融機関又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生協同組織金融機関が他の協同組織金融機関又は銀行と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の協同組織金融機関又は銀行の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 合併後存続する更生協同組織金融機関の合併による変更の登記

二 合併により設立する協同組織金融機関又は株式会社の合併による設立の登記

4 (略)

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生協同組織金融機関、更生債権者等、組合員等、組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

6 (略)

(定義)  
第六十九條 (略)

29 (略)

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。）の被担保権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時に生じたものである場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11 (略)

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、次節第一款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、次節第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14・15 (略)

(会社更生法の規定を準用する場合の読替え等)

第七十條 この章（第七十二條、第七十三條、第七十八條第一項、第七十九條第一項、第七十六條第七項及び第七十五條第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二章第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と読み替へるものとする。

2 (略)

(更生事件の管轄)

第七十二條 会社更生法第五條（第二項及び第四項を除く。）及び第六條の規定は、相互会

(定義)  
第六十九條 (略)

29 (略)

10 この章において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法の規定による留置権に限る。）の被担保権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時に生じたものである場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。

11 (略)

12 この章において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この章において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、第二款においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14・15 (略)

(会社更生法の規定を準用する場合の読替え等)

第七十條 この章（第七十一條第一項、第七十六條、第七十七條第三項、第七十五條第二項、第七十七條第一項、第七十八條第二項、第七十九條第二項、第七十三條第一項及び第七十五條第二項を除く。）の規定において会社更生法の規定を準用する場合には、特別の定めがある場合を除き、同法の規定中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と、「株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二章第六項に規定する相互会社をいう。）」と、「株主」とあり、及び「株主等」とあるのは「社員」と、「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「営業所」とあるのは「事務所」と、「営業」とあるのは「事業」と読み替へるものとする。

2 (略)

(更生事件の管轄)

第七十二條 会社更生法第五條（第二項第一号、第三号及び第五号を除く。）及び第六條の

社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「相互会社（更生特例法第二條第六項に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地」と、同条第三項中「株式会社が他の株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する」とあるのは「相互会社が株式会社を保険業法（平成七年法律第五〇五号）第二條第十二項に規定する子会社とする」と、「当該他の株式会社」とあるのは「当該株式会社」と、「当該株式会社」とあるのは「当該株式会社（以下この項及び次項において「親株式会社」という。）とあるのは「当該相互会社」と、「する」ことができ、親株式会社について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる」とあるのは「する」ことができる」と、同条第五項中「株式会社が」とあるのは「相互会社が」と、「会社法第四百四十四條」とあるのは「保険業法第五十四條の十」と、「当該株式会社」とあるのは「当該相互会社」と、「他の株式会社」とあるのは「株式会社」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と、「する」ことができ、当該株式会社について更生事件が係属しているときにおける当該他の株式会社についての更生手続開始の申立ては、当該株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる」とあるのは「することができ」と、「することができ」と、同法第六條中「この法律」とあるのは「更生特例法第三章」と読み替えるものとする。

#### （更生事件の移送）

第七十三條 会社更生法第七條の規定は、相互会社の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五條第一項から第六項まで」とあるのは、「更生特例法第七十二條において準用する第五條第三項、第五項又は第六項」と読み替えるものとする。

#### （更生手続開始の申立ての手続等）

第八十三條 会社更生法第二十條から第二十三條までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十條第一項中「第十七條第一項」とあるのは「更生特例法第八十條第一項」と、同条第二項及び同法第二十二條第二項中「第十七條第二項」とあるのは「更生特例法第八十條第二項」と、同法第二十條第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について

規定は、相互会社の更生事件の管轄について準用する。この場合において、同法第五条第一項中「所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）」とあるのは「所在地」と、同条第一項第二号中「株式会社が商法第二百一十一條第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社」とあるのは「相互会社（更生特例法第二條第六項に規定する相互会社をいう。）が保険業法（平成七年法律第五〇五号）第二條第十二項に規定する子会社である株式会社を有する場合において、当該株式会社」と、同条第四号中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」とあるのは「保険業法第五十九條第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」と、「商法特例法第十九條の二又は第二十一條の三十一」とあるのは「保険業法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の三十一又は保険業法第五十九條第一項において準用する商法特例法第十九條の二」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）」と読み替えるものとする。

#### （更生事件の移送）

第七十三條 会社更生法第七條の規定は、相互会社の更生事件の移送について準用する。この場合において、同条第三号中「第五條第一項各号」とあるのは、「更生特例法第七十二條において準用する第五條第一項第二号又は第六号」と読み替えるものとする。

#### （更生手続開始の申立ての手続等）

第八十三條 会社更生法第二十條から第二十三條までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てについて準用する。この場合において、同法第二十條第一項中「第十七條第一項」とあるのは「更生特例法第八十條第一項」と、同条第二項及び同法第二十二條第二項中「第十七條第二項」とあるのは「更生特例法第八十條第二項」と、同法第二十條第二項中「債権者又は株主」とあるのは「債権者」と、「債権の額又は議決権（商法第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式についての議決権を除き、同条第五項の規定により議決

の議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。の数の」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七條」とあるのは「更生特例法第八十條」と、同法第二項中「代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次條第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する次條第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第八十六條において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第九十條第二項」と、「第三十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第九十四條の二第一項」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前における商事留置権の消滅請求）

第八十六條 会社更生法第二十九條の規定は、相互会社の更生手続において開始前会社の財産につき商法又は会社法の規定による留置権がある場合について準用する。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第八十九條 第二百十九條第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四條、第五十七條、第五十九條、第六十七條第二項、第六十八條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第七十六條から第八十條まで及び第八十二條第一項から第三項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百十九條第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九條中「第四十三條第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第八十七條第三項において準用する第三十一條第一項の規定による公告」と、同法第七十七條第二項中「子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社）」とあるのは「実質子会社（保険業法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社）」と、同法第八十二條第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同法第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 会社更生法第六十五條の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役、執行役又は清算人が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部類に

権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。の数の」とあるのは「債権の額」と、同法第二十二條第一項中「第十七條」とあるのは「更生特例法第八十條」と、同法第二項中「代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者）」とあるのは「代表者」と、同法第二十三條中「次條第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する次條第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第二十九條第三項」とあるのは「更生特例法第八十六條において準用する第二十九條第三項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第九十條第二項」と、「第三十九條の二第一項」とあるのは「更生特例法第九十四條の二第一項」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前における商事留置権の消滅請求）

第八十六條 会社更生法第二十九條の規定は、相互会社の更生手続において開始前会社の財産につき商法の規定による留置権がある場合について準用する。

（管財人に関する規定等の保全管理人等への準用）

第八十九條 第二百十九條第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第五十四條、第五十七條、第五十九條、第六十七條第二項、第六十八條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第七十六條から第八十條まで及び第八十二條第一項から第三項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人について、第二百十九條第一項から第四項までの規定は相互会社の更生手続における保全管理人代理について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十九條中「第四十三條第一項の規定による公告」とあるのは「更生特例法第八十七條第三項において準用する第三十一條第一項の規定による公告」と、同法第七十七條第二項中「商法第二十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同法第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは「保険業法第二條第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一條の二第一項に規定する大会社である場合における同法第四項」とあるのは「同法第五十九條第一項において準用する商法特例法第一條の二第四項」と、同法第八十二條第二項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は管財人」と、同法第三項中「後任の管財人」とあるのは「後任の保全管理人、管財人」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 会社更生法第六十五條の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中に取締役又は執行役が自己又は第三者のために開始前会社の事業の部類に属する取

属する取引をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百五十六條第一項（同法第四百十九條第二項又は第四百八十二條第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「保険業法第五十三條の十五において準用する会社法第三百五十六條第一項（保険業法第五十三條の三十二において準用する会社法第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」又は保険業法第八十條の八第四項において準用する会社法第三百五十六條第一項」と読み替えるものとする。

5 会社更生法第六十六條第一項本文の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人について準用する。この場合において、同項中「会社法第三百六十一條第一項」とあるのは、「保険業法第五十三條の二十八第三項」と読み替えるものとする。

（管財人に関する規定の監督委員への準用）

第九十三條 第二百十九條第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七條第二項、第六十八條、第六十九條第一項、第七十七條及び第八十條の規定は、相互会社の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七條第二項中「子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社）」とあるのは、「実質子会社（保険業法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社）」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前の調査命令）

第九十四條 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする第二百三十八條第二項に規定する調査命令を発することができる。

一（略）

二 第八十五條において準用する会社更生法第二十八條第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第九十五條の規定による保全処分又は第二百二十九條において準用する同法第九十條第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三（略）

（更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分）

第九十五條（略）

引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百六十四條第一項（商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」とあるのは、「保険業法第五十一條第二項において準用する商法第二百六十四條第一項（保険業法第五十二條の三第二項において準用する商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」と、「第七十二條第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一條において準用する第七十二條第四項前段」と読み替えるものとする。

5 会社更生法第六十六條第一項本文の規定は、相互会社の更生手続において保全管理人が選任されている期間中における開始前会社の取締役、執行役及び監査役について準用する。

（管財人に関する規定の監督委員への準用）

第九十三條 第二百十九條第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七條第二項、第六十八條、第六十九條第一項、第七十七條及び第八十條の規定は、相互会社の更生手続における監督委員について準用する。この場合において、同法第七十七條第二項中「商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは、「保険業法第二條第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一條の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは、「同法第五十九條第一項において準用する商法特例法第一條の二第四項」と読み替えるものとする。

（更生手続開始前の調査命令）

第九十四條（同上）

一（略）

二 第八十五條において準用する会社更生法第二十八條第一項の規定による保全処分、保全管理命令、監督命令、次条若しくは第九十五條の規定による保全処分又は第二百二十九條において準用する同法第九十條第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分、命令又は決定の要否

三（略）

（更生手続開始前の役員等の財産に対する保全処分）

第九十五條（略）

第九十六条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条（第三項第二号を除く。）及び第四十四条の規定は、相互会社についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第八十条」と、同法第四十二条第二項中「第三十八条から第四十条まで又は第四百二十二条」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条若しくは第三百三十九条、更生特例法第二百四十九条において準用する第四百十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第二百五十一条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第九十条第一項各号」と、同法第三項第四号中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第九十四条」と、同法第四項第二号中「債務」とあるのは「基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務」と、「株主」とあるのは「基金の抛出者」と、同法第五項中「第三項第一号から第三号まで及び前項」とあるのは「第三項第一号及び第三号並びに前項」と、「第三項第一号及び第二号並びに前項」とあるのは「第三項第一号及び前項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節第二款」と、同法第三項中「第四号」とあるのは「第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社とその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一（略）

二 剰余金の分配

三 基金償却積立金の取崩し

四 基金の募集

五 募集社債（相互会社にあつては保険業法第六十一条に規定する募集社債をいい、保険業法（同法第一条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む株式会社にあつては会社法第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下この章及び次章第二節において同じ。）を引き受ける者の募集

六 組織変更（保険業法第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。以下この章において同じ。）

七 組織変更株式交換（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換をいう。以下この章において同じ。）又は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この章において同じ。）

第九十六条 会社更生法第四十一条、第四十二条、第四十三条（第三項第二号を除く。）及び第四十四条の規定は、相互会社についての更生手続開始の決定について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「第十七条」とあるのは「更生特例法第八十条」と、同法第四十二条第二項中「第三十八条から第四十条まで又は第四百二十二条」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条若しくは第三百三十九条、更生特例法第二百四十九条において準用する第四百十条第一項若しくは第二項又は更生特例法第二百五十一条」と、同法第四十三条第一項第五号中「第九十条第一項各号」とあるのは「更生特例法第二百八十三条において準用する第九十条第一項各号」と、同法第三項第四号中「第三十九条」とあるのは「更生特例法第九十四条」と、同法第四項第二号中「債務」とあるのは「基金に係る更生債権に優先する債権に係る債務」と、「株主等」とあるのは「基金の抛出者」と、同法第五項中「第三項第一号から第三号まで及び前項」とあるのは「第三項第一号及び第三号並びに前項」と、「第三項第一号及び第二号並びに前項」とあるのは「第三項第一号及び前項」と、同法第四十四条第二項中「前章第二節」とあるのは「更生特例法第三章第二節第二款」と、同法第三項中「第四号」とあるのは「第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

（更生会社の組織に関する基本的事項の変更の禁止）

第九十七条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社について次に掲げる行為を行い、又は更生計画の定めにより更生会社とその組織を変更した後の株式会社（以下この章において「組織変更後の株式会社」という。）について会社更生法第四十五条第一項各号に掲げる行為を行うことができない。

一（略）

二 基金の募集又は社債の発行

三 保険契約の移転（保険業法第三百三十五条第一項（同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）

四 剰余金の分配

五 株式交換（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換をいう。以下この章において同じ。）、株式移転（同法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。以下この章において同じ。）又は合併

六 基金償却積立金の取崩し

七 解散又は株式会社への組織変更

八 保険契約の移転（保険業法第三百二十五条第一項（同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）をし、又は保険契約の移転を受けること。

## 九 解散 十 合併

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後株式会社<sup>（新設）</sup>の定款の変更をすることができない。

### （事業の譲渡）

第百九十八条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡（保険業法第六十二条の二第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡をすることができ、この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 （略）

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

一・二（略）

5 前項の規定による社員に対する通知は、当該社員が更生会社又は管財人に通知した住所又は連絡先にあてて、することができる。

6～9 （略）

10 第一項の許可を得て更生会社の事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡をする場合には、保険業法第六十二条の二の規定は、適用しない。

### （取締役等の競業の制限）

第二百八条 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社についての更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役、執行役又は清算人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第三百五十六条第一項（同法第四百十九條第二項又は第四百八十二条第四項

（新設）

（新設）

（新設）

2 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによるか、又は裁判所の許可を得なければ、更生会社又は組織変更後の株式会社<sup>（新設）</sup>の定款の変更をすることができない。

### （事業の譲渡）

第百九十八条 更生手続開始後その終了までの間においては、更生計画の定めるところによらなければ、更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡することができない。ただし、次項から第八項までの規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡する場合は、この限りでない。

2 更生手続開始後更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間においては、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の事業の全部又は重要な一部の譲渡をすることができ、この場合において、裁判所は、当該譲渡が当該更生会社の事業の更生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

3 （略）

4 管財人は、第二項の規定により更生会社の事業の全部又は重要な一部を譲渡しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

一・二（略）

5 前項の規定による社員に対する通知は、当該社員が更生会社又は管財人に通知した住所にあてて、することができる。

6～9 （略）

（新設）

### （取締役等の競業禁止義務）

第二百八条 会社更生法第六十五条の規定は、相互会社についての更生手続開始後その終了までの間において更生会社の取締役又は執行役が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「商法第一百六十四条第一項（商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む

において準用する場合を含む。）」とあるのは、「保険業法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十六条第一項（保険業法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九條第一項において準用する場合を含む。）」又は「保険業法第八十条の八第四項において準用する会社法第三百五十六条第一項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（取締役等の報酬等）

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役員及び清算人について準用する。この場合において、同条第一項中、「会社法第三百六十一条第一項」とあるのは、「保険業法第五十三条の二十八第三項」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中、「会社法第三百六十一条第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）」、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項」とあるのは、「保険業法第五十三条の十五及び第三百八十條の八第四項において準用する会社法第三百六十一条第一項、保険業法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第一項及び第二項、保険業法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第一項及び第二項並びに保険業法第五十三条の二十八第三項」と読み替えるものとする。

（更生会社及び実質子会社に対する調査）

第二百十五條 会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中、「子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社）」とあるのは、「実質子会社（保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社）」と読み替えるものとする。

（管財人の競業の制限）

第二百十七條 会社更生法第七十九条の規定は、相互会社の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合について準用する。

（管財人の報酬等）

第二百十九條 （略）

2 管財人は、その選任後、更生会社、組織変更後株式会社若しくは更生計画の定めにより設

。）」とあるのは、「保険業法第五十一条第一項において準用する商法第二百六十四条第一項（保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）」と、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と読み替えるものとする。

（取締役等の報酬）

第二百九条 会社更生法第六十六条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、執行役員及び監査役について準用する。この場合において、同条第一項中、「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同条第二項中、「商法第二百六十九条及び第二百七十九条並びに商法特例法第二十一条の八第三項」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十九条、保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第三項及び保険業法第五十三条第二項において準用する商法第二百七十九条」と読み替えるものとする。

（更生会社及び子会社に対する調査等）

第二百十五條 会社更生法第七十七条の規定は、相互会社の更生手続における管財人の権限について準用する。この場合において、同条第二項中、「商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは、「保険業法第二条第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは、「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

（管財人の競業禁止義務）

第二百十七條 会社更生法第七十九条の規定は、相互会社の更生手続における管財人が自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をする場合について準用する。

（管財人の報酬等）

第二百十九條 （略）

2 管財人は、その選任後、更生会社、組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより

設立された相互会社若しくは株式会社に対する債権又は更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権若しくは組織変更後株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならぬ。

3～5 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第二百二十三条 次に掲げる行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。)は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 (略)

二 更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第二百二十三条の二 (略)

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役、会計監査人(会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第二百二十三条の三 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 更生会社が支払不能(更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。)になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

設立された相互会社若しくは株式会社に対する債権又は更生会社若しくは更生計画の定めにより設立された相互会社の社員権若しくは組織変更後の株式会社若しくは更生計画の定めにより設立された株式会社が発行した株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならぬ。

3～5 (略)

(更生債権者等を害する行為の否認)

第二百二十三条 (同上)

一 (略)

二 更生会社が支払の停止又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条において「支払の停止等」という。)があった後にした更生債権者等を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び更生債権者等を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2・3 (略)

(相当の対価を得てした財産の処分行為の否認)

第二百二十三条の二 (略)

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第二百二十三条の三 (同上)

一 更生会社が支払不能(更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この条において同じ。)になった後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この条において「更生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。

イ・ロ（略）

二（略）

2 前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあつては、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと）を知つていたものと推定する。

一 債権者が更生会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は清算人である場合

二（略）

3（略）

（否認権行使の効果等）

第二百二十六条 会社更生法第八十九条から第九十八条までの規定は、相互会社の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条第三項」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条第一項若しくは第三項又は第二百二十三条の二第一項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいづれか」とあるのは、「更生会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の三第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条の三第一項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第九十四条の二第一項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第九十六条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の二第二項」とあるのは、「更生特例法第九十九条の二第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは、「更生特例法第三百一十三条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは、「更生特例法第二百一十二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第五款 更生会社の役員等の責任の追及

イ・ロ（略）

二（略）

2（同上）

一 債権者が更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人である場合

二（略）

3（略）

（否認権行使の効果等）

第二百二十六条 会社更生法第八十九条から第九十八条までの規定は、相互会社の更生手続における否認権について準用する。この場合において、同法第九十条及び第九十一条第二項中「第八十六条第三項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条第三項」と、同法第九十一条の二第一項及び第四項中「第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条第一項若しくは第三項又は第二百二十三条の二第一項」と、同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号中「第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいづれか」とあるのは、「更生会社の取締役、執行役、監査役又は清算人」と、同法第九十二条中「第八十六条の三第一項」とあるのは、「更生特例法第二百二十三条の三第一項」と、同法第九十四条第一項中「第三十九条の二第一項」とあるのは、「更生特例法第九十四条の二第一項」と、同項及び同条第三項中「第四十四条第二項」とあるのは、「更生特例法第九十六条において準用する第四十四条第二項」と、同項中「第三十九条の二第二項」とあるのは、「更生特例法第九十九条の二第二項」と、同法第九十六条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは、「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第九十七条第六項中「第二百三十四条第二号又は第五号」とあるのは、「更生特例法第三百一十三条において準用する第二百三十四条第二号又は第五号」と、「第五十二条第四項」とあるのは、「更生特例法第二百一十二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

第五款 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第二百二十八条 会社更生法第九十九条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があった場合における保全処分について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「会社法第五十二条第一項、第二百三十三条第一項又は第二百八十六条第一項」とあるのは「保険業法第三十条の十四において準用する会社法第五十二条第一項」と、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(役員等の責任の査定の上立て等)

第二百二十九条 (略)

第二百三十二条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百七十七条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第一項」と、同項第三号中「第百七十七条第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第二項」と、同項第四号中「第百七十七条第七項に規定する株主委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員(第二百五十七条の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。)(の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

(調査命令)

第二百三十八条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ずる処分をすることができる。

一 第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 四 (略)

2・3 (略)

(管財人に関する規定の調査委員への準用)

第二百三十九条 第二百二十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二

(役員等の財産に対する保全処分)

第二百二十八条 会社更生法第九十九条の規定は、相互会社について更生手続開始の決定があった場合における保全処分について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「株金払込請求権又は現物出資の目的である財産若しくは会社」とあるのは「基金の拠出に係る払込請求権又は相互会社」と、同条第五項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第百七十五条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(役員等の責任等の査定の上立て等)

第二百二十九条 (略)

第二百三十二条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百七十七条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第一項」と、同項第三号中「第百七十七条第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第二項」と、同項第四号中「第百七十七条第七項に規定する株主等委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員(第二百五十七条の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。)(の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

(調査命令)

第二百三十八条 (同上)

一 第二百二十八条において準用する会社更生法第九十九条第一項の規定による保全処分又は第二百二十九条において準用する同法第百条第一項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否

二 四 (略)

2・3 (略)

(管財人に関する規定の調査委員への準用)

第二百三十九条 第二百二十九条第一項から第四項までの規定並びに会社更生法第六十七条第二

項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「子会社（会社法第二十三条第三号に規定する子会社）」とあるのは、「実質子会社（保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社）」と読み替えるものとする。

（共益債権となる請求権）

第二百四十条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一～三 （略）

四 第二百十九条第一項（第八十九条第一項、第九十三条、第二百十九条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第二百三十三条において準用する会社更生法第百七十七条第四項の規定、第二百三十六条において準用する同法第百二十三条第五項の規定、第二百三十七条において準用する同法第百二十四条第一項の規定並びに第二百五十五条において準用する同法第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五～七 （略）

（社債管理者等の費用及び報酬）

第二百四十四条 会社更生法第百三十一条の規定は、第九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等について準用する。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第二百四十九条 会社更生法第百四十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人、代表清算人又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第二百五十五条 会社更生法第百五十一条から第百六十三条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定について準用する。この場合において、同法第百五十一条第一項及び第三項並びに第百五十六条第一項中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約

項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条及び第八十条の規定は、相互会社の更生手続における調査委員について準用する。この場合において、同法第七十七条第二項中「商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの」とあるのは、「保険業法第十二項に規定する子会社」と、「更生会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社である場合における同条第四項」とあるのは、「同法第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項」と読み替えるものとする。

（共益債権となる請求権）

第二百四十条 （同上）

一～三 （略）

四 第二百十九条第一項（第八十九条第一項、第九十三条、第二百十九条第五項及び前条において準用する場合を含む。）の規定、第二百三十三条において準用する同法第百七十七条第四項の規定、第二百三十六条において準用する同法第百二十三条第五項の規定、第二百三十七条において準用する同法第百二十四条第一項の規定並びに第二百五十五条において準用する同法第百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権

五～七 （略）

（社債管理会社等の費用及び報酬）

第二百四十四条 会社更生法第百三十一条の規定は、第九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理会社等について準用する。

（退職手当の請求権の届出の特例）

第二百四十九条 会社更生法第百四十条第一項及び第二項の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人の退職手当の請求権について準用する。この場合において、同項中「第百三十八条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百四十八条において準用する第百三十八条第一項」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第二百五十五条 会社更生法第百五十一条から第百六十三条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定について準用する。この場合において、同法第百五十一条第一項及び第三項並びに第百五十六条第一項中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約

定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、同法第五百十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第三項前段」と、同条第二項及び第五百八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五百十一条第五項及び第五百五十四条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五百五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第七十三条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第一項」と、同法第五百五十四条第五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五百五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号」と、同法第五百五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五百五十八条第四項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第五百六十三条第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

(更生計画において定める事項)

第二百五十九条 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

- 一 (略)
- 二 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人
- 三 七 (略)

2 第二百五十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第九十七條第一項各号に掲げる行為、定款の変更、事業譲渡等(保険業法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。第二百六十二条第四号において同じ。)、業務及び財産の管理の委託(保険業法第四百四十四條第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。以下この章及び次章第二節において同じ。)、相互会社又は株式会社の設定その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 次の各号に掲げる条項においては、当該各号に定める事項を定めなければならない。

- 一 更生会社の取締役に關する条項(次号に掲げるものを除く。)

取締役及び代表取締役

定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、同法第五百十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第三項前段」と、同条第二項及び第五百八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五百十一条第五項及び第五百五十四条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五百五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第七十三条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第一項」と、同法第五百五十四条第五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五百五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五百五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五百五十八条第四項中「第四百四十七條第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第五百六十三条第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

(更生計画において定める事項)

第二百五十九条 (同上)

- 一 (略)
- 二 更生会社の取締役、執行役及び監査役
- 三 七 (略)

2 第二百五十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段に定めるもののほか、更生計画においては、第九十七條第一項各号に掲げる行為、保険業法第四十一条又は第四百九条において準用する商法第二百四十五條第一項第一号又は第三号に掲げる行為、業務及び財産の管理の委託(保険業法第四百四十四條第一項に規定する業務及び財産の管理の委託をいう。以下この章及び第四章第一節において同じ。)、定款の変更、相互会社又は株式会社の設定その他更生のために必要な事項に関する条項を定めることができる。

(更生会社の取締役等)

第二百六十一条 更生会社の取締役、執行役及び監査役に關する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取締役及び監査役(保険業法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社)

の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時に、委員設置会社（保険業法第四十一条第三号に規定する委員会設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の取締役に係る事項、取締役及び各委員会（同号に規定する委員会をいう。以下この章において同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時に、会計参与設置会社（保険業法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の会計参与に関する事項、会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時に、監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の監査役に係る事項、監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

五 更生会社が更生計画認可の決定の時に、会計監査人設置会社（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。以下この章において同じ。）となる場合における更生会社の会計監査人に関する事項、会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時に、委員会設置会社となる場合における更生会社の執行役に関する事項、執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

2 更生会社が更生計画認可の決定の時に、清算相互会社（保険業法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。）となる場合には、次の各号に掲げる事項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一 更生会社の清算人に関する事項（次号に掲げるものを除く。）  
清算人の氏名又はその選任の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時に、代表清算人を定める場合における更生会社の清算人に関する事項、清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社の監査役に関する事項、監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

（剰余金の分配等）

第二百六十二条 次に掲げる行為に関する事項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議その他の相互会社の機関の決定が必要となる事項を定めなければならない。

一 剰余金の分配

以下「委員会等設置相互会社」という。）にあつては、執行役の氏名及び任期

二 代表取締役（委員会等設置相互会社にあつては、保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役）の氏名及び任期

三 前号の場合において、数人の代表取締役（委員会等設置相互会社にあつては、数人の代表執行役）に共同して更生会社を代表させるときは、その旨

2 前項第一号又は第二号の場合においては、氏名に代えて、選任又は選定の方法を定めることができる。

3 第一項第一号及び第二号の任期は、一年を超えない。

（事業の譲渡等）

第二百六十二条 次に掲げる行為に関する事項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議が必要となる事項を定めなければならない。

一 保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第一百四十五条第一項第一号又は第三号に掲げる行為

- 二 基金償却積立金の取崩し
- 三 定款の変更
- 四 事業譲渡等
- 五 保険契約の移転をし、又は保険契約の移転を受けること。
- 六 業務及び財産の管理の委託

(基金の募集)

第二百六十三条 基金の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項
- 二 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第六十条の二第二項の申込みをしたときは基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨
- 三 更生債権者等又は社員に対して保険業法第六十条の二第二項の申込みをすることにより更生会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該基金の拠出の申込みの期日
- 四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する基金の拠出の割当てに関する事項

(募集社債を引き受ける者の募集)

第二百六十四条 募集社債を引き受ける者の募集に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十一条各号に掲げる事項
- 二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号
- 三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第六十一条の二第二項の申込みをしたときは募集社債の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨
- 四 更生債権者等又は社員に対して保険業法第六十一条の二第二項の申込みをすることにより更生会社の募集社債の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該募集社債の引受けの申込みの期日
- 五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する募集社債の割当てに関する事項

- 二 保険契約の移転をし、又は移転を受けること
- 三 業務及び財産の管理の委託
- 四 定款の変更
- 五 基金償却積立金の取崩し

(新設)

(基金の募集)

第二百六十三条 (同上)

- 一 保険業法第六十条第三項第二号に掲げる事項
  - 二 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨
  - 三 更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与えるときは、その旨
- (新設)

(社債の発行)

第二百六十四条 社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第二項第一号から第十号まで及び第十五号に掲げる事項
- 二 担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号
- 三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が社債の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨
- 四 更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与えるときは、その旨

(更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の拠出の割当て等)

第二百六十五条 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする基金の拠出の割当てに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新たに募集する基金の額
- 二 更生債権者等又は社員が有する権利及びその償却の方法
- 三 更生債権者等又は社員に対する基金の割当てに関する事項
- 2 更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 発行する社債の総額
- 二 発行する各社債の金額
- 三 発行する社債の利率
- 四 発行する社債の償還の方法及び期限
- 五 保険業法第六十一条第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項
- 六 発行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号
- 七 更生債権者等又は社員に対する発行する社債の割当てに関する事項

(組織変更)

第二百六十六条 組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更計画において定めるべき事項(保険業法第八十六条第四項第三号及び第四号に掲げる事項並びに次条第一号及び第二百六十八条第一号に掲げる事項を除く。)
- 二 組織変更後株式会社取締役の氏名又はその選任の方法及び任期
- 三 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
  - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
  - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社である場合 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
  - ニ 組織変更後株式会社が委員会設置会社である場合 各委員会の委員、執行役員及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
- 四 組織変更後株式会社が組織変更の際して更生債権者等に対して株式等(株式又は金銭をいう。以下この章において同じ。)を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる

(吸収合併)

第二百六十五条 更生会社が他の相互会社と合併してその一方が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十条第四号に掲げる事項については、更生会社の社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日を除く。)
- 二 合併契約の相手方である相互会社の名称
- 三 更生会社が合併により消滅する場合において、合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 四 合併により消滅する相互会社の社員に対して保険業法第六十条第一号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てることを定めたときは、その規定
- 五 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項
- 六 更生会社が合併により消滅する場合において、保険業法第七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

第二百六十六条 更生会社が保険業(保険業法第一条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。)を営む株式会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十二条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日を除く。)
- 二 合併契約の相手方である株式会社の商号

事項

イ 当該株式等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

六 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により更生計画の定めに従い更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第九十三条第二項の申込みをしたときは組織変更後株式会社（組織変更時発行株式）（同法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。以下この章において同じ。）の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

七 更生債権者等又は社員に対して保険業法第九十三条第二項の申込みをすることにより組織変更後株式会社の組織変更時発行株式の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該組織変更時発行株式の引受けの申込みの期日

八 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する組織変更時発行株式の割当てに関する事項

九 第三百七条第三項の規定により組織変更時発行株式の一部を発行しないで組織変更をする場合における組織変更の際に発行すべき組織変更時発行株式の下限の数

2 会社更生法第七十五条から第七十七条までの規定は、組織変更後株式会社の募集株式（会社法第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この章において同じ。）（募集新株予約権（会社法第一百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいい、当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）又は募集社債（新株予約権付社債についてのものでなく。以下この章において同じ。）を引き受ける者の募集に関する事項について準用する。この場合において、会社更生法第七十五条第二号、第七十六条第二号及び第七十七条第三号中「第二百五条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と読み替えるものとする。

（組織変更株式交換）

第二百六十七条 組織変更株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更株式交換契約において定めるべき事項

二 組織変更株式交換完全親会社（保険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交換に際して更生債

第二百六十七条 更生会社が保険業を営む株式会社と合併して当該株式会社が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十四条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である株式会社の商号

権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 組織変更株式交換完全親会社が組織変更株式交換に際して更生会社の社員に対して当該組織変更株式交換完全親会社の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この章において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が組織変更株式交換完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

#### （組織変更株式移転）

第二百六十八条 組織変更株式移転に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更計画において定めるべき事項（組織変更株式移転に関するものに限る。）

二 組織変更株式移転設立完全親会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下この章において同じ。）が組織変更株式移転に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が組織変更株式移転設立完全親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 組織変更株式移転設立完全親会社が組織変更株式移転に際して更生会社の社員に対して当該組織変更株式移転設立完全親会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の社債（新株予約権付社債についての

三 合併契約の相手方である株式会社が生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社が有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 更生会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第六十四条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てて定めるときは、その規定

五 保険業法第一百五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

#### （新設合併）

第二百六十八条 更生会社が他の相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十一条第四号に掲げる事項については、更生会社の社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四 各相互会社の社員に対して保険業法第六十一条第一号に規定する金額の支払に代えて社債を割り当てて定めることを定めたときは、その規定

五 合併により設立する相互会社の準備金に関する事項

ものを除く。( )であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

- ロ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。( )であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ハ 当該社債等が組織変更株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

#### (解散)

第二百六十九条 会社更生法第七十八条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の解散に関する条項について準用する。

#### (吸収合併)

第二百七十条 吸収合併(更生会社が消滅する吸収合併(保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この章において同じ。))であつて、吸収合併後存続する会社(以下この条において「吸収合併存続会社」という。))が相互会社であるものに限り、以下この項において同じ。( )に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併契約において定めるべき事項
- 二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等を当該吸収合併存続会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項
- 四 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生会社の社員に対して当該吸収合併存続会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- 五 前号に規定する場合には、更生会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

2 吸収合併(更生会社が消滅する吸収合併であつて、吸収合併存続会社が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。))に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併契約において定めるべき事項

第二百六十九条 更生会社が保険業を営む株式会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十三条第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日を除く。)
- 二 合併契約の相手方である株式会社の商号
- 三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

第二百七十条 更生会社が保険業を営む株式会社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十五条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日を除く。)
- 二 合併契約の相手方である株式会社の商号
- 三 合併により設立する株式会社(更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項)
- 四 更生会社の基金の拠出者若しくは社員又は合併契約の相手方である株式会社の株主等に対して保険業法第六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めるときは、その規定

二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等に対して株式等を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が吸収合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生会社の基金の拠出者又は社員に対して当該吸収合併存続会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が吸収合併存続会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が吸収合併存続会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が吸収合併存続会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、更生会社の基金の拠出者又は社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

3 | 吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する会社（以下この章において「吸収合併消滅会社」という。）の社員に対して当該更生会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

#### （新設合併）

第二百七十一条 新設合併（更生会社が消滅する新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この章において同じ。）であつて、新設合併により設立する会社（以下この章において「新設合併設立会社」という。）が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等を当該新設合併設立会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

#### （組織変更）

第二百七十一条 組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 保険業法第八十六条第五項各号に掲げる事項

二 組織変更後の株式会社の商品、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

三 組織変更後の株式会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四 組織変更後の株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで組織変更の際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項

- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項
  - 四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併により消滅する会社（以下この章において「新設合併消滅会社」という。）の社員に対して当該新設合併設立会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - 五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項
- 21 新設合併（更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 新設合併契約において定めるべき事項
  - 二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項
  - 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項
  - 四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併消滅会社の基金の拠出者若しくは社員又は株主に対して当該新設合併設立会社の社債を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項
    - イ 当該社債等が新設合併設立会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
    - ロ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
    - ハ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項
  - 五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の基金の拠出者若しくは社員又は株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項
- （新相互会社の設立）
- 第二百七十二條 相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、新設合併により相互会社を設立する場合は、この限りでない。
- 一 設立する相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての保険業法第二十三條第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項
  - 二 新相互会社の定款で定める事項（前号に掲げる事項に係るものを除く。）
  - 三 第二百九十六條において準用する会社更生法第二百五條第一項の規定により更生計画の

- 五 組織変更後の株式会社の取締役、執行役員及び監査役に関する事項
  - 六 組織変更の際に組織変更後の株式会社の株式を発行する場合（社員に対する割当て及び第四号の割当てを行う場合を除く。）には、保険業法第九十二條の二第一項各号に掲げる事項
  - 七 第三百十一條第一項の規定により前号に規定する株式の一部を発行しないで組織変更を行う場合における組織変更の際に発行すべき同号に規定する株式の下限の数
- 21 会社更生法第七十三條の規定は組織変更後の株式会社の取締役、執行役員及び監査役に関する条項について、同法第七十五條から第七十七條までの規定は組織変更後の株式会社の新株、新株予約権又は社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五條第一号、第七十六條第二号並びに第七十七條第一項第三号及び第二項第三号中「第二百五條第一項」とあるのは「更生特別法第二百九十六條において準用する第二百五條第一項」と、同法第七十五條第一号及び第三号、第七十六條第二号及び第七十七條並びに第七十七條第一項第三号及び第四号並びに第二項第三号及び第四号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。
- （組織変更における株式交換）
- 第二百七十二條 相互会社が他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社（商法第三百五十二條第一項に規定する完全親会社をいう。以下この章において同じ。）とするため組織変更の際に株式交換を行う場合における株式交換に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 保険業法第九十二條の七第一項各号に掲げる事項
  - 二 株式交換契約の相手方である株式会社の商号

定めに従い更生債権者等又は社員の前記の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が保険業法第二十八条第二項の申込みをしたときは新相互会社の拠出すべき基金の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生計画により、更生債権者等又は社員に対して保険業法第二十八条第二項の申込みをするにより新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与えるときは、その旨及び当該基金の拠出の申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は社員に対する基金の拠出の割当てに関する事項

六 更生会社から新相互会社に移転すべき財産及びその額

七 新相互会社の設立時取締役の氏名又はその選任の方法

八 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 新相互会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法

ロ 新相互会社が監査役設置会社である場合 設立時代表取締役及び設立時監査役の氏名又はその選任若しくは選定の方法

ハ 新相互会社が会計監査人設置会社である場合 設立時会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法

ニ 新相互会社が委員会設置会社である場合 設立時委員、設立時執行役員及び設立時代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法

九 新相互会社の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役、設立時代表取締役、設立時委員、設立時執行役員、設立時代表執行役員又は設立時会計監査人（第三百六十六条第五項において「設立時取締役等」という。）が新相互会社の成立後において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役員、代表執行役員又は会計監査人（同項において「新相互会社取締役等」という。）となった場合における当該新相互会社取締役等の任期

十 新相互会社が募集社債を引き受ける者の募集をするときは、第二百六十四条各号に掲げる事項

十一 新相互会社が更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部の消滅と引換えに新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は新相互会社の社債の発行をするときは、第二百六十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

（新株式会社の設立）

第二百七十三条 会社更生法第八十三条の規定は、相互会社の更生手続における株式会社の設立に関する事項について準用する。この場合において、同条中「新設合併、新設分割又は株式移転」とあるのは、「新設合併（保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。）（又

三 完全親会社となる株式会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式交換に際して発行する新株を割り当てるとき（当該新株に代えて当該株式会社の有する自己の株式を割り当てるときを含む。）は、その割当てに関する事項

四 更生会社の社員に対して保険業法第九十二条の七第一項第五号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てるときを定めたときは、その規定

五 保険業法第九十二条の五第二項の規定により従うものとされる商法第三百六十一条の別段の定めをしたときは、その規定

（組織変更における株式移転）

第二百七十三条 相互会社が組織変更後の株式会社を設立するため組織変更の際に株式移転を行う場合における株式移転に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

は組織変更株式移転（同法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。）と、同条第四号中「第二百五条第一項」とあるのは「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号から同条第六号まで及び同条第十三号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

第二百七十四条から第二百七十六まで 削除

- 一 保険業法第九十二条の九第一項各号に掲げる事項
- 二 設立する完全親会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで株式移転に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 三 更生会社の社員に対して保険業法第九十二条の九第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当ててことを定めたときは、その規定
- 四 設立する完全親会社が商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社であるときは、その会計監査人の氏名又は名稱

（解散）

第二百七十四条 会社更生法第八十二条の規定は、相互会社の更生手続における更生会社の解散に関する条項について準用する。

（新相互会社の設立）

第二百七十五条 相互会社の設立に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、合併により相互会社を設立する場合は、この限りでない。

- 一 設立する相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての保険業法第二十二条第二項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事項
  - 二 新相互会社の定款の規定（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 第二百九十六条において準用する会社更生法第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は社員の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらの者が基金の拠出の額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすときは、その旨
  - 四 更生計画により、更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与えるときは、その旨
  - 五 更生会社から新相互会社に移転すべき財産及びその額
  - 六 新相互会社の取締役、代表取締役及び監査役（委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十二条の三第一項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役員及び代表執行役）の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - 七 新相互会社が社債を発行するときは、第二百六十四条各号に掲げる事項
- 2 前項第六号の任期は、一年を超えない。

（新株式会社の設立）

第二百七十六条 会社更生法第八十三条の規定は、相互会社の更生手続における株式会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項中「株式移転、新設分割又は合併」とあるのは「株式移転（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転をいう。）

(事業の全部の廃止を内容とする更生計画案)

第二百七十八条 更生会社の事業を当該更生会社が継続し(組織を変更する場合を含む。)、又は当該事業を事業の譲渡、保険契約の移転、合併若しくは相互会社若しくは株式会社設立により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 (略)

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第二百八十三条 会社更生法第九十条の規定は、相互会社についての更生債権等である社債を有する社債権者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十三条第一項第五号」とあるのは、「更生特例法第九十六条において準用する第四十三条第一項第五号」と、同条第三項中「会社法第七百六条第一項」とあるのは、「保険業法第六十一条の第四項」と読み替えるものとする。

(議決権の行使の方法等)

第二百八十六条 会社更生法第九十三条から第九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第九十三条第二項中「第八十九条第二項前段」とあるのは、「更生特例法第二百八十二条において準用する第八十九条第二項前段」と、同法第九十四条第一項中「更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている」とあるのは、「又は更生担保権者表に記載されている」と、同法第九十五条中「第二百条第二項」とあるのは、「更生特例法第二百九十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

(更生計画認可の要件等)

第二百九十条 (略)

2 会社更生法第九十九条第一項から第七項までの規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「会社と共に第四

又は合併」と、同項第五号中「第二百五条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百九十六条において準用する第二百五条第一項」と、同号及び同項第七号中「株主等」とあるのは、「社員」と、同項第六号中「第二百二十五条第三項」とあるのは、「更生特例法第三百十五条第三項において準用する第二百二十五条第三項」と読み替えるものとする。

(事業の全部の廃止を内容とする更生計画案)

第二百七十八条 更生会社の事業を当該更生会社が継続し(組織を変更する場合を含む。)、又は当該事業を合併、相互会社若しくは株式会社の設立、事業の譲渡若しくは保険契約の移転により他の者が継続することを内容とする更生計画案の作成が困難であることが更生手続開始後に明らかになったときは、裁判所は、前条において準用する会社更生法第八十四条第一項又は第二項に規定する者の申立てにより、更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可することができる。ただし、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 (略)

(社債権者の議決権の行使に関する制限)

第二百八十三条 会社更生法第九十条の規定は、相互会社についての更生債権等である社債を有する社債権者について準用する。この場合において、同条第一項中「第四十三条第一項第五号」とあるのは、「更生特例法第九十六条において準用する第四十三条第一項第五号」と読み替えるものとする。

(議決権の行使の方法等)

第二百八十六条 会社更生法第九十三条から第九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第九十三条第二項中「第八十九条第二項前段」とあるのは、「更生特例法第二百八十二条において準用する第八十九条第二項前段」と、同法第九十四条第一項中「更生担保権者表又は株主名簿に記載」とあるのは、「又は更生担保権者表に記載」と、同法第九十五条中「第二百条第二項」とあるのは、「更生特例法第二百九十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

(更生計画認可の要件等)

第二百九十条 (略)

2 会社更生法第九十九条第一項から第七項までの規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同条第二項第五号中「株式会社と共に

十五條第一項第七号」とあるのは、「相互会社又は株式会社と共に更生特例法第九十七條第一項第七号、第八号又は第十号」と、「前項」とあるのは、「更生特例法第二百九十九條第一項」と、「会社が」とあるのは、「相互会社又は株式会社」と、同項第六号中「第八十七條」とあるのは、「更生特例法第二百八十條において準用する第八十七條」と、同條第四項中「前二項又は次條第一項」とあるのは、「前二項の規定又は更生特例法第二百九十一條において準用する次條第一項」と、同條第五項中「第一百五條第一項本文」とあるのは、「更生特例法第二百三十二條において準用する第一百五條第一項本文」と、同項及び同條第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは、「更生特例法第九十八條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(更生計画の効力範囲)

第二百九十四條 更生計画は、次に掲げる者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

一～三 (略)

#### 四 組織変更後株式会社

五 更生計画の定めるところにより組織変更株式移転(共同してするものを除く。)により設立される株式会社又は新株式会社(更生計画の定めるところにより第二百七十三條において準用する会社更生法第八十三條に規定する条項により設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。)

六 新相互会社(更生計画の定めるところにより第二百七十二條に規定する条項により設立される相互会社をいう。以下この章において同じ。)

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百九十五條 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、社員の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

第四十五條第一項第四号」とあるのは、「相互会社又は株式会社と共に更生特例法第九十七條第一項第三号又は第五号」と、「前項」とあるのは、「更生特例法第二百九十九條第一項」と、「株式会社が」とあるのは、「相互会社又は株式会社」と、同項第六号中「第八十七條」とあるのは、「更生特例法第二百八十條において準用する第八十七條」と、同條第四項中「前二項又は次條第一項」とあるのは、「前二項の規定又は更生特例法第二百九十一條において準用する次條第一項」と、同條第五項中「第一百五條第一項本文」とあるのは、「更生特例法第二百三十二條において準用する第一百五條第一項本文」と、同項及び同條第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは、「更生特例法第九十八條第三項第三号」と読み替えるものとする。

(更生計画の効力範囲)

第二百九十四條 (同上)

一～三 (略)

四 新相互会社(更生計画の定めるところにより第二百七十五條第一項に規定する条項によって設立される相互会社をいう。以下この章において同じ。)

五 組織変更後の株式会社、更生計画の定めるところにより株式移転(共同して行う株式移転を除く。)によって設立される株式会社又は新株式会社(更生計画の定めるところにより第二百七十六條において準用する会社更生法第八十三條第一項に規定する条項によって設立される株式会社をいう。以下この章において同じ。)

(新設)

2 (略)

(更生債権等の免責等)

第二百九十五條 (同上)

一 (略)

二 更生手続開始後に更生会社の取締役等(取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役をいう。)又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権

三・四 (略)

2 (略)

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)

第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは、「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは、「更生債権等又は社員権」と、同項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは、「更生特例法第二百九十四条第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは、「並びに」と、同法第二百七条中「第六百六十九条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは、「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行)

第二百九十七条 会社更生法第二百九条(第三項を除く。)の規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは、「更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社(更生特例法第九十七条第一項に規定する組織変更後株式会社を含む。)」と、同条第二項中「第二百三条第一項第五号に掲げる会社」とあるのは、「更生特例法第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社及び同項第六号に規定する新相互会社」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第二号中「第二百五十一条第一項本文」とあるのは、「更生特例法第二百五十五条において準用する第二百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百九条第三項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

3 会社更生法第二百九条第三項の規定は、組織変更後株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同法第二百九条第三項中「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

(社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百九十八条 更生計画の遂行については、保険業法その他の法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社、組織変更後株式会社、新相互会社又は新株式会社の社員総会(総代会を設

(届出をした更生債権者等の権利の変更等)

第二百九十六条 会社更生法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百六条から第二百八条までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第二項中「更生債権者等」とあるのは、「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六条第二項中「更生債権等」とあるのは、「更生債権等又は社員権」と、「第二百三条第一項第四号」とあるのは、「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社、同項第五号」と、同法第二百七条中「第六百六十九条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六百六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは、「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは、「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

(更生計画の遂行)

第二百九十七条 会社更生法第二百九条(第三項を除く。)の規定は、相互会社の更生手続における更生計画について準用する。この場合において、同条第一項中「更生会社」とあるのは、「更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社(更生特例法第九十七条第一項に規定する組織変更後の株式会社を含む。)」と、同条第二項中「第二百三条第一項第四号に掲げる株式会社」とあるのは、「更生特例法第二百九十四条第一項第四号に規定する新相互会社及び同項第五号に掲げる株式会社(組織変更後の株式会社を除く。)」と、同条第四項中「第七十二条第四項前段」とあるのは、「更生特例法第二十一条において準用する第七十二条第四項前段」と、同項第二号中「第二百五十一条第一項本文」とあるのは、「更生特例法第二百五十五条において準用する第二百五十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第七十七条第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

3 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の株式会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査並びに第二百九十四条第一項第五号に掲げる株式会社(組織変更後の株式会社を除く。)に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

(社員総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百九十八条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、更生会社の社員総会若しくは総代会若しくは取締役会又は新相互会社若しくは新株式会社の創立総会の

けているときは、総代会)の決議、株主総会の決議その他の機関の決定を要しない。

2| 更生計画の遂行については、会社法その他の法令の規定にかかわらず、組織変更後株式会社又は新株式会社の株主は、組織変更後株式会社又は新株式会社に対し、自己の有する株式を買い取ることを請求することができない。

3| 更生計画の遂行については、会社法第八百二十八条第一項各号(保険業法第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第二項各号並びに第八百二十九条並びに保険業法第九十六条の十六第一項及び第二項の規定にかかわらず、更生会社、組織変更後株式会社、新相互会社又は新株式会社の社員等(保険業法第八十四条の二第二項に規定する社員等をいう。)、株主等(会社法第八百二十八条第二項第一号に規定する株主等をいう。)、新株予約権者、破産管財人又は債権者は、会社法第八百二十八条第一項各号に掲げる行為の無効の訴え若しくは保険業法第九十六条の十六第一項の組織変更の無効の訴え又は会社法第八百二十九条各号に掲げる行為が存在しないことの確認の訴えを提起することができない。

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百九十九条 第二百六十一条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人の氏名又は名称を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に、それぞれ、取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会の委員、執行役、代表執行役、会計監査人、清算人又は代表清算人となる。

2 第二百六十一条の規定により更生計画において取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

3 第二百六十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号の規定により更生計画において代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人の選任の方法を定めるときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。

4 更生会社の従前の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人について準用する。

決議を要しない。

(更生会社の取締役等に関する特例)

第二百九十九条 第二百六十一条第一項第一号の規定により更生計画において取締役又は監査役(委員会等設置相互会社にあつては、執行役。以下この条において同じ。)(の氏名を定めたときは、これらの者は、更生計画認可の決定の時に取締役又は監査役となる。同項第二号の規定により更生計画において代表取締役(委員会等設置相互会社にあつては、保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。以下この条において同じ。)(の氏名を定めたときにおけるその者が代表取締役となる時期についても、同様とする。

2 第二百六十一条第一項の規定により更生計画において取締役又は監査役の選任の方法を定めたときは、これらの者の選任は、更生計画に定める方法による。同項の規定により更生計画において代表取締役の選任の方法を定めたときにおけるその選任についても、同様とする。

3 前項の場合においては、保険業法第五十一条第一項及び第五十三条第一項、同法第五十一条第二項において準用する商法第二百六十一条第一項並びに保険業法第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第五項、第二十一条の十三第一項及び第二十一条の十五第一項の規定は、適用しない。

4 更生会社の従前の取締役又は監査役は、更生計画認可の決定の時に退任する。ただし、第一項の規定により引き続き取締役又は監査役となることを妨げない。

5 前項の規定は、更生会社の従前の代表取締役について準用する。

6 第一項から第三項までの規定により取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人又は清算人に選任された者の任期及びこれらの規定により代表取締役、各委員会の委員、代表執行役又は代表清算人に選定された者の任期は、更生計画の定めるところによる。

(基金償却積立金の取崩しに関する特例)

第三百条 第二百六十二条第二号の規定により更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合には、保険業法第五十七条第四項の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する特例)

第三百一条 会社更生法第二百十三条の規定は、第二百六十一条第三号の規定により相互会社の更生手続における更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合について準用する。

(保険契約の移転等に関する特例)

第三百二条 第二百六十二条第五号の規定により更生計画において更生会社が同号に掲げる行為をすることを定めた場合には、保険業法第三百三十六条の二及び第三百三十七条(これらの規定を同法第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)(の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第三百三十八条(同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定の適用については、同法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

3 第一項に規定する場合において、第二百六十二条第四号の規定により更生計画において更生会社が事業の譲渡をすることを定めたときにおける当該更生会社に対する保険業法第四百十三條第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡に

6 第一項又は第二項の規定により取締役又は監査役に選任された者の任期並びにこれらの規定により代表取締役に選定された者の任期及び代表の方法は、更生計画の定めるところによる。

(事業の譲渡等に関する特例)

第三百条 更生計画において更生会社が保険業法第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百四十五条第一項第一号に掲げる行為をすることを定めた場合における当該更生会社に対する保険業法第四百十三條第一項の規定の適用については、同項中「保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は取締役会の決議をした」とあるのは、「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があつた」と、「当該決議をした」とあるのは、「当該決定があつた」とする。

(保険契約の移転に関する特例)

第三百一条 更生計画において更生会社が第二百六十二条第二号に掲げる行為をすることを定めた場合においては、保険業法第三百三十六条の二及び第三百三十七条(これらの規定を同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)(の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第三百三十八条(同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定の適用については、同法第三百三十八条中「第三百三十六條第一項の決議」とあるのは、「保険契約の移転を内容とする更生計画認可の決定」とする。

(定款の変更に関する特例)

第三百二条 会社更生法第二百十三條の規定は、相互会社の更生手続における更生計画において更生会社の定款を変更することを定めた場合について準用する。

ついで社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は取締役会の決議をした」とあるのは「保険金信託業務を行う相互会社について保険契約の全部に係る保険契約の移転及び当該保険金信託業務に係る事業の譲渡を内容とする更生計画認可の決定があった」と、「当該決議をした」とあるのは「当該決定のあった」と、「当該決議の」とあるのは「当該決定の」とする。

（削る）

（基金の募集に関する特例）

第三百三条 第二百六十三条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一百七十七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。））の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける権利を有する基金の拠出の内容
- 二 第二百六十三条第三号の期日

- 三 第二百六十三条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
- 2 前項の規定による通知又は公告は、同項第一号の期日の二週間前にしなければならない。
- 3 第二百六十三条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第一項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第一号の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、当該権利を失う。
- 4 第一項に規定する場合において、第二百六十三条第三号の基金の拠出の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける基金の額に一円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（募集社債を引き受ける者の募集に関する特例）

第三百四条 第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権

（基金償却積立金の取崩しに関する特例）

第三百二条の二 更生計画において更生会社の基金償却積立金の取崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六条の二第四項の規定は、適用しない。

（基金の募集に関する特例）

第三百三条 第二百六十三条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、基金の拠出についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一百七十七条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。））の適用がある場合には、当該事項を公告しなければならない。

- 一 各更生債権者等又は各社員が引受権を有する基金の拠出の内容
- 二 一定の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、基金の拠出についての引受権を失う旨
- 三 引受権を譲り渡すことができる旨

- 2 前項の通知又は公告は、同項第一号の期日の二週間前にしなければならない。
- 3 基金の拠出についての引受権を有する者は、更生会社が第一項の通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第一号の期日までに基金の拠出の申込みをしないときは、当該引受権を失う。
- 4 第二百六十三条の規定により更生計画において更生会社が基金を募集することを定めた場合においては、保険業法第六十条第五項において準用する商法第一百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十五、第二百八十条ノ十六、第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第一項の規定は、適用しない。

（社債の発行に関する特例）

第三百四条 会社更生法第二百七条第一項から第三項までの規定は、第二百六十四条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合において準用する。この場合において、同法第二百七条第一項中「新株

等につき無記名式の社債券が発行されるとき、又は社債等の振替に関する法律第一百七  
条において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）  
の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金  
額の合計額

二 第二百六十四条第四号の期日

三 第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

3 第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第一項  
の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受  
けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4 第一項に規定する場合において、第二百六十四条第四号の募集社債の割当てを受ける権利  
を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集社債の数に満たない端数があ  
るときは、これを切り捨てるものとする。

（更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする基金の抛出の割当て等に関する特例）

第三百五条 第二百六十五条第一項の規定により更生計画において更生債権者等又は社員の権  
利の全部又は一部の消滅と引換えに基金の抛出の割当てをすることを定めた場合には、更生  
債権者等又は社員は、更生計画認可の決定の時に、同項第三号に掲げる事項についての定め  
に従い、同号の基金の抛出者となる。

2 第二百六十五条第二項の規定により更生計画において更生債権者等又は社員の権利の全部  
又は一部の消滅と引換えに社債を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は社員は  
、更生計画認可の決定の時に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同号の社債  
の社債権者となる。

予約権証券若しくは無記名式の「とあるのは、無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第  
百七十七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と  
読み替えるものとする。

2 第二百六十四条の規定により更生計画において更生会社が社債を発行することを定めた  
ときは、保険業法第六十一条において準用する商法第二百九十八条の規定は、適用しな  
い。

（合併に関する特例）

第三百五条 第二百六十五条第三号又は第二百六十八条第三号の規定により更生計画において  
合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の  
抛出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の抛出者となる。

2 会社更生法第二百二十三条第一項の規定は、第二百六十七条第三号又は第二百七十条第三  
号の規定により更生計画において合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会  
社が更生債権者等に対して合併に際して発行する新株（第二百六十七条第三号に規定する自  
己の株式を含む。）を割り当てた場合について準用する。

3 第二百六十五条第四号、第二百六十七条第四号、第二百六十八条第四号又は第二百七十条  
第四号の規定により更生計画において基金の抛出者、社員又は株主等に対して新株予約権又  
は社債を割り当てたときは、基金の抛出者、社員又は株主等は、合併の効力が生じた時に新  
株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条（保険業法第六  
十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二百六十五条から第二百七十条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行  
うことを定めた場合においては、保険業法第六十五条の二及び第六十六条の規定、同法  
第七十二条第一項において準用する商法第四百二十二条の規定並びに保険業法第七十二条  
第一項において準用する商法第四百十六條第二項において準用する同法第三百七十六條第三  
項の規定は、更生会社については、適用しない。

5 第二百六十七条の規定により更生計画において更生会社が株式会社と合併することを定め  
た場合においては、保険業法第五十九条第三項の規定により従つものとされる商法第四百

(組織変更に関する特例)

第三百六条 第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの株式の株主となる。

2) 会社更生法第一百一十一条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合について準用する。この場合において、同法第一百一十一条第一項及び第二項中、「第七十三号」とあるのは「更生特例法第二百六十六条第一項第二号又は第三号」と、同条第一項、第三項及び第六項中、「委員会」とあるのは「委員会（保険業法第四十一条第三号に規定する委員会をいう。）」と、同条第一項中、「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中、「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中、「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第三項中、「第七十三号第一項第一号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百六十六条第一項第三号口又は二」と、同項及び同条第六項中、「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

3) 第二百六十六条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、保険業法第八十七条及び第八十八条の規定は、適用しない。

(組織変更時発行株式の発行に関する特例)

第三百七条 会社更生法第一百五十一条から第五項までの規定は、第二百六十六条第一項第七号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の組織変更時発行

十三条ノ二第一項の規定は、適用しない。

6) 第四項に規定する場合においては、保険業法第七十三条第一項において準用する商法第四百十五條第二項の規定にかかわらず、更生会社の社員、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(組織変更に関する特例)

第三百六条 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の株式会社についての設立の登記をした時に生ずる。

2) 第二百七十一条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社組織変更の際に発行する株式を割り当てたときは、更生債権者等は、更生計画認可の決定の時に株式引受人となり、組織変更の効力が生じた時に株主となる。

3) 第一項に規定する場合においては、保険業法第八十六条から第八十七条まで、第九十条及び第九十六条の規定は、適用しない。

4) 第一項に規定する場合における更生会社に対する保険業法第八十八条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組織変更計画書」とあるのは、「更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第六十九条第一項に規定する更生計画をいう。）」とする。

5) 会社更生法第一百一十一条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中、「第七十三号第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十一条第二項において準用する第七十三号第一項第一号」と、同項及び同条第四項中、「更生計画認可の決定の」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中、「第七十三号第一項」とあるのは「更生特例法第二百七十一条第二項において準用する第七十三号第二項」と、同条第三項中、「第二百五十四号第一項及び第二百五十七号ノ二第一項本文（これらの規定を同法第一百八十条において準用する場合を含む。）並びに第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と、同条第四項中、「監査役は」とあるのは「監査役（保険業法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社にあつては、執行役）は」と、同条第五項中、「代表取締役」とあるのは「代表取締役（保険業法第五十二条の三第一項に規定する委員会等設置相互会社にあつては、同条第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)

第三百七条 会社更生法第一百五十一条及び第三項の規定は、第二百七十一条第一項において準用する同法第七十五条の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株

株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百十五條第二項中「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第百七十七條において準用する同法第四章」と、同項第二号及び第三号並びに同条第四項及び第五項中「第百七十五條第三号」とあるのは「更生特例法第二百六十六條第一項第七号」と読み替えるものとする。

2 更生計画において更生会社が組織変更時発行株式を発行することを定めた場合には、保険業法第九十六條の四において準用する会社法第二百七條、第二百十二條（第一項第一号を除く。）及び第二百十三條（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、組織変更時発行株式のうち割当てをすることができなかつたものがあるときは、第二百六十六條第一項第九号の規定により更生計画に定められた組織変更に関する条件に反しない限り、当該組織変更時発行株式を発行しないで組織変更をすることができ、ただし、会社法第二百七十七條第三項の規定に反しない場合に限り。

（組織変更後株式会社の募集株式を引き受ける者の募集に関する特例）

第三百八條 会社更生法第二百十五條第一項の規定は、第二百六十六條第二項において準用する同法第二百七十五條の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集株式を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百一十一條第一項第一号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨の定款があるときについて準用する。

2 第二百六十六條第二項において準用する会社更生法第二百七十五條第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第百七十七條において準用する同法第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数）

二 第二百六十六條第二項において準用する会社更生法第二百七十五條第三号の期日

三 第二百六十六條第二項において準用する会社更生法第二百七十五條第三号の募集株式の割当てを受ける権利を譲渡することができる旨

3 前項の規定による通知又は公告は、同項第二号の期日の二週間前にしなければならない。

4 第二百六十六條第一項において準用する会社更生法第二百七十五條第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集株式の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

を發行することを定めた場合について準用する。

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員」と、並二第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項二規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ發行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百七十七條ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第一項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

（組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例）

第三百八條 第二百七十一條第二項において準用する会社更生法第二百七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する会社更生法第二百七十六條の規定により更生債権者等又は社員に対して新たに申込みをさせないで新株予約権を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に新株予約権者となる。

2 会社更生法第二百十五條第一項の規定は、第二百七十一條第二項において準用する同法第二百七十六條の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する会社更生法第二百七十六條の規定により、組織変更後の株式会社の株主に対して新株予約権について引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九條第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項二規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ發行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百七十七條ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 第二項に規定する場合においては、商法第二百八十条ノ二十一及び第二百八十条ノ二十七並びに同法第二百八十条ノ三十九第四項において準用する同法第二百八十条ノ十及び第二百

5] 第二項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十五条第三号の募集株式の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6] 第一項に規定する場合には、会社法第九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第二章第八節第六款の規定は、適用しない。

(組織変更後株式会社の募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例)

第三百九条 会社更生法第一百五十一条の規定は、第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合において、株主に対して会社法第二百四十一条第一項第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがあるときについて準用する。

2] 第二百六十六条第一項において準用する会社更生法第七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)(の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない)。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数

二 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の期日

三 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3] 前項の規定による通知又は公告は、同項第一号の期日の二週間前にしなければならない。

4] 第二百六十六条第一項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第一号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしな

5] 第一項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集新株予約権の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6] 第二百六十六条第一項において準用する会社更生法第七十六条の規定により更生計画において組織変更後株式会社が募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを定めた場合

八十条ノ十一の規定は、適用しない。

(組織変更後の株式会社の社債の発行に関する特例)

第三百九条 第二百七十一条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで社債(新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。)を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2] 会社更生法第一百七十七条第一項から第三項までの規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第七十七条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行する更生債権者等又は社員に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第一百七十七条第一項中「新株予約権証券若しくは無記名式の」とあるのは「無記名式の」と、「第四章」とあるのは「第百七十七条において準用する同法第四章」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3] 第二百七十一条第二項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が発行することを定めたときは、商法第二百九十八条の規定は、適用しない。

には、会社法第二百三十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第二百八十六条の規定は、適用しない。

7) 前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定は、適用しない。

(組織変更後株式会社の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第三百十条 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、組織変更後株式会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。

一 当該更生債権者等又は社員が割当てを受ける募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額

二 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の期日

三 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

2) 前項の規定による通知又は公告は、同項第一号の期日の二週間前にしなければならない。

3) 第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する者は、組織変更後株式会社が第一項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集社債の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。

4) 第一項に規定する場合において、第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は社員がその割当てを受ける募集社債の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(組織変更株式交換に関する特例)

第三百十一条 第二百六十七条の規定により更生計画において更生会社が組織変更株式交換をすることを定めた場合において、同条第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日(次項において「効力発生日」という。)(同条第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株式の株主となる。

(組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例)

第三百十条 第二百七十一条第一項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が更生債権者等又は社員に対して新たに払込みをさせないで新株予約権付社債を発行することを定めたときは、これらの権利者は、組織変更の効力が生じた時に社債権者となる。

2) 会社更生法第二百五条第一項の規定は、第二百七十一条第二項において準用する同法第七十七条第二項の規定により更生計画において組織変更後の株式会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合において、組織変更後の株式会社の定款に株主に対して新株予約権付社債についての引受権を与える旨の定めがあるときについて準用する。

3) 前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第一百七十九条第十三項二規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等(同条第十二項二規定スル更生債権等ヲ謂フ)ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等ノ振替に関する法律第一百七十七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4) 第二項に規定する場合においては、商法第二百九十八条及び第三百四十一条ノ五並びに同法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ十、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ二十二の規定は、適用しない。

(組織変更における株式の発行に関する特例)

第三百十一条 第二百七十一条第一項第六号の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際に組織変更後の株式会社の株式を発行することを定めた場合においては、保険業法第九十二条の二第二項において準用する商法第二百一十二条ノ二第二項後段及び第二百八十条ノ十三、保険業法第九十二条の二第四項において準用する商法第七十三条、保険業法第

2] 第二百六十七條の規定により更生計画において組織変更株式交換をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の社員は、効力発生日に、同条第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百六十七條第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百六十七條第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第二百六十七條第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(組織変更株式移転に関する特例)

第三百十二條 第二百六十八條の規定により更生計画において更生会社が組織変更株式移転をすることを定めた場合において、同条第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日、同条第三号に掲げる事項についての定めに従い、同条第二号イの株式の株主となる。

2] 第二百六十八條の規定により更生計画において組織変更株式移転をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の社員は、組織変更株式移転設立完全親会社の成立の日、同条第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百六十八條第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百六十八條第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第二百六十八條第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

(解散に関する特例)

第三百十三條 第二百六十九條において準用する会社更生法第七十八條本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めた場合には、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

2] 前項の場合には、保険業法第五十六條の二及び第五十七條の規定は、適用しない。

九十二條の二第五項において準用する商法第七十三條ノ二及び第九十五條並びに保険業法第九十二條の三の規定は、適用しない。

2] 前項に規定する場合において、同項の株式のうち割当てをすることができなかったものがあるときは、第二百七十一條第一項第七号の規定により更生計画に定められた条件に反しない限り、当該株式を発行しないで組織変更を行うことができる。ただし、商法第六十六條第四項の規定に反しない場合に限る。

(組織変更における株式交換に関する特例)

第三百十二條 会社更生法第二百十九條第一項の規定は、第二百七十二條第三号の規定により更生計画において完全親会社となる株式会社が発行する株式を交換に際して発行する新株(同号に規定する自己の株式を含む。)を割り当てた場合について準用する。

2] 第二百七十二條第四号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式交換の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

3] 第二百七十二條の規定により更生計画において更生会社が組織変更の際に他の株式会社と株式交換をすることを定めた場合における保険業法第九十二條の六第一項及び第九十二條の七第一項の適用については、同法第九十二條の六第一項中「組織変更計画」とあるのは「更生計画(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第二項に規定する更生計画をいう。)」と、同法第九十二條の七第一項中「組織変更計画書及び株式交換契約書」とあるのは「株式交換契約書」とする。

(組織変更における株式移転に関する特例)

第三百十三條 会社更生法第二百十條第一項の規定は、第二百七十三條第二号の規定により更生計画において設立される完全親会社が更生債権者等に対して株式移転に際して発行する新株を割り当てた場合について準用する。

2] 第二百七十三條第三号の規定により更生計画において社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、社員は、株式移転の効力を生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。

(吸収合併に関する特例)

第三百十四條 第二百七十條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拠出者となる。

2| 第二百七十條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生会社の社員は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

3| 第二百七十條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十條の規定並びに保険業法第六十五條の十五及び第六十五條の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

4| 第二百七十條第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号イの株式の株主となる。

5| 第二百七十條第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、更生会社の基金の拠出者又は社員は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百七十條第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百七十條第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第二百七十條第二項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6| 前項に規定する場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十條の規定並びに保険業法第六十五條の十五及び第六十五條の十七の規定は、更生会

3| 第二百七十三條の規定により更生計画において更生会社が組織変更に際して株式移転をすることを定めた場合においては、保険業法第九十二條の九第二項において準用する商法第三百六十六條の規定は、更生会社については、適用しない。

(解散に関する特例)

第三百十四條 第二百七十四條において準用する会社更生法第八十二條本文の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めたときは、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。

2| 前項の場合においては、保険業法第五十六條の二及び第五十七條の規定は、適用しない。

社については、適用しない。

7| 第二百七十条第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、吸収合併消滅会社の社員は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の社債の社債権者となる。

8| 第二百七十条第三項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定、保険業法第六百六十五条の十九の規定及び同法第六百六十五条の二十において準用する同法第六百六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

(新設合併に関する特例)

第三百十五條 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第二号の基金の拠出者となる。

2| 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、新設合併消滅会社の社員は、新設合併設立会社の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

3| 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六百六十五条の十五及び第六百六十五条の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

4| 第二百七十一条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第一号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の株式の株主となる。

5| 第二百七十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅会社の基金の拠出者若しくは社員又は株主は、新設合併設立会社の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百七十一条第二項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第二百七十一条第二項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

(新設)

三 第二百七十一条第二項第四号八に掲げる事項についての定めがある場合 同号八の新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

6| 前項に規定する場合には、保険業法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五條の十五及び第六十五條の十七の規定は、更生会社については、適用しない。

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第三百十六條 第二百七十二條本文の規定又は第二百七十三條において準用する会社更生法第八十三條本文の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合には、当該新相互会社又は新株式会社(以下この条において「新法人」という。)

( ) についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 (略)

(削る)

3| 第一項に規定する場合には、新法人の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4| 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかつたときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新法人の設立に關してした行為についてその責任を負い、新法人の設立に關して支出した費用を負担する。

5| 第二百九十九條第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける設立時取締役等の選任又は選定について、同条第六項の規定は新相互会社の設立時取締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締役等となつた場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三條の規定は更生債権者等又は社員に對して新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百四條の規定は新相互会社の募集社債を引き受ける者の募集について、第三百五條の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九條第一項及び第二項中「第二百六十一條」とあるのは「第二百七十二條第七号又は第八号」と、同条第一項中「會計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「會計監査人又は清算人」とあるのは「又は會計監査人」と、同条第一項及び第三百五條中「更生計画認可の決定」とあるのは「新相互会社が成立した」と、第二百九十九條第三項中「第二百六十一條第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは「第二百七十二條第

(新相互会社又は新株式会社の設立に関する特例)

第三百十五條 第二百七十五條第一項の規定又は第二百七十六條において準用する会社更生法第八十三條第一項の規定により更生計画において新相互会社又は新株式会社を設立することを定めた場合においては、当該新相互会社又は新株式会社(以下この条において「新法人」という。)

2 (略)

(削る)

3| 会社更生法第二百二十五條第三項の規定は、第一項に規定する場合において新株式会社の設立することを定めたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第八十三條第一項第二号」とあるのは、「更生特例法第二百七十六條において準用する第八十三條第一項第一号」と読み替えるものとする。

4| 第一項に規定する場合には、新法人の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

5| 第一項に規定する場合において、新法人が成立しなかつたときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新法人の設立に關してした行為についてその責めに任じ、新法人の設立に關して支出した費用を負担する。

(新設)

八号口又は二」と、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と、第三百三十三条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十三條第三号」とあるのは「第二百七十二條第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第三百四條第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「新相互会社」と、同条第一項、第三項及び第四項中「第二百六十四條第四号」とあるのは「第二百七十二條第十号」と、第三百五條第一項中「第二百六十五條第一項」とあり、及び同条第二項中「第二百六十五條第二項」とあるのは「第二百七十二條第十一号」と、同条第一項中「同項第三号」とあり、及び同条第二項中「同項第七号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

6 会社更生法第二百一十一條第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける設立時取締役等(第二百七十三條において準用する同法第百八十三條第十号に規定する設立時取締役等をいう。以下この項において同じ。)の選任又は選定について、同法第二百一十一條第六項の規定は新株式会社の設立時取締役等が新株式会社の成立後において新会社取締役等をいう。以下この項において同じ。)となつた場合における当該新会社取締役等の任期について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一條第一項及び第二項中「第百七十三條」とあるのは「更生特例法第二百七十三條において準用する第百八十三條第八号又は第九号」と、同条第一項及び第三項中「委員会」とあるのは「委員会(保険業法第四條第一項第三号に規定する委員会をいう。)」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、及び同条第二項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社(更生特例法第二百九十四條第一項第五号に規定する新株式会社をいう。)」が成立した」と、同条第三項中「第百七十三條第一項第二号、第三号若しくは第七号又は第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百七十三條において準用する第百八十三條第九号イ又はホ」と、代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

7 第三百八條第一項から第五項までの規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十三條において準用する会社更生法第百八十三條第五号の新株式会社の設立時募集株式(会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式をいう。以下この章において同じ。)の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百九條及び第三百十條の規定は新株式会社の募集新株予約権又は募集社債を引き受ける者の募集について、会社更生法第二百七條の二の規定は更生債権者等又は社員の権利の消滅と引換えにする新株式会社の設立時発行株式、新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第三百八條第二項及び第四項、第三百九條第一項及び第四項並びに第三百十條第一項及び第三項中「組織変更後株式会社」とあるのは「新株式会社」と、第三百八條第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項中「第二百六十六條第二項において準用する会社更生法第百七十五條第三号」とあるのは「第二百七十三條において準用する会社更生法第百八十三條第五号」と、第三百九條

6 第二百九十九條第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新相互会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役(委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十二條の三第一項において準用する商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の選任又は選定について、第三百三條第一項から第三項までの規定は更生債権者等又は社員に対して基金の拠出について引受権を与える場合について、第三百四條の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九條第一項中「第二百六十一條第一項第一号」とあるのは「第二百七十五條第一項第六号」と、更生計画認可の決定の」とあるのは「新相互会社が成立した」と、同項第一号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第二百六十一條第二項」とあるのは「第二百七十五條第一項第六号」と、同項」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

7 会社更生法第二百一十一條第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合において新株式会社を設立するときにおける取締役、監査役及び代表取締役(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)の選任又は選定について、第三百七條第一項の規定は更生債権者等又は社員に対して第二百七十六條において準用する会社更生法第百八十三條第一項第二号の株式についての引受権を与える場合について、第三百八條から第三百十條までの規定は新株式会社の新株予約権又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一十一條第一項中「第百七十三條第一項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十六條において準用する第百八十三條第一項第九号」と、更生計画認可の決定の」とあるのは「新株式会社(更生特例法第二百九十四條第一項第五号に規定する新株式会社をいう。)」が成立した」と、同項第一号」とあるのは「更生特例法第二百七十六條において準用する第

第一項中、「第二百六十六条第二項において準用する同法第七十六条」とあるのは、「第二百七十二条において準用する同法第八十三条第十一号」と、同条第二項、第四項及び第五項中、「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条第三号」とあり、並びに同条第六項中、「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十六条」とあるのは、「第二百七十二条において準用する会社更生法第八十三条第十一号」と、第三百十条第一項、第三項及び第四項中、「第二百六十六条第二項において準用する会社更生法第七十二条第四号」とあるのは、「第二百七十二条において準用する会社更生法第八十三条第十二号」と、同法第二百七十二条の第二項中、「第二百七十二条の第二項」及び「同項第三号」とあり、同条第二項中、「第二百七十二条の第二項」及び「同項第六号」とあり、並びに同条第三項中、「第七十七条の第三項」及び「同項第七号」とあるのは、「更生特例法第二百七十二条において準用する第八十三条第十三号」と、同条中、「又は株主」とあるのは、「又は社員」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新株式会社（更生特例法第二百九十四条第一項第五号に規定する新株式会社をいう。）が成立した」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第十二条第二項、第二十三条第一項第九号及び第四項、第二十四条第二項、第二十八条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）及び第三号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）、「第三十条の七第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三条第一項第九号に係る部分に限る。）」、「第三十条の八第一項、第三十条の十第一項及び第六項、第三十条の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十条の十四の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、会社法第二十五条第一項第一号及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第五号、第三十条、第二編第一章第三節（第三十七条第三項を除く。）、第四節（第三十九条を除く。）、第五節及び第六節、第五十条、第五十一条、同章第八節、第五十八条、第五十九条第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）、第二号（同法第二十七条第五号及び第三十二条第一項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）、及び第三号、第六十五条第一項、第八十八条から第九十条まで、第九十三条及び第九十四条（これらの規定中同法第九十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第九十三条の規定は、適用しない。

（組織変更後相互会社等に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百十七條 更生手続開始後に更生会社の第二百九十五条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後株式会社との同号に規定する取締役等若しくは使用人又は新相互会社若しくは新株式会社の同号

百八十三条第一項第九号」と、同条第二項中、「第七十三条第二項」とあるのは、「更生特例法第二百七十六条において準用する第八十三条第一項第九号」と、「同項」とあるのは、「同号」と、第三百八条第一項及び第二項、第三百九条第一項及び第二項並びに第三百十条第一項及び第二項中、「第二百七十一条第二項」とあるのは、「第二百七十六条」と、第三百八条第一項及び第二項中、「第七十六条」とあるのは、「第八十三条第一項第十号」と、同条第一項、第三百九条第一項及び第三百十条第一項中、「組織変更の効力が生じた」とあるのは、「新株式会社が成立した」と、第三百九条第一項中、「第七十七条第一項」とあり、同条第二項中、「第七十七条第一項第四号」とあり、並びに第三百十条第一項及び第二項中、「第七十七条第二項」とあるのは、「第八十三条第一項第十一号」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する場合において新相互会社を設立することを定めたときは、保険業法第十二条第四項において準用する商法第六十七条、保険業法第二十三条第四項において準用する商法第九十二条第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六条第四項において準用する商法第八十一条、第八十三条、第八十四条（同条第一項中同法第七十三条第二号第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第八十五条及び第八十六条、保険業法第三十条において準用する商法第九十二条第二号、第九十三条、第九十五条、第九十六条及び第九十八条並びに保険業法第八十三条第一項において準用する商法第四百二十八条の規定は、適用しない。

9 第一項に規定する場合において新株式会社を設立することを定めたときは、商法第六十六条第三項、第六十七條、第六十八條第二項、第六十八條ノ二、第六十九條、第七十条、第七十三條、第七十三條ノ二、第七十五條第二項第九号、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条（同条第一項中同法第七十三条第二号第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第八十五条、第八十六条、第九十二条から第九十八条まで、第二百一十二条ノ二第二項後段及び第四百二十八条の規定は、適用しない。

（新法人に異動した者の退職手当の取扱い）

第三百十六條 更生手続開始後に更生会社の第二百九十五条第一項第二号に規定する取締役等又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は新相互会社若しくは新株式会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き新相互会社の同号に規定する取締役等若しくは使用人又は組織変更後の株式会社若しくは新株式会社の同

に規定する取締役等若しくは使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

- 2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の株式会社、新相互会社又は新株式会社における在職期間とみなす。

(削る)

(管轄の特例)

第三百十八条 更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合における保険業法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による許可の申立てに係る事件は、保険業法第九十条第三項において準用する会社法第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所が管轄する。

(基金の抛出等の割当てを受ける権利の譲渡)

第三百十九条 更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して更生会社又は新相互会社の基金の抛出又は募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができる。

- 2 更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して組織変更後株式会社又は新株式会社の募集株式、組織変更時発行株式若しくは設立時募集株式、募集新株予約権又は募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができる。

号に規定する取締役等若しくは使用人となつたものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

- 2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の株式会社、新相互会社又は新株式会社における在職期間とみなす。

(非訟事件手続法の特例)

第三百十七条 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事件については、非訟事件手続法第二百六条第一項の規定にかかわらず、更生手続が終了するまでの間は、更生裁判所の管轄とする。

- 一 更生計画において新株式会社を設立すること、更生会社が合併を行うこと若しくはその組織を変更すること又は組織変更後の株式会社が新株を発行することを定めた場合、商法第二百二十条第二項(保険業法第八十九条第三項(同法第九十二条の六第二項(同法第九十二条の八第二項において準用する場合を含む。))又は第六百六十四条第三項(同法第六百六十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。において準用する場合を含む。)
- 二 更生計画において新相互会社若しくは新株式会社を設立すること、組織変更の際に組織変更後の株式会社の株式を発行すること、更生会社が基金を募集すること又は組織変更後の株式会社が新株、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行することを定めた場合、商法第七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項、第二百八十条ノ三十七第四項及び第三百四十一条ノ十三第三項並びに保険業法第二十三条第四項、第六十条第五項及び第九十二条の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する事件

(新設)

(基金の抛出等についての引受権の譲渡)

第三百十八条 更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して更生会社又は新相互会社の基金の抛出又は社債についての引受権が与えられた場合には、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

- 2 更生計画の定めによって更生債権者等又は社員に対して組織変更後の株式会社又は新株式会社の株式、新株予約権又は社債についての引受権が与えられた場合には、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第三百二十条 会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は社員が組織変更後株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第三百二十一条 (略)

(法人税法等の特例)

第三百二十一条の二 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第三百三十一条の十 破産手続開始前の相互会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定(破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条(第一項第一号を除く)、第六十二条(第一項第二号を除く)、第六十三条第二項、第六十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第六十六条並びに第六十七条第二項(同法第七十条第二項において準用する場合を含む))の規定をいう。第三項において同じ。)の適用については、更生手続開始の申立て等(更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った特別清算の手続における特別清算開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該相互会社の取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。)は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一～四 (略)

2～6 (略)

(更生会社についての登記の嘱託等)

第三百三十二条 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の主たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第三百二十九条 会社更生法第二百二十九条の規定は、更生債権者等又は社員が組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社の株式を更生計画の定めによって取得する場合について準用する。

(許可、認可等に基づく権利の承継)

第三百三十条 (略)

(法人税法等の特例)

第三百三十条 (略)

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第三百三十一条の十 破産手続開始前の相互会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定(破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十条(第一項第一号を除く)、第六十二条(第一項第二号を除く)、第六十三条第二項、第六十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第六十六条並びに第六十七条第二項(同法第七十条第二項において準用する場合を含む))の規定をいう。第三項において同じ。)の適用については、更生手続開始の申立て等(更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失った整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失った再生手続における再生手続開始の申立て又は破産法第二百六十五条の罪に該当することとなる当該相互会社の取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。)は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがないときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一～四 (略)

2～6 (略)

(更生会社についての登記の嘱託等)

第三百三十二条 更生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更生手続開始の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2・3 (略)

4 開始前会社について保全管理命令又は監督命令がされたときは、裁判所書記官は、職権で

、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の主たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5・7 (略)

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9・10 (略)

第三百三十三条 第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の主たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 (略)

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて保険業法第八十四条において準用する会社法第九百三十八条第三項(保険業法第八十四条において準用する会社法第九百三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第三百三十五条 第三百三十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第三百三十二条第一項中「主たる事務所」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 会社更生法第二百五十八條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生会社が他の相互会社又は株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲

、遅滞なく、保全管理命令又は監督命令の登記を開始前会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

5・7 (略)

8 登記官は、第一項の規定により更生手続開始の登記をする場合において、更生会社について整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記を抹消しなければならない。

9・10 (略)

第三百三十三条 第二百十一条において準用する会社更生法第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、その旨の登記を更生会社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 (略)

(登記のある権利についての登記の嘱託等)

第三百三十四条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生会社に属する権利で登記がされたものについて保険業法第五十一条において準用する商法第三百八十七条第二項(保険業法第八十四条において準用する商法第四百五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

4 (略)

(更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等)

第三百三十五条 第三百三十二条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

2 会社更生法第二百五十八條第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの章の規定により更生手続終了前に組織変更後の株式会社又は更生計画の定めにより設立される株式会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。

3 更生会社が他の相互会社又は株式会社と合併をする場合において、裁判所書記官が次に掲

げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の相互会社又は株式会社の解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 吸収合併後存続する更生会社の吸収合併による変更の登記

二 新設合併により設立する相互会社又は株式会社の新設合併による設立の登記

4 (略)

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、社員、組織変更後株式会社、更生計画の定めにより設立される相互会社及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(銀行についての会社更生法の規定の適用)

第三百四十二条 銀行についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条第一項	(略)	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫(以下「 <u>転換後信用金庫</u> 」 <u>という。</u> )について更生特例法第三十二条第一項各号に掲げる行為を行う
第四十五条第一項第七号	持分会社	持分会社若しくは信用金庫
第四十五条第二項	(略)	更生会社又は転換後信用金庫
第七十七条第二項	(会社法第二十一条第三号)	(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第八項又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十三条の二第二項)
第八十一条第	(略)	、 <u>転換後信用金庫若しくは更生計画</u>

げる登記を嘱託するときは、合併の相手方である他の相互会社又は株式会社の合併による解散の登記をも嘱託しなければならない。

一 合併後存続する更生会社の合併による変更の登記

二 合併により設立する相互会社又は株式会社の新設合併による設立の登記

4 (略)

5 前条第一項の規定は、更生計画の遂行により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合について準用する。ただし、更生会社、更生債権者等、社員、組織変更後の株式会社、更生計画の定めにより設立される相互会社及び更生計画の定めにより設立される株式会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(銀行についての会社更生法の規定の適用)

第三百四十二条 (同上)

第四十五条第一項	(略)	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫(以下「 <u>組織変更後の信用金庫</u> 」 <u>という。</u> )について更生特例法第三十二条第一項各号に掲げる行為を行う
第四十五条第一項第六号	有限会社	有限会社若しくは信用金庫
第四十五条第二項	(略)	更生会社又は組織変更後の信用金庫
第七十七条第二項	(商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する子会社及び同条第三項の規定により子会社とみなされるもの)	(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第八項又は長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十三条の二第二項に規定する子会社)
第八十一条第	(略)	、 <u>組織変更後の信用金庫若しくは更生計画</u>

第百六十七条 第二項	設立	設立、協同組織金融機関の設立	持分若しくは転換後信用金庫若しくは更生計画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分を
(略)			
第百九十九条 第二項第五号	会社	会社又は協同組織金融機関	
第百九十九条 第二項第四号	持分会社	持分会社又は転換後信用金庫	
第百八十三条 第一項第五号	又は第百八十三条 設立される会社	若しくは第百八十三条 設立される会社又は更生計画の定めるところにより 更生特例法第三百四十六条において準用する更生特 例法第百三十一条に規定する条項により設立され る協同組織金融機関（以下「新協同組織金融機関 （新設）」）	
(略)			
(削る)			
第百六十六条第 二項	持分会社、同項第 五号に掲げる会社	持分会社又は転換後信用金庫、同項第五号に掲げる 会社又は新協同組織金融機関	
第百九十九条第 一項	(略)	更生会社（転換後信用金庫を含む。）	
第百九十九条第 二項	会社	会社又は新協同組織金融機関	
第百九十九条第 二項	会社	会社又は新協同組織金融機関	

第百六十七条 第二項	株式を に掲げる	株式若しくは組織変更後の信用金庫若しくは更生計 画の定めにより設立された協同組織金融機関の持分 を	
(略)			
第百九十九条 第二項第五号	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関	
第百九十九条 第二項第四号	株式会社 第一項	株式会社、更生計画の定めるところにより更生特例 法第三百四十八条において準用する更生特例法第百 六条第一項に規定する条項によって設立される協同 組織金融機関又は組織変更後の信用金庫	
(略)			
(削る)			
第百五十五条第 四項	株式	株式、持分	
第百六十六条第 二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関	
第百九十九条第 一項	(略)	更生会社（組織変更後の信用金庫を含む。）	
第百九十九条第 二項	株式会社	株式会社又は協同組織金融機関（組織変更後の信用 金庫を除く。）	
(新設)			

三項	執行役	執行役、理事、監事
(略)		
第二百十條第一項	(略)	株式会社若しくは新協同組織金融機関
第二百十條第三項	第八百二十八條及び	第八百二十八條第一項各号(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十二條、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第二十八條、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第二十八條並びに金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五十三條第一項及び第六十五條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第二項各号並びに
(前る)	株式会社 同法第八百二十八條第一項第一号 新株予約権者	株式会社、転換後信用金庫若しくは新協同組織金融機関 会社法第八百二十八條第二項第一号 新株予約権者、組合員等(更生特例法第二條第十項に規定する組合員等をいづ。)、理事、監事
	(略)	新会社又は更生特例法第三百五十四條第一項に規定する新協同組織金融機関が
第二百三十二條第一項	(略)	
(略)		
第二百六十一條第一項	他の会社	他の会社又は協同組織金融機関
第二百六十一條第二項第二	会社	会社又は信用金庫

(略)		
第二百十條	(略)	株式会社若しくは更生特例法第三百四十八條において準用する更生特例法第六條第一項に規定する条項により設立される協同組織金融機関
第二百十二條	に掲げる	(銀行法第三十條第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。)に掲げる 商法
第二百二十七條第一号	又は更生会社 発行すること に規定	、更生会社 発行すること又は更生会社が協同組織金融機関と合併すること (金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定
第二百三十二條第一項	(略)	新会社又は更生特例法第三百五十一條第一項に規定する新協同組織金融機関が
(略)		
第二百六十一條第四項	他の株式会社	他の株式会社又は協同組織金融機関
第二百六十一條第四項第二	株式会社	株式会社又は信用金庫

号		
第二百六十一 条第三項	他の会社	他の会社又は信用金庫
第二百六十一 条第六項	(略)	、転換後信用金庫並びに 会社及び協同組織金融機関
(略)	会社	会社及び協同組織金融機関

(吸収合併)

第三百四十三条 吸収合併(更生会社)普通銀行であるものに限り、( )が消滅する吸収合併(合併)転換法第二條第四項に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。( )であつて、吸収合併後存続する金融機関(以下この節において「吸収合併存続金融機関」という。)が信用金庫であるものに限り、以下この項において同じ。( )に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併契約において定めるべき事項
- 二 吸収合併存続金融機関が吸収合併に際して更生債権者等に対して出資等(協同組織金融機関の出資又は金銭をいう。以下この節において同じ。( )を交付するときは、当該出資等)に於ける事項
- 一 当該出資等が吸収合併存続金融機関の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法(吸収合併存続金融機関の会員となることのできない更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。( )並びに当該吸収合併存続金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
- 二 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項
- 四 吸収合併(更生会社)が吸収合併存続金融機関となるものに限り、以下この項において同じ。( )に関する事項において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 吸収合併契約において定めるべき事項
- 二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する金融機関(以下この節において「吸収合併消滅金融機関」という。( )の組合員等)に対して当該更生会社の社債等(社債又は新株予約権をいう。以下この節において同じ。( )を交付するときは、当該社債等)に於ける事項

- イ 当該社債等が更生会社の社債(新株予約権付社債)に於けるものを除く。( )であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ロ 当該社債等が更生会社の新株予約権(新株予約権付社債)に付されたものを除く。( )であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

号		
第二百六十一 条第五項	他の株式会社	他の株式会社又は信用金庫
第二百六十一 条第六項	(略)	、組織変更後の信用金庫並びに 株式会社及び協同組織金融機関
(略)	株式会社	株式会社及び協同組織金融機関

(吸収合併)

第三百四十三条 更生会社が協同組織金融機関と合併して合併後存続する場合における合併に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称
- 二 更生会社が合併に際して発行する新株の総数、種類及び数並びに合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する新株の割当てに関する事項
- 三 更生会社が合併に際して発行する新株の発行に代えて当該更生会社が有する自己の株式を合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に移転するときは、移転すべき株式の総数、種類及び数
- 四 更生会社の増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
- 五 合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めるときは、その規定
- 六 更生会社が合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭を支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めるときは、その規定
- 七 合併契約の相手方である協同組織金融機関における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時
- 八 合併すべき時期
- 九 合併契約の相手方である協同組織金融機関が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

八 当該社債等が更生会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての口に規定する事項

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅金融機関の組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

(新設合併)

第三百四十四条 新設合併(更生会社が消滅する新設合併(合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。))であつて、新設合併により設立する金融機関(以下この節において「新設合併設立金融機関」という。))が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。))に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の株式を交付するときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立金融機関が新設合併に際して新設合併により消滅する金融機関(以下この節において「新設合併消滅金融機関」という。))の株主又は組合員等に対して当該新設合併設立金融機関の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立金融機関の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。))であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立金融機関の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅金融機関の株主又は組合員等に対する同号の社債等の割当てに関する事項

2) 新設合併(更生会社(普通銀行であるものに限る。))が消滅する新設合併であつて、新設合併設立金融機関が信用金庫であるものに限る。以下この項において同じ。))に関する条項

一 新設合併契約において定めるべき事項

第三百四十四条 更生会社(普通銀行であるものに限る。))が信用金庫と合併して当該信用金庫が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約の相手方である信用金庫の名称

二 合併契約の相手方である信用金庫が合併により定款の変更をするときは、その規定  
三 更生会社の株主等に対して割り当てるべき出資の口数及びその割当てに関する事項

四 合併契約の相手方である信用金庫が更生債権者等(当該信用金庫の会員となる資格を有する者に限る。))に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに関する事項

五 合併契約の相手方である信用金庫の準備金に関する事項

六 更生会社の株主等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定

七 合併契約の相手方である信用金庫における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

八 合併すべき時期

九 合併契約の相手方である信用金庫が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

十 合併契約の相手方である信用金庫につき合併に際して就職すべき理事又は監事を定めたときは、その規定

- 二 新設合併設立金融機関が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立金融機関の出資を交付するときは、当該出資の口数又はその算定方法（新設合併設立金融機関の会員となることができないう更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該新設合併設立金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項
- 三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資の割当てに関する事項

（転換）

第三百四十五条 転換（合併転換法第二十条第七項に規定する転換であつて、更生会社（普通銀行であるものに限る。）が信用金庫となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 転換計画において定めるべき事項（合併転換法第五十六条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）
- 二 転換後信用金庫（合併転換法第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。以下この節において同じ。）の理事、監事及び会計監査人についての次に定める事項
  - イ 転換後信用金庫の理事及び代表理事の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期
  - ロ 転換後信用金庫の監事の氏名又はその選任の方法及び任期
  - ハ 転換後信用金庫が特定金庫（信用金庫法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。）である場合には、転換後信用金庫の会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期
- 三 転換後信用金庫が転換に際して更生債権者等に対して出資等を交付するときは、当該出資等についての次に掲げる事項
  - イ 当該出資等が転換後信用金庫の出資であるときは、当該出資の口数又はその算定方法（転換後信用金庫の会員となることができないう更生債権者等がある場合にあっては、当該更生債権者等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに当該転換後信用金庫の資本金及び準備金の額に関する事項
  - ロ 当該出資等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の出資等の割当てに関する事項
- 2 第九十六条（第二号及び第三号）（第一号に係る部分に限る。）を除く。（）の規定は、転換後信用金庫の出資の受入れに関する条項について準用する。この場合において、同条第四号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「組合員等」とあるのは「会員」と、「組合員等」とあるのは「とあるのは」「株主」と、「同条第五号及び第六号中「組合員等」とあるのは「株主」と読み替へるものとする。
- 3 第一項第一号イ及びロの任期は、一年を超えないことができる。

（新設合併）

第三百四十五条 更生会社が協同組織金融機関と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約の相手方である協同組織金融機関の名称
- 二 合併により設立する株式会社の定款の規定
- 三 合併により設立する株式会社が合併に際して発行する株式の種類及び数並びに更生会社の株主等及び合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対する株式の割当てに関する事項
- 四 合併により設立する株式会社が生産債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 五 合併により設立する株式会社の資本の額及び準備金に関する事項
- 六 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して金銭を支払うことを定めたときは、その規定
- 七 合併により設立する株式会社が更生会社の株主等又は合併契約の相手方である協同組織金融機関の組合員等に対して前号の金銭の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
- 八 第三百四十三条第七号から第九号までに掲げる事項
- 九 合併により設立する株式会社の取締役及び監査役の氏名
- 十 合併により設立する株式会社の会計監査人の氏名又は名称

(新協同組織金融機関の設立)

第三百四十六條 第三百三條の規定は、銀行の更生手続における協同組織金融機関の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第二百二十六条において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、又は組合員等」とあるのは「又は株主」と、同項第四号、第五号及び第九号中「組合員等」とあるのは「株主」と、同項第六号中「更生協同組織金融機関」とあるのは「更生会社（第三百四十一條第一項に規定する更生会社をいづ。）」と読み替えるものとする。

第三百四十七條及び第三百四十八條 削除

第三百四十六條 更生会社（普通銀行であるものに限る。）が信用金庫と合併して信用金庫を

設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない

い。

一 合併契約の相手方である信用金庫の名称

二 合併により設立する信用金庫の定款の規定

三 更生会社の株主等及び合併契約の相手方である信用金庫の会員に対する出資の割当てに

関する事項

四 合併により設立する信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有する

者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当てに

関する事項

五 合併により設立する信用金庫の準備金に関する事項

六 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である信用金庫の会員に対して金銭を支払つこ

とを定めたときは、その規定

七 合併により設立する信用金庫の理事、代表理事及び監事となるべき者の氏名又はその選

任若しくは選定の方法

八 第三百四十四條第七号から第九号までに掲げる事項

(組織変更)

第三百四十七條 更生会社（普通銀行であるものに限る。）がその組織を変更して信用金庫に

なる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない

い。

一 組織が変更された後の信用金庫の名称、事業、地区、事務所の所在地及び公告の方法

二 組織が変更された後の信用金庫の出資一口の金額

三 組織が変更された後の信用金庫の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）

四 組織が変更された後の信用金庫が更生会社の株主等に対して割り当てらるべき出資の口数

及びその割当てに関する事項

五 組織が変更された後の信用金庫が更生債権者等（当該信用金庫の会員となる資格を有す

る者に限る。）に対して新たに払込みをさせないで出資を割り当てるときは、その割当て

に関する事項

六 組織が変更された後の信用金庫の準備金に関する事項

七 更生会社の株主等に対して金銭を支払つことを定めたときは、その規定

八 組織が変更された後の信用金庫の理事及び監事に関する事項

九 組織を変更すべき時期

2| 第九十四條の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の信用金庫（

( 事業の譲渡等に関する特例 )

第三百四十九条 会社更生法第七十四條第六号の規定により更生計画において更生会社が事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けをすることを定めた場合には、銀行法第三十四條及び第三十五條の規定は、更生会社については、適用しない。

以下この節において「組織変更後の信用金庫」という。( )の理事及び監事に関する条項について、第九十六條(第三号を除く。 )の規定は組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四号中「第二百二十六條において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「組合員等」とあるのは「会員」と、「組合員等」とあるのは「株主等」(株主又は端株主をいう。次号において同じ。 )の「と、同条第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

( 新協同組織金融機関の設立 )

第三百四十八条 第六十六條の規定は、銀行の更生手続における協同組織金融機関の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「第二百二十六條において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主等」と、同項第五号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第六号中「更生協同組織金融機関」とあるのは「更生会社」(第三百四十一條第一項に規定する更生会社をいう。 )と読み替えるものとする。

( 合併に関する特例 )

第三百四十九条 第三百四十五條又は第三百四十六條の規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、更生会社についての設立委員の職務は、管財人が行う。

2 | 会社更生法第一百一十三條第一項の規定は、第三百四十五條第四号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社が更生債権者等に対して合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

3 | 第三百四十四條第四号又は第三百四十六條第四号の規定により更生計画において合併後存続する信用金庫又は合併により設立される信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に会員となる。

4 | 第三百四十三條第六号又は第三百四十五條第七号の規定により更生計画において株主等又は組合員等に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等又は組合員等は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

5 | 第三百四十三條から第三百四十六條までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、合併転換法第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百八條ノ二及び同法第四百十六條第二項において準用する同法第三百七十六條第三項の規定、合併転換法第十一條、第十二條及び第十二條の二の規定並びに合併転換法第十三條第一項から第四項まで(同条第一項第二号に掲げる株主に係る部分を除く。 )の規定は、更生会社については、適用しない。

(吸収合併に関する特例)

第三百五十条 第三百四十三条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日(以下この条において「効力発生日」といふ。)に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続金融機関の会員となる。

2| 第三百四十三条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条(登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。)及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

3| 第三百四十三条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅金融機関の組合員等は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百四十三条第二項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第三百四十三条第二項第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百四十三条第二項第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4| 前項に規定する場合には、合併転換法第二十八条の規定並びに合併転換法第三十一条において準用する合併転換法第二十三条(登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。)及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

6| 前項に規定する場合には、合併転換法第二十一条第三項において準用する商法第四百十五条第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(組織変更に関する特例)

第三百五十条 第三百四十七条第一項の規定により更生計画において更生会社はその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の信用金庫についての設立の登記に関する規定に定める登記をした時に生ずる。

2| 第三百四十七条第一項第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等に対して出資を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に会員となる。

3| 第一項に規定する場合には、合併転換法第二十四条第一項第三号において準用する合併転換法第十一条、合併転換法第二十四条第一項第四号において準用する合併転換法第十三条第一項から第四項まで(同条第一項第一号に掲げる株主に係る部分を除く。)並びに合併転換法第二十五条第二項及び第二十七条の規定は、適用しない。

4| 第二百二十九条の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中、「第九十四条第一項第一号」とあるのは、「第三百四十七条第二項において準用する第九十四条第一項第一号」と、同項及び同条第四項中、「更生計画認可の決定」とあるのは、「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中、「第九十四条第二項」とあるのは、「第三百四十七条第二項において準用する第九十四条第二項」と、同条第三項中、「中小企業等協同組合法第三十五条第三項本文及び同法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項、信用金庫法第三十二条第三項及び同法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項又は労働金庫法第四十二条において準用する商法第二百六十一条第一項」とあるのは、「信用金庫法第三十九条において準用する商法第二百六十一条第一項」と、「適用せず、かつ、労働金庫の理事又は監事の選任については、労働金庫法第三十四条第三項本文の規定にかかわらず、総会の議決を要しない」とあるのは、「適用しない」と、同条第四項中、「更生協同組織金融機関の従前の理事又は監事」とあるのは、「更生会社(第三百四十一条第一項に規定する更生会社をいう。次項において同じ。)(の従前の取締役又は監査役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」と、同条第五項中、「更生協同組織金融機関の従前の代表理事」とあるのは、「更生会社の従前の代表取締役(委員会等設置会社にあつては、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役)」と読み替えるものとする。

5| 前項において準用する第二百二十九条第一項又は第二項の規定により選任された組織変更後

(新設合併に関する特例)

- 第三百五十一条 第三百四十四条の規定により更生計画において更生会社が新設合併をすることを定めた場合には、更生会社についての設立委員の職務は、管財人が行う。
- 2| 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第一号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の株式の株主となる。
- 3| 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅金融機関の株主又は組合員等は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 第三百四十四条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者
  - 二 第三百四十四条第一項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者
  - 三 第三百四十四条第一項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
  - 4| 前項に規定する場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。
  - 5| 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第一号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立金融機関の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、新設合併設立金融機関の会員となる。
  - 6| 第三百四十四条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

の信用金庫の理事又は監事の任期については、合併転換法第二十三条第三項の規定は、適用しない。

- 6| 会社更生法第七十七条第一項の規定は、組織変更後の信用金庫に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは、「理事、監事」と読み替えるものとする。

(組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例)

- 第三百五十一条 第三百三十三条の規定は、第三百四十七条第一項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

( 転換に関する特例 )

第三百五十二條 第三百四十五條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定めた場合において、同項第三号イに掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、転換がその効力を生ずる日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、転換後信用金庫の会員となる。

2| 第二百二十九條第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第三百四十五條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百二十九條第一項及び第二項中「第九十四條」とあるのは「第三百四十五條第一項第二号」と、同条第一項中、「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中、「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定の」とあるのは「転換の効力が生じた」と、同条第三項中「第九十四條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第三百四十五條第一項第一号イ」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と読み替えるものとする。

3| 第三百四十五條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する転換をすることを定めた場合には、合併転換法第五十八條において準用する合併転換法第二十一條、第二十三條（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六條の規定は、適用しない。

4| 第二項の規定により選任された転換後信用金庫の理事及び監事の任期については、合併転換法第五十六條第六項の規定は、適用しない。

5| 会社更生法第二百九條第三項の規定は、転換後信用金庫に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

( 新協同組織金融機関の設立に関する特例 )

第三百五十二條 第三百四十八條において準用する第六百六條第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関を設立することを定めた場合においては、当該協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2| 前項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。

3| 第一項に規定する場合においては、新協同組織金融機関の創立総会における定款の修正の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4| 第一項に規定する場合において、新協同組織金融機関が成立しなかつたときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新協同組織金融機関の設立に關してした行為についてその責めに任じ、新協同組織金融機関の設立に關して支出した費用を負担する。

5| 第二百二十九條第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第三百三十三條の規定は更生債権者又は株主等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九條第一項中「第九十四條第一項第一号」とあるのは「第三百四十八條において準用する第六百六條第一項第七号」と、更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新協同組織金融機関が成立した」と、同項第二号」とあるのは「同項」と、同条第一項中「第九十四條第二項」とあるのは「第三百四十八條において準用する第六百六條第一項第七号」と、同項」とあるのは「同項」と、同条第三項中「第三十五條第三項本文」とあるのは「第三十五條第三項ただし書」と、第三十四條第三項本文」とあるのは「第三十四條第三項ただし書」と、総会」とあるのは「創立総会」と、第三百三十三條第一項中「通知」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に關する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同条第一項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

6| 第一項に規定する場合においては、中小企業等協同組合法第二十四條第一項及び第三十二條並びに協同組合による金融事業に關する法律第六條の二第二項第四号の規定、信用金庫法第二十二條第一項、第二十三條第三項及び第二十八條の規定又は労働金庫法第二十二條第一項及び第二十八條の規定は、適用しない。

7| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事、執行役、監査役」と読み替えるものとする。

8| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事、執行役、監査役」と読み替えるものとする。

9| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事、執行役、監査役」と読み替えるものとする。

10| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事、執行役、監査役」と読み替えるものとする。

11| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「取締役、執行役、監査役」とあるのは「理事、監事、執行役、監査役」と読み替えるものとする。

( 轉換後信用金庫の出資の受入れに関する特例 )

第三百五十三条 第三百三十三条の規定は、第三百四十五条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の出資の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは、「轉換後信用金庫」と、同条第一項中「通知しなければ」とあるのは「通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき、又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければ」と、同項第一号及び第二号並びに同条第四項中「組合員等」とあるのは「株主」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第三百四十五条第二項において準用する第九十六条第五号」と、同条第一項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

( 新協同組織金融機関の設立に関する特例 )

- 第三百五十四条 第三百四十六条において準用する第三百三条第一項の規定により更生計画において協同組織金融機関を設立することを定めた場合には、当該協同組織金融機関（以下この条において「新協同組織金融機関」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。
- 2 前項に規定する場合には、新協同組織金融機関の定款は、裁判所の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項に規定する場合には、新協同組織金融機関の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。
- 4 第一項に規定する場合において、新協同組織金融機関が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新協同組織金融機関の設立に関してした行為についてその責任を負い、新協同組織金融機関の設立に関して支出した費用を負担する。
- 5 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事、代表理事及び会計監査人の選任又は選定及び任期について、第三百三十三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百三十四条の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新協同組織金融機関の出資の受入れについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九条第一項及び第二項中「第九十四条」とあるのは「第三百四十六条において準用する第三百三条第一項第七号又は第八号」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第一項及び第六項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会

は、「理事、監事」と読み替えるものとする。

( 新法人に異動した者の退職手当の取扱い )

第三百五十三条 更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金融機関の理事、代表理事、監事又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の信用金庫又は新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

( 出資についての引受権の譲渡 )

第三百五十四条 更生計画の定めによつて更生債権者等又は株主等に対して組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関の出資についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、組織変更後の信用金庫又は当該新協同組織金融機関の承諾を得て、これを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

計監査人」と、同条第一項及び第三百三十四条中「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新協同組織金融機関が成立した」と、第二百二十九条第三項中「第九十四条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「第三百四十六条において準用する第三百三十一条第七号」と、同項及び同条第六項中「代表理事又は代表清算人」とあるのは「代表理事」と、第三百三十三条第一項、第三項及び第四項中「第九十六条第五号」とあるのは「第三百四十六条において準用する第三百三十一条第四号」と、同条第一項及び第三項中「更生協同組織金融機関」とあるのは「新協同組織金融機関」と、同条第一項中「通知しなければ」とあるのは「通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されるとき、又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければ」と、同項第一号及び第三号並びに同条第四項中「組合員等」とあるのは「株主」と、同条第一項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と、第三百三十四条中「第九十七条」とあるのは「第三百四十六条において準用する第三百三十一条第九号」と、「又は組合員等」とあるのは「又は株主」と、「同条第一号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

6] 第一項に規定する場合には、中小企業等協同組合法第二十四条第一項、信用金庫法第二十一条第一項並びに第二十三条第二項及び第五項又は労働金庫法第二十一条第一項及び第二十三条第二項の規定は、適用しない。

7] 会社更生法第二百九条第三項の規定は、新協同組織金融機関に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「理事、監事、会計監査人」と読み替えるものとする。

( 転換後信用金庫等に異動した者の退職手当の取扱い )

第三百五十四条の二 更生手続開始後に更生会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関が設立された際に更生会社を退職したかつ、引き続き転換後信用金庫又は当該新協同組織金融機関の理事、監事、代表理事又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2] 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、転換後信用金庫又は前条第一項に規定する新協同組織金融機関における在職期間とみなす。

( 出資等の割当てを受ける権利の譲渡 )

第三百五十四条の三 更生計画の定めによつて更生債権者等又は株主に対して転換後信用金庫

( 新設 )

( 新設 )

又は第三百五十四条第一項に規定する新協同組織金融機関の出資の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、転換後信用金庫又は当該新協同組織金融機関の承諾を得てこれを組合員等又はその資格を有する者に譲渡することができる。

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百五十五条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に転換後信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号、信用金庫法第七十四条第二項各号又は労働金庫法第七十八条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 転換後信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する前項において準用する会社更生法第二百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

(保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用)

第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	
第四十五条第一項	(略)	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社(更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下同じ。)(以下「組織変更後相互会社」という。)(以下特例法第九十七条第一項各号に掲げる行為を行う)
第四十五条第	持分会社	持分会社若しくは相互会社

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百五十五条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後の信用金庫又は更生計画の定めにより設立される協同組織金融機関について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店及び支店(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 組織変更後の信用金庫の出資の総口数及び総額の変更の登記の嘱託に関する前項において準用する会社更生法第二百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、遅滞なく」とする。

(保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用)

第三百五十八条 (同上)

(略)	(略)	
第四十五条第一項	(略)	行い、又は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社(更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下同じ。)(以下「組織変更後の相互会社」という。)(以下特例法第九十七条第一項各号に掲げる行為を行う)

					株式交換若しくは株式移転	株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十六條の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）（株式移転）（相互会社と共にする同法第九十六條の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）（若しくは保険契約の移転）（同法第百三十五條第一項（同法第百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）
（削る）						
第四十五條第二項	（略）			更生会社又は組織変更後相互会社		
第七十七條第二項	子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社）			実質子会社（保険業法第三十三條の二第一項に規定する実質子会社）		
第八十一條第二項	（略） 会社に 持分を			組織変更後相互会社若しくは更生計画 会社若しくは相互会社に 持分若しくは組織変更後相互会社若しくは更生計画 の定めにより設立された相互会社の社員権を		
（略）						
第八十五條第一項	（略） 若しくは株式会社の 設立			株式会社の設立若しくは相互会社の設立若しくは保険契約の移転		
第九十九條第二項第五号	会社			会社又は相互会社		
第二百三條第一項第四号	持分会社			持分会社又は相互会社		

					又は合併	若しくは合併又は保険契約の移転（同法第百三十五條第一項（同法第百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の保険契約の移転をいう。以下同じ。）
第四十五條第一項第六号	有限会社			有限会社若しくは相互会社		有限会社若しくは相互会社
第四十五條第二項	（略）			更生会社又は組織変更後の相互会社		
第七十七條第二項	（商法第二百一十一條ノ二第一項に規定する子会社及び同條第三項の規定により子会社とみなされるもの）			（保険業法第一條第十二項に規定する子会社）		
第八十一條第二項	（略） 株式会社に 株式を			組織変更後の相互会社若しくは更生計画 株式会社に若しくは相互会社に 株式会社に若しくは相互会社に 株式若しくは組織変更後の相互会社若しくは更生計画 の定めにより設立された相互会社の社員権を		
（略）						
第八十五條第一項	（略） 株式会社の設立若しくは営業の譲渡			株式会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転		
第九十九條第二項第五号	株式会社の 第一項			株式会社の設立若しくは相互会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転		
第二百三條第一項第四号	又は第百八十三條 第一項 株式会社			株式会社の設立若しくは相互会社の設立、営業の譲渡若しくは保険契約の移転		
（新設）						若しくは第百八十三條第一項 株式会社、更生計画の定めるところにより更生特例法第百六十五條において準用する更生特例法第百七十五條第一項に規定する条項によつて設立される相互会社又は組織変更後の相互会社

第二百三条第一項第五号	又は第百八十三条 設立される会社	若しくは第百八十三条 設立される会社又は更生計画の定めるところにより 更生特例法第三百六十三条において準用する更生特 例法第二百七十二条に規定する条項により設立され る相互会社（以下「新相互会社」という。）
(略)		
第二百六条第二項	持分会社、同項第 五号に掲げる会社	持分会社又は相互会社、同項第五号に掲げる会社又 は新相互会社
第二百九条第一項	(略)	更生会社（組織変更後相互会社を含む。）
第二百九条第二項	会社	会社又は新相互会社
第二百九条第三項	会社	会社又は新相互会社
(略)		
(削る)		

(略)			
第二百六条第二項	株式会社	株式会社又は相互会社	株式会社又は相互会社
第二百九条第二項	株式会社	更生会社（組織変更後の相互会社を含む。）	株式会社又は相互会社を除く。）
(新設)			
(略)			
第二百十條	株式会社	株式会社若しくは更生特例法第三百六十五条におい て準用する更生特例法第二百七十五条第一項に規定 する条項により設立される相互会社	
第二百十四條	の規定	の規定並びに保険業法第十六條の二及び第十七條（ 第六項を除く。）の規定	
第二百二十一條第三項	の規定は、 並びに同法	並びに保険業法第七十三條の三及び第七十三條 の四の規定は、	
第二百二十二條第三項	の規定は、 並びに同法	の規定並びに保険業法第七十三條の三及び第七 十三條の四の規定は、	
第二百二十三條第三項	の規定は、 並びに同法	の規定、同法	
第二百二十七條第一号	又は更生会社 発行すること	の規定並びに保険業法第六十五條の二及び第六 十六條の規定は、 更生会社	
(新設)	に規定	発行すること又は更生会社が相互会社と合併するこ と	
		(保険業法第六十四條第三項（同法第六十五條 第二項において準用する場合を含む。）において準 用する同法第八十九條第三項において準用する場合 を含む。）に規定	



条第二項第二号		
第二百六十一條第三項	他の会社	他の会社又は相互会社
第二百六十一條第六項	(略)	、組織変更後相互会社並びに
(略)	設立される会社	設立される会社及び相互会社

(保険契約の移転等)

第三百五十九條 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会の決議が必要となる事項を定めなければならない。

- 一 保険契約の移転をし、又は保険契約の移転を受けること。
- 二 (略)

(組織変更)

第三百六十條 組織変更(保険業法第六十八條第三項に規定する組織変更をいう。以下この節において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更計画において定めるべき事項
- 二 組織変更後の相互会社(以下この節において「組織変更後相互会社」という。)(の取締役の氏名又はその選任の方法及び任期
- 三 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ 組織変更後相互会社が会計参与設置会社(保険業法第五十三條の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。)(である場合) 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ロ 組織変更後相互会社が監査役設置会社(保険業法第三十條の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。)(である場合) 代表取締役及び監査役の氏名又はその選任若しくは選任の方法及び任期

ハ 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社(保険業法第五十三條の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。)(である場合) 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

ニ 組織変更後相互会社が委員会設置会社(保険業法第四條第一項第三号に規定する委員会設置会社をいう。)(である場合) 各委員会(同号に規定する委員会をいう。)(の委員執行役員及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選任の方法及び任期

四 組織変更後相互会社が組織変更の際して更生債権者等を当該組織変更後相互会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

条第五項		
第二百六十一條第六項	(略)	、組織変更後の相互会社並びに
(略)	株式会社	株式会社及び相互会社

(保険契約の移転等)

第三百五十九條 (同上)

- 一 保険契約の移転をし、又は移転を受けること
- 二 (略)

(吸収合併)

第三百六十條 更生会社が相互会社と合併して合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十四條第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)(
- 二 合併契約の相手方である相互会社の名称
- 三 合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者又は社員に対して保険業法第六十四條第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

2| 第二百六十三条の規定は組織変更後相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四条の規定は組織変更後相互会社の募集債権を引き受ける者の募集に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十三条第二号及び第二百六十四条第三号中「第二百九十六条において準用する会社更生法」とあるのは、「会社更生法」と、第二百六十三条第一号から第四号まで及び第二百六十四条第三号から第五号までの規定中「社員」とあるのは「株主」と、第二百六十三条第三号及び第二百六十四条第四号中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と読み替えるものとする。

(吸収合併)

第三百六十一条 吸収合併（更生会社が消滅する吸収合併（保険業法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この節において同じ。）であつて、吸収合併後存続する会社（以下この条において「吸収合併存続会社」という。）が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 吸収合併存続会社が吸収合併に際して更生債権者等を当該吸収合併存続会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

2| 吸収合併（更生会社が吸収合併存続会社となるものに限る。以下この項において同じ。）に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収合併契約において定めるべき事項

二 更生会社が吸収合併に際して吸収合併により消滅する会社（以下この節において「吸収合併消滅会社」という。）の基金の拠出者又は社員に対して当該更生会社の社債等（社債又は新株予約権をいう。以下この節において同じ。）を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が更生会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が更生会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が更生会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会社の基金の拠出者又は社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

第三百六十一条 更生会社が相互会社と合併して当該相互会社が合併後存続する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十一条第一号第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併契約の相手方である相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項

四 合併契約の相手方である相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第六十二条第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定

五 保険業法第七十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ三の別段の定めをしたときは、その規定

(新設合併)

第三百六十二条 新設合併(更生会社が消滅する新設合併(保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この節において同じ。))であつて、新設合併により設立する会社(以下この節において「新設合併設立会社」という。))が株式会社であるものに限る。以下この項において同じ。( )に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して当該新設合併設立会社の株式を交付するときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の資本金及び準備金の額に関する事項

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の株式の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併により消滅する会社(以下この節において「新設合併消滅会社」という。))の株主又は基金の拠出者若しくは社員に対して当該新設合併設立会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設合併設立会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。))であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設合併設立会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の株主又は基金の拠出者若しくは社員に対する同号の社債等の割当てに関する事項

2) 新設合併(更生会社が消滅する新設合併であつて、新設合併設立会社が相互会社であるものに限る。以下この項において同じ。))に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等を当該新設合併設立会社の基金の拠出者とするときは、基金の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の基金の割当てに関する事項

四 新設合併設立会社が新設合併に際して新設合併消滅会社の社員に対して当該新設合併設立会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、新設合併消滅会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

(新設合併)

第三百六十二条 更生会社が相互会社と合併して株式会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 合併契約書に記載すべき事項(保険業法第六十五条第一項第七号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。)

二 合併契約の相手方である相互会社の名称

三 合併により設立する株式会社(更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで合併に際して発行する株式を割り当てるときは、その割当てに関する事項)

四 更生会社の株主等又は合併契約の相手方である相互会社の基金の拠出者若しくは社員に対して保険業法第六十五条第一項第四号に規定する金額の支払に代えて新株予約権又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定

(新相互会社の設立)

第三百六十三条 第二百七十一條の規定は、保険業を営む株式会社の更生手続における相互会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第三号中「第二百九十六條において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、同号から同条第五号まで及び同条第十一号中「社員」とあるのは「株主」と読み替えるものとする。

第三百六十四條及び第三百六十五條 削除

第三百六十三条 更生会社が相互会社と合併して相互会社を設立する場合における合併に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 合併契約書に記載すべき事項（保険業法第六十三條第一項第五号に掲げる事項については、更生会社の株主総会の期日を除く。）
- 二 合併契約の相手方である相互会社の名称
- 三 合併により設立する相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
- 四 合併により設立する相互会社が更生会社の株主等に対して保険業法第六十三條第一項第二号の補償の方法として社債を割り当てることを定めたときは、その規定

(組織変更)

第三百六十四條 更生会社がその組織を変更して相互会社になる場合における組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保険業法第六十九條第四項各号に掲げる事項
  - 二 組織が変更された後の相互会社の名称、目的、主たる事務所及び従たる事務所の所在地並びに公告の方法
  - 三 組織が変更された後の相互会社の定款の規定（前二号に掲げるものを除く。）
  - 四 組織が変更された後の相互会社が更生債権者等に対して新たに払込みをさせないで基金の拠出を割り当てるときは、その割当てに関する事項
  - 五 組織が変更された後の相互会社の取締役、執行役及び監査役に関する事項
- 2) 第二百六十一條の規定は更生計画の定めにより更生会社がその組織を変更した後の相互会社（以下この節において「組織変更後の相互会社」という。）の取締役、執行役及び監査役に関する条項について、第二百六十三條の規定は組織変更後の相互会社の基金の募集に関する条項について、第二百六十四條の規定は組織変更後の相互会社の社債の発行に関する条項について、それぞれ準用する。この場合において、第二百六十三條第二号及び第二百六十四條第三号中「第二百九十六條において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、第二百六十三條第二号及び第三号並びに第二百六十四條第三号及び第四号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

(新相互会社の設立)

第三百六十五條 第二百七十五條の規定は、保険業を営む株式会社の更生手続における相互会社の設立に関する条項について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「第二百九十六條において準用する会社更生法」とあるのは「会社更生法」と、同号及び同項第四号

(保険契約の移転に関する特例)

第三百六十六条 第三百二二条第一項及び第二項の規定は、更生計画において更生会社が第三百五十九条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合について準用する。

(組織変更に関する特例)

第三百六十七条 第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項については定めがあるときは、更生債権者等は、組織変更がその効力を生ずる日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の基金の拠出者となる。

2| 第二百九十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合について準用する。この場合において、第二百九十九条第一項及び第二項中「第二百六十一条」とあるのは「第三百六十条第一項第一号又は第三号」と、同条第一項中「会計監査人、清算人又は代表清算人」とあり、並びに同条第二項及び第六項中「会計監査人又は清算人」とあるのは「又は会計監査人」と、同条第一項中「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第三項中「第二百六十一条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは「第三百六十条第一項第三号口又は二」と、同項及び同条第六項中「代表執行役又は代表清算人」とあるのは「又は代表執行役」と読み替えるものとする。

3| 第三百六十条第一項の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十九条の二、第七十条及び第七十二条から第七十九条までの規定は、適用しない。

4| 会社更生法第二百九条第三項の規定は、組織変更後相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中「設立時取締役、設立時監査役、取締役」とあるのは「取締役」と、「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。

(保険契約の移転に関する特例)

第三百六十六条 第三百二二条の規定は、更生計画において更生会社が第三百五十九条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合について準用する。

(合併に関する特例)

第三百六十七条 会社更生法第一百一十三条第一項の規定は、第三百六十二条第三号の規定により更生計画において合併により設立される株式会社が生じた時に、合併に際して発行する株式を割り当てた場合について準用する。

2| 第三百六十一条第三号又は第三百六十二条第三号の規定により更生計画において合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、合併の効力が生じた時に基金の拠出者となる。

3| 第三百六十条第三号、第三百六十一条第四号、第三百六十二条第四号又は第三百六十三条第四号の規定により更生計画において株主等、基金の拠出者又は社員に対して新株予約権又は社債を割り当てたときは、株主等、基金の拠出者又は社員は、合併の効力が生じた時に新株予約権者又は社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条(保険業法第六十一条第二項)において準用する場合を含む。( )の規定は、適用しない。

4| 第三百六十条から第三百六十三条までの規定により更生計画において更生会社が合併を行うことを定めた場合においては、保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百八条ノ二、第四百八条ノ三及び第四百二十二条並びに同法第四百十六條第二項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定並びに保険業法第六十五条の二及び第六十六条の規定は、更生会社については、適用しない。

5| 第三百六十二条の規定により更生計画において更生会社が相互会社と合併することを定めた場合における保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百二十二条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百九条第九号」とあるのは「保険業法(平成七年法律第百五号)第百六十五条第一項第十号」と、「合併契約書二付第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第二項ニ規定スル更生計画ヲ謂フ以下同ジ)ニ付認可ノ決定アリタル」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

6| 第四項に規定する場合には、保険業法第五十九条第三項の規定により従うものとされる商法第四百十五條第二項の規定にかかわらず、更生会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び債権者は、同条第一項の訴えを提起することができない。

(組織変更後相互会社の基金の募集に関する特例)

第三百六十八条 第三百三三條の規定は、第三百六十条第二項において準用する第二百六十三條第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して組織変更後相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三三條第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、同条第一項中「無記名式の」とあるのは「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、第三百七七條において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号及び同条第四項中「社員」とあるのは「株主」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第二百六十三條第三号」とあるのは「第三百六十条第二項において準用する第二百六十三條第三号」と読み替えるものとする。

(組織変更後相互会社の募集社債を引き受ける者の募集に関する特例)

第三百六十九条 会社更生法第二百七七條の規定は、第三百六十条第二項において準用する第二百六十四條第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七七條第一項及び第三項中「更生会社」とあるのは「組織変更後相互会社」と、同条第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項中「第二百七十七條第四号」とあるのは「更生特例法第二百六十条第二項において準用する更生特例法第二百六十四條第四号」と読み替えるものとする。

(吸収合併に関する特例)

第三百七十条 第三百六十一條第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定す

(組織変更に関する特例)

- 第三百六十八条 第三百六十四條第一項の規定により更生計画において更生会社がその組織を変更することを定めた場合においては、その組織変更の効力は、更生会社についての解散の登記及び組織変更後の相互会社についての設立の登記をした時に生ずる。
- 2| 第三百六十四條第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等に対して基金の拠出を割り当てたときは、更生債権者等は、組織変更の効力が生じた時に基金の拠出者となる。
- 3| 第一項に規定する場合においては、保険業法第六十九条から第七十八条まで、第八十一条及び第八十四条の規定は、適用しない。
- 4| 第二百九十九條の規定は、第一項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百六十一條第一号」とあるのは「第三百六十四條第二項において準用する第二百六十一條第一号」と、同項及び同条第四項中「更生計画認可の決定」とあるのは「組織変更の効力が生じた」と、同条第二項中「第二百六十一條第二項」とあるのは「第三百六十四條第二項において準用する第二百六十一條第二項」と、同条第三項中「保険業法第五十一條第一項及び第五十三條第一項並びに同法」とあるのは「保険業法」と、同条第四項中「監査役」とあるのは「監査役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は」と、同条第五項中「代表取締役」とあるのは「代表取締役(委員会等設置会社にあつては、商法特例法第二十一條の八第四項に規定する委員会を組織する取締役及び代表執行役)と読み替えるものとする。
- 5| 会社更生法第七十七條第一項の規定は、組織変更後の相互会社に対する管財人及び調査委員の報告徴収及び検査について準用する。

(組織変更後の相互会社の基金の募集に関する特例)

- 第三百六十九条 第三百三三條第一項から第三項までの規定は、第三百六十四條第二項において準用する第二百六十三條第三号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三三條第一項中「無記名式の」とあるのは「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、第三百七七條において準用する同法第四章」とあるのは「第四章」と、同項第一号中「社員」とあるのは「株主等」と読み替えるものとする。
- 2| 第三百三三條第四項の規定は、第三百六十四條第二項において準用する第二百六十三條の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が基金を募集することを定めた場合について準用する。

(組織変更後の相互会社の社債の発行に関する特例)

第三百七十条 会社更生法第二百七十七條第一項から第三項までの規定は、第三百六十四條第二

る吸収合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、吸収合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の基金の拠出者となる。

2 第三百六十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五條の二、第六十五條の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五條の七の規定は、更生会社については、適用しない。

3 第三百六十一条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸収合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅会社の基金の拠出者又は社員は、効力発生日に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百六十一条第二項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第三百六十一条第二項第一号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百六十一条第二項第一号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条の規定、保険業法第六十五條の九の規定並びに同法第六十五條の十二において準用する同法第六十五條の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五條の七の規定は、更生会社については、適用しない。

(新設合併に関する特例)

第三百七十一条 第三百六十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の株式の株主となる。

2 第三百六十二条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅会社の株主又は基金の拠出者若しくは社員は、新設合併設立会社の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第三百六十二条第一項第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

項において準用する第二百六十四條第四号の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が更生債権者等又は株主等に社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。

2 第三百六十四条第一項において準用する第二百六十四條の規定により更生計画において組織変更後の相互会社が社債を発行することを定めたときは、保険業法第六十一条第二項において準用する商法第二百九十八條の規定は、適用しない。

(新設)

二 第三百六十二条第一項第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第三百六十二条第一項第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

3| 前項に規定する場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の二、第六十五条の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

4| 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第二号に掲げる事項についての定めがあるときは、更生債権者等は、新設合併設立会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第一号の基金の拠出者となる。

5| 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合において、同項第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、新設合併消滅会社の社員は、新設合併設立会社の成立の日、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号の社債の社債権者となる。

6| 第三百六十二条第二項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する新設合併をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条の規定並びに保険業法第六十五条の二、第六十五条の四（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第六十五条の七の規定は、更生会社については、適用しない。

（新相互会社の設立に関する特例）

第三百七十二条 第三百六十三条において準用する第一百七十二条本文の規定により更生計画において相互会社を設立することを定めた場合には、当該相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 （略）

3 第一項に規定する場合には、新相互会社の創立総会における決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新相互会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新相互会社の設立に関してした行為についてその責を負い、新相互会社の設立に関して支出した費用を負担する。

5| 第二百九十九条第一項から第三項までの規定は第一項に規定する場合における新相互会社の設立時取締役等（第三百六十三条において準用する第二百七十二条第九号に規定する設立時取締役等をいう。以下この項において同じ。）の選任又は選定について、第二百九十九条第六項の規定は新相互会社の設立時取締役等が新相互会社の成立後において新相互会社取締

（新相互会社の設立に関する特例）

第三百七十一条 第三百六十五条において準用する第一百七十五条第一項の規定により更生計画において相互会社を設立することを定めた場合においては、当該相互会社（以下この条において「新相互会社」という。）についての発起人の職務は、管財人が行う。

2 （略）

3 第一項に規定する場合には、新相互会社の創立総会における定款の変更の決議は、その内容が更生計画の趣旨に反しない限り、することができる。

4 第一項に規定する場合において、新相互会社が成立しなかったときは、更生会社は、管財人が同項の規定により新相互会社の設立に関してした行為についてその責めに任じ、新相互会社の設立に関して支出した費用を負担する。

5| 第二百九十九条第一項、第二項及び第六項の規定は第一項に規定する場合における取締役、監査役及び代表取締役（委員会等設置相互会社にあつては、取締役、保険業法第五十二条の三第一項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役）の選任又は選定について、第三百三条第一項から第三項ま

役等（同号に規定する新相互会社取締役等をいう。以下この項において同じ。）となつた場合における当該新相互会社取締役等の任期について、第三百三条の規定は更生債権者等又は株主に対して新相互会社の基金の拠出の割当てを受ける権利を与える場合について、第三百四條の規定は新相互会社の募集債権を引き受ける者の募集について、第三百五條の規定は更生債権者等又は株主の権利の消滅と引換えにする新相互会社の設立時の基金の拠出の割当て又は社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九條第一項及び第二項中、「第二百六十一條」とあるのは、「第三百六十三條において準用する第二百七十二條第七号又は第八号」と、同条第一項中、「会計監査人又は清算人」とあり、及び同条第二項中、「会計監査人又は清算人」とあるのは、「又は会計監査人」と、同条第一項及び第三百五條中、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「新相互会社が成立した」と、第二百九十九條第三項中、「第二百六十一條第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号」とあるのは、「第三百六十三條において準用する第二百七十二條第八号又は二」と、「代表執行役又は代表清算人」とあるのは、「又は代表執行役」と、第三百三條第一項、第三項及び第四項中、「第二百六十三條第三号」とあるのは、「第三百六十三條において準用する第二百七十二條第四号」と、同条第一項及び第三項並びに第三百四條第一項及び第三項中、「更生会社」とあるのは、「新相互会社」と、第三百三條第一項及び第三百四條第一項中、「無記名式」とあるのは、「無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七七條において準用する同法第四章」とあるのは、「第四章」と、第三百三條第一項第一号及び第四項、第三百四條第一項及び第四項並びに第三百五條中、「社員」とあるのは、「株主」と、第三百四條第一項、第三項及び第四項中、「第二百六十四條第四号」とあるのは、「第三百六十三條において準用する第二百七十二條第十号」と、第三百五條第一項中、「第二百六十五條第一項」とあり、及び同条第二項中、「第二百六十五條第二項」とあるのは、「第三百六十三條において準用する第二百七十二條第十一号」と、同条第一項中、「同項第三号」とあり、及び同条第二項中、「同項第七号」とあるのは、「同号」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合には、保険業法第二十二條第二項、第二十三條第一項第九号及び第四項、第二十四條第二項、第二十八條第一項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三條第一項第九号に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三條第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十條の七第七項第一号（公証人の氏名に係る部分に限る。）及び第二号（同法第二十三條第一項第九号に係る部分に限る。）、第三十條の八第一項、第三十條の十第一項及び第六項、第三十條の十一（同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第三十條の十四の規定は、適用しない。

7 会社更生法第二百九條第三項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。この場合において、同項中、「会計監査人、業務を執行する社員」とあるのは、「会計監査人」と読み替えるものとする。

での規定は更生債権者等又は株主等に対して基金の拠出についての引受権を与える場合について、会社更生法第一百七七條の規定は新相互会社の社債の発行について、それぞれ準用する。この場合において、第二百九十九條第一項中、「第二百六十一條第一項第一号」とあるのは、「第三百六十五條において準用する第二百七十五條第一項第六号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは、「同項に規定する新相互会社が成立した」と、「同項第二号」とあるのは、「同号」と、同条第二項中、「第二百六十一條第二項」とあるのは、「第三百六十五條において準用する第二百七十五條第一項第六号」と、「同項」とあるのは、「同号」と、第三百三條第一項中、「無記名式の」とあるのは、「新株予約権証券若しくは無記名式の」と、「第一百七七條において準用する同法第四章」とあるのは、「第四章」と、同項第一号中、「社員」とあるのは、「株主等」と、同法第二百七十七條第一項中、「第一百七十七條第一項第四号」とあるのは、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百六十五條において準用する同法第二百七十五條第一項第七号」と、同条第四項中、「商法」とあるのは、「保険業法第六十一條第二項において準用する商法」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する場合には、保険業法第二十二條第四項において準用する商法第六十七條、保険業法第二十三條第四項において準用する商法第九十二條第一項、第二項及び第四項、保険業法第二十六條第四項において準用する商法第八十一條、第八十三條第一項、第八十四條（同条第一項中同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号に掲げる事項に関する部分を除く。）、第八十五條及び第八十六條、保険業法第三十條において準用する商法第九十二條ノ二から第九十八條まで並びに保険業法第八十三條第一項において準用する商法第四百二十八條の規定は、適用しない。

7 会社更生法第七十七條第一項の規定は、新相互会社に対する管財人の報告徴収及び検査について準用する。

(組織変更後相互会社等に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百七十二条 更生手続開始後に更生会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新相互会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後相互会社又は当該新相互会社の取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後相互会社又は前条第一項に規定する新相互会社における在職期間とみなす。

(基金の拠出等の割当てを受ける権利の譲渡)

第三百七十三条の二 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主に対して組織変更後相互会社又は第三百七十二條第一項に規定する新相互会社の基金の拠出又は募集社債の割当てを受ける権利が与えられた場合には、当該権利は、これを他に譲渡することができる。

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百七十四条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後相互会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項中「本店」(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。 )「とあるのは、」主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡)

第三百八十七条 (略)

(異議の通知)

第三百九十九条 更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。))に規定する届出をした更生債権者等をいう。(若しくは株主若しくは組合員等が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

(新法人に異動した者の退職手当の取扱い)

第三百七十二条 更生手続開始後に更生会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人であった者で、更生計画の定めにより更生会社の組織が変更された際又は前条第一項に規定する新相互会社が設立された際に更生会社を退職し、かつ、引き続き組織変更後の相互会社又は当該新相互会社の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役、監査役又は使用人となったものは、更生会社から退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に規定する者の更生会社における在職期間は、退職手当の計算については、組織変更後の相互会社又は新相互会社における在職期間とみなす。

(基金の拠出等についての引受権の譲渡)

第三百七十三条 更生計画の定めによって更生債権者等又は株主等に対して組織変更後の相互会社又は第三百七十一条第一項に規定する新相互会社の基金の拠出又は社債についての引受権が与えられた場合においては、当該引受権は、これを他に譲渡することができる。

(更生計画の遂行に関する登記の嘱託)

第三百七十四条 会社更生法第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又は同法の規定若しくはこの節の規定により更生手続終了前に組織変更後の相互会社又は更生計画の定めにより設立される相互会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、同項中「本店及び支店」(外国に本店があるときは、日本における営業所。第四項及び次条第一項において同じ。 )「とあるのは、」主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(営業譲渡等)

第三百八十七条 (略)

(異議の通知)

第三百九十九条 更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。))に規定する届出をした更生債権者等をいう。(若しくは株主等若しくは組合員等が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知しなければならない。

2 (略)

(事業の譲渡)

第四百六六条 (略)

(異議の通知)

第四百十八条 更生債権等の調査において、基金代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項に規定する届出をした更生債権者等をいう。)(若しくは株主が異議を述べた場合(基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2 (略)

(事業の譲渡)

第四百二十四条 (略)

(異議の通知)

第四百三十六条 更生債権等の調査において、保護機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。))に規定する届出をした更生債権者等をいう。)(若しくは株主若しくは社員が異議を述べた場合(保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2 (略)

(事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例)

第四百五十四条 民事再生法第四十三条(第八項を除く。))の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは、「協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。))」と、「事業の全部の譲渡又は会社法第四百六十七条第一項第二号に規定する事業の重要な一部の譲渡」とあり、及び「事業の全部の譲渡又は事業の重要な一部の譲渡」とあるのは、「事業の全部又は一部の譲渡」と、「同項」とあるのは、「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十三条及び第六十二条第

2 (略)

(営業譲渡)

第四百六六条 (略)

(異議の通知)

第四百十八条 更生債権等の調査において、基金代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項に規定する届出をした更生債権者等をいう。)(若しくは株主等が異議を述べた場合(基金が当該基金代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、基金は、遅滞なく、その旨を当該基金代理債権に係る基金代理顧客に通知しなければならない。

2 (略)

(営業譲渡等)

第四百二十四条 (略)

(異議の通知)

第四百三十六条 更生債権等の調査において、保護機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第四十二条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。))に規定する届出をした更生債権者等をいう。)(若しくは株主等若しくは社員が異議を述べた場合(保護機構が当該保護機構代理債権について異議を述べた場合を除く。))には、保護機構は、遅滞なく、その旨を当該保護機構代理債権に係る保護機構代理保険契約者に通知しなければならない。

2 (略)

(事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例)

第四百五十四条 民事再生法第四十三条の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは、「協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。))」と、「営業の全部又は重要な一部の譲渡」とあるのは、「事業の全部又は一部の譲渡」と、「商法第二百四十五条第一項」とあるのは、「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十八条及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十三条及び第六十二条第一項」と、「株主総会の決議」とあるのは、「総会又は総代会の議決」と、同条第二項及び第六項中「株主」とあるのは、「会員又

「項」と、「株主総会の決議による承認」とあるのは「総会又は総代会の議決」と、同条第二項及び第六項中「株主」とあるのは「会員又は組合員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「会員若しくは組合員」と、「株主名簿」とあるのは「会員名簿若しくは組合員名簿」と、「株主が」とあるのは「会員若しくは組合員が」と読み替えるものとする。

(詐欺更生罪)

第五百四十九条 第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者(協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。)(又は組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〜四 (略)

2 (略)

3 第六十九條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者(相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。)(又は社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者も、相互会社について第九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、第一項と同様とする。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、第九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〜四 (略)

4 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第五百五十二条 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関若しくは転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関又は同項第六号に規定する新株式会社(第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。)(の設立時取締役、設立時監査役、理事、取締役、会計参与、監事、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者が、第二十四条第一項

は組合員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「会員若しくは組合員」と、「株主名簿」とあるのは「会員名簿若しくは組合員名簿」と読み替えるものとする。

(詐欺更生罪)

第五百四十九条 第四条第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、協同組織金融機関に係る担保権者(協同組織金融機関の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。)(又は組合員等を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、協同組織金融機関について第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、第三十一条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〜四 (略)

2 (略)

3 第六十九條第一項に規定する更生手続の開始の前後を問わず、債権者、相互会社に係る担保権者(相互会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権を有する者をいう。以下この章において同じ。)(又は社員を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者も、相互会社について第九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、第一項と同様とする。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、第九十六条において準用する会社更生法第四十一条第一項に規定する更生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

一〜四 (略)

4 (略)

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第五百五十二条 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関、同条第七項に規定する更生協同組織金融機関、第二百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関又は同項第五号に掲げる株式会社(第三項において「開始前協同組織金融機関等」という。)(の理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は

、第二十八条、第四十九条若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その開始前協同組織金融機関等の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条若しくは第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関又は同条第七項に規定する更生協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条又は第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5 第三百四十五条第一項第二号に規定する転換後信用金庫又は第三百五十四条第一項に規定する新協同組織金融機関（第七項において「転換後信用金庫等」という。）の理事、監事、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第三百五十二条第五項又は第三百五十四條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百五十二条第五項又は第三百五十四條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その転換後信用金庫等の業務に関し、第三百五十二条第五項又は第三百五十四條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

第五百五十三条 第六百六十九條第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四條第一項第四号に掲げる組織変更後株式会社、同項第五号に規定する株式会社若しくは新株式会社又は同項第六号に規定する新相互会社（第三項において「開始前会社

虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（第四項及び第六項において「代表者等」という。）が、前項に規定する者の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第一項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その開始前協同組織金融機関等の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条、第七十三条又は第二百二十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関又は同条第七項に規定する更生協同組織金融機関の子会社（協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、信用金庫法第三十二条第六項又は労働金庫法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）の代表者等が、その子会社の業務に関し、第二十四条第一項、第二十八条、第四十九条又は第七十三条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5 第三百四十七条第二項に規定する組織変更後の信用金庫又は第三百五十二条第一項に規定する新協同組織金融機関（第七項において「組織変更後の信用金庫等」という。）の理事、監事、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第三百五十二条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百五十二条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者（同項に規定するこれらの者であつた者を除く。）が、その組織変更後の信用金庫等の業務に関し、第三百五十二条第六項又は第三百五十二条第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

第五百五十三条 第六百六十九條第六項に規定する開始前会社、同条第七項に規定する更生会社、第二百九十四條第一項第四号に掲げる組織変更後株式会社又は同項第五号に掲げる株式会社（第三項において「開始前会社等」という。）の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用

等」という。)の設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者若しくはこれらの者であつた者又は発起人であつた者が、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百五十五条若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項及び第六項において「代表者等」という。)が、前項に規定する者の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百五十五条若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第一項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その開始前会社等の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百五十五条若しくは第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する同法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

4 第百六十九條第六項に規定する開始前会社又は同条第七項に規定する更生会社の実質子会社(保険業法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下この項において同じ。)の代表者等が、その実質子会社の業務に関し、第百八十九条第一項、第百九十三条、第二百五十五条又は第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5 第百六十条第一項第一号に規定する組織変更後相互会社又は第三百七十二條第一項に規定する新相互会社(第七項において「組織変更後相互会社等」という。)の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その組織変更後相互会社等の業務に関し、第三百六十七條第四項又は第三百七十二條第七項において準用する会社更生法第二百九条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第百八十九條第一項、第百九十三条、第二百五十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項及び第六項において「代表者等」という。)が、前項に規定する者の業務に関し、第百八十九條第一項、第百九十三条、第二百五十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第一項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その開始前会社等の業務に関し、第百八十九條第一項、第百九十三条、第二百五十五条、第二百三十九条又は第二百九十七条第二項若しくは第三項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第百六十九條第六項に規定する開始前会社又は同条第七項に規定する更生会社の子会社(保険業法第十二條第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)又は連結子会社(同法第五十九條第一項において準用する商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社をいう。以下この項において同じ。)の代表者等が、その子会社又は連結子会社の業務に関し、第百八十九條第一項、第百九十三条、第二百五十五条又は第二百三十九条において準用する会社更生法第七十七条第二項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

5 第百六十四條第二項に規定する組織変更後の相互会社又は第三百七十一條第一項に規定する新相互会社(第七項において「組織変更後の相互会社等」という。)の取締役、執行役、監査役、清算人若しくは使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者が、第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

6 前項に規定する者の代表者等が、同項に規定する者の業務に関し、第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

7 第五項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その組織変更後の相互会社等の業務に関し、第三百六十八條第五項又は第三百七十一條第七項において準用する会社更生法第七十七条第一項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

